

監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた
措置の内容の公表

横浜市報定期第148号 別冊

総コ第153号
令和5年9月19日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市長 山中 竹春



監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて、各区局が改善し、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

担当：総務局コンプライアンス推進室
電話：671-2329
e-mail：so-comp@city.yokohama.jp

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
1	財務監査	R4	経理事務	5 委託	契約事務	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」によれば、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 マニフェストに一部の産業廃棄物の記載がなかった。	環境創造局	環境科学研究所	-	指摘事項の発生原因が、契約書とマニフェスト伝票の記載内容の照合を行わず、担当者のみで確認し交付したことから、再発防止策として、記載内容の照合の確認を2人以上で行うよう改善しました。
2	財務監査	R4	経理事務	5 委託	契約事務	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」によれば、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 2箇所の運搬先のうち1箇所について、マニフェストを交付していなかった。	環境創造局	環境管理課	-	指摘事項の発生原因が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「特定家庭用機器再商品化法」に関する知識不足によるものであったことから、再発防止策として、事務マニュアルの「廃棄物の処理手順について」改訂及び課内研修を令和5年3月13日、6月16日に実施し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策の周知徹底を行いました。
3	財務監査	R4	経理事務	6 物品購入	契約事務	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件100万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺等の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとしている。また、「横浜市医療局病院経営本部会計規程(平成17年3月病院経営局規程第31号)」によれば、支出を決定しようとするときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件160万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺兼物品調達票の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発注伺の決裁を受ける前に契約を締結していた。	総務局	総務課	-	指摘事項の発生原因が、不注意により決裁日を誤入力したことであつたため、再発防止策として令和4年11月17日に課内会議において、本指摘事項の内容及び事案の発生原因を共有するとともに、適切な契約事務について確認を行いました。 経理担当課としては、令和5年3月7日の局部課長会にて指摘事項を局内共有し、令和5年6月8日、YCAN(市庁舎内インターネット)の総務局総務課経理担当ページに掲載しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
4	財務監査	R4	経理事務	6 委託 契約事務	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件100万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺等の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとされている。また、「横浜市医療局病院経営本部会計規程(平成17年3月病院経営局規程第31号)」によれば、支出を決定しようとするとときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件160万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺兼物品調達票の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発注伺の決裁を受ける前に契約を締結していた。	にぎわい スポーツ 文化局 旧:文 化観光 局	文化振興 課	-	指摘事項の発生原因是確認不足であったことから、再発防止策として、令和5年2月10日の課内の朝礼で指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を行いました。
5	財務監査	R4	経理事務	6 委託 契約事務	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件100万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺等の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとされている。また、「横浜市医療局病院経営本部会計規程(平成17年3月病院経営局規程第31号)」によれば、支出を決定しようとするとときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件160万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺兼物品調達票の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発注伺の決裁を受ける前に契約を締結していた。	資源循 環局	3R推進課	-	指摘事項の発生原因が担当者の請書の日付の確認不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等で書類の時系列の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。
6	財務監査	R4	経理事務	6 委託 契約事務	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件100万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺等の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとされている。また、「横浜市医療局病院経営本部会計規程(平成17年3月病院経営局規程第31号)」によれば、支出を決定しようとするとときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件160万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺兼物品調達票の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発注伺の決裁を受ける前に契約を締結していた。	建築局	都市計画 課	-	指摘事項の発生原因が、担当者及び責任職の決裁完了日の確認不足であったため、あらためて委託や物品の発注の原則、支出命令起案時に発注伺の決裁完了日を確認することの徹底を課内に周知するとともに、令和5年3月14日に指摘事項について、注意喚起を行いました。 また、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務について、係内で再度確認し、確認結果及び今後の防止策を責任職に報告することで、係ミーティングで全体に共有しました。 指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を報告しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
7	財務監査	R4	経理事務	物品購入 契約事務	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件100万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺等の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとしている。また、「横浜市医療局病院経営本部会計規程(平成17年3月病院局規程第31号)」によれば、支出を決定しようとするとときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならず、1件160万円未満の物品の購入等の経費については、発注伺兼物品調達票の決裁を行うことにより、執行伺を省略することができるとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発注伺兼物品調達票の決裁を受ける前に契約を締結していた。	医療局 病院経営本部	市民病院 総務課	-	指摘事項の発生原因が担当者と責任職の確認不足であったことから、再発防止策として当課で経理業務に関する情報共有を図り、あらためて再発防止のための研修を令和5年3月17日に実施しました。業務の棚卸を行い、発生原因であった資料の取扱方法のスキームを変更し対応しています。今後もミス撲滅・効率化のための事務改善の見直しを進めています。 また、決裁完了後にも押印漏れがないか、適切に押印されているかチェックを行うこととしました。
8	財務監査	R4	経理事務	物品購入 契約事務	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、契約書を作成する場合は、契約代金の支払方法、履行期限、契約履行の場所、部分払に該当する場合は部分払の方法等を記載しなければならないとされている。また、契約金額100万円以下の契約(物品の買受け及び物品の製造の請負契約にあっては、契約金額160万円以下の契約)を締結する場合は、契約書の作成を省略することができ、この場合、契約の相手方は、契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類を市長に提出しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 納入場所・納入期限・支払時期の特約の確認等の記載がない請書により契約を締結していた。	建築局	保全推進課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の請書の確認不足であったことから、再発防止策として書類チェックの徹底について、課内物品購入担当と責任職で令和5年5月31日に研修を実施しました。 また、指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。
9	財務監査	R4	経理事務	6 委託 契約事務	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、契約書を作成する場合は、契約代金の支払方法、履行期限、契約履行の場所、部分払に該当する場合は部分払の方法等を記載しなければならないとされている。また、契約金額100万円以下の契約(物品の買受け及び物品の製造の請負契約にあっては、契約金額160万円以下の契約)を締結する場合は、契約書の作成を省略することができ、この場合、契約の相手方は、契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類を市長に提出しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 設計書に部分払の記載があるにもかかわらず、部分払をしないとした請書により契約を締結していた。	医療局 旧・健康福祉局	衛生研究所 管理課	-	指摘事項の発生原因が請書受領時の確認不足であったことから、再発防止策として請書のチェックポイントを経理事務担当者間で令和5年6月13日に共有し、確認を行いました。 指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年6月13日に周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
10	財務監査	R4	経理事務	7 物品購入	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、物品の買受けに係る契約において、必要があると認められるときは、書面をもって、納入場所等の契約書の内容の変更を契約の相手方に通知して、契約書を変更することができるとしており、また、「横浜市契約事務委任規則(平成11年4月規則第37号)」によれば、1件10万円以上1億円未満の物品の調達等の契約は、財政局長へ委任されている。しかしながら、財政局長へ委任されている契約において、納入場所の一部に変更が生じたにもかかわらず、変更契約に関する依頼を財政局長に行っておらず、書面による通知及び変更に関する契約書の作成が行われていなかった。	道路局	企画課	-	指摘事項の発生原因が職員の知識不足であったことから、再発防止策として指摘事項について所管課内において研修を実施しました。 また、局内全課を対象として、経理担当課主催で、令和5年5月25日及び5月26日に局内経理研修を実施し、他局事例も紹介しつつ、発生原因や再発防止策を周知しました。
11	財務監査	R4	経理事務	7 委託	「横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)」によれば、委託の決定に当たっては、執行予定金額に応じた決裁区分により執行伺の決裁を受けることとされており、1件4千万円以上1億円未満の委託の決定に関することは部長専決とされている。しかしながら、執行伺について課長専決としていた。	経済局	新産業創造課	-	指摘事項の発生原因が職員の経理・契約事務に関する知識不足であったことから、再発防止策として起案者は起案の際は規程で定められた決裁者を確認すること、承認者は承認時に規程で定める決裁者となっているかを確認することについて課内で令和5年3月24日に周知徹底しています。
12	財務監査	R4	経理事務	8 委託	「契約事務に関する決裁事項及び専決事項(平成11年4月1日)」によれば、委託の見積書徴収に当たっては、執行予定金額に応じた決裁区分により見積徴収伺の決裁を受けることとされており、第2類委託契約の1件4千万円以上1億円未満の見積書の徴収に関することは部長専決とされている。しかしながら、見積徴収伺について課長専決としていた。	経済局	新産業創造課	-	指摘事項の発生原因が職員の経理・契約事務に関する知識不足であったことから、再発防止策として起案者は起案の際は規程で定められた決裁者を確認すること、承認者は承認時に規程で定める決裁者となっているかを確認することについて課内で令和5年3月24日に周知徹底しています。
13	財務監査	R4	経理事務	8 委託	「委託契約約款」によれば、受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではないとされている。また、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 再委託の契約日後に受託者から提出された再委託承諾申請書を受領していた。	経済局	新産業創造課	-	指摘事項の発生原因が職員の経理・契約事務に関する知識不足及び委託事業者の認識不足であったことから、再発防止策として再委託の必要がある場合は、再委託の必要性や再委託業務内容について、再委託契約の締結前に委託事業者にから横浜市に必ず相談してもらうようにすること、再委託の手続きについては、当該契約で適用している約款を確認することについて課内で令和5年3月24日に周知徹底しています。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
14	財務監査	R4	経理事務	8 委託 契約事務	「委託契約約款」によれば、受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではないとされている。また、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならぬとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 書面による再委託承諾申請がされていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	都市整備局	都市デザイン室	-	指摘事項の発生原因が、書面による再委託承諾申請が必要であるについての認識不足であったことから、再発防止策として課内の全職員(責任職含む)に対し、指摘事項の内容、根拠規定、発生原因を令和5年1月31日に周知し、経理事務に関する研修資料やYcanリンク集(市庁舎内イントラネット)を室内で共有しました。また、今年度異動してきた職員に対し、上記事項を改めて共有しました。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知、指摘事項と同様の案件の有無について全課で点検、5月11日各課経理担当者、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。
15	財務監査	R4	経理事務	9 委託 個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	政策局	共創推進課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の不注意、責任職の書類の提出状況の確認不足であったことから、再発防止策として総務課から局内の全課に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を令和5年6月27日に周知し、注意喚起しました。
16	財務監査	R4	経理事務	9 委託 個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	市民局	地域施設課	-	指摘事項の発生原因が担当者の引継不足及び個人情報取扱特記事項適用の契約に対する認識不足であることから、再発防止策として令和4年11月22日に朝礼にて研修を行い、個人情報の取扱いについて課内周知しました。 また、チェックリストを作成し、担当者以外も進捗状況が把握できるようにしました。
17	財務監査	R4	経理事務	9 委託 個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の個人情報取扱特記事項の確認不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に個人情報取扱特記事項について、課内に周知・徹底しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
18	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	こども青少年局	南部児童相談所	-	指摘事項の発生原因が、委託業者からの契約書及び研修計画書の保管場所が統一されておらず、また、人事異動による引継ぎができていなかたことにあつたため、再発防止策として、必要な書類はPDF化し、決められた共有フォルダにも保存するよう、契約事務を行う庶務担当職員に令和4年11月1日に周知しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
19	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	健康福祉局	生活支援課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の個人情報と取り扱う委託契約における事務手続きの確認不足であったことから、再発防止策として個人情報を取り扱う委託契約事務における注意事項(指摘事項を含む)を監査日翌日の令和4年11月11日に改めて課内に周知しました。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。
20	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	健康福祉局	介護保険課	-	指摘事項の発生原因が様式の提出依頼を失念したためであったことから、再発防止策として令和4年11月17日に課内に指摘事項の内容・根拠規程等を周知し、適切な事務の徹底を注意喚起するとともに担当者・責任職は支出命令書起案作成・決裁時に、個人情報取扱特記事項に関する書面の受理漏れがないか、「委託契約一覧表」を作成し、これを用いて確認することとした。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
21	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	港湾局	水域管理課	-	指摘事項の発生原因が主に個人情報取扱特記事項を適用する契約事務手続きの確認不足であったことから、再発防止策として、受託者からの提出書類も含めた、委託契約に係る業務チェックリストを作成し、その進捗の確認を徹底することとしました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知しました。
22	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	交通局	安全教育センター	-	指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、令和4年11月30日に責任職より担当職員に対して、個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を要することを改めて周知しました。 また、再発防止策として指摘された事務と同様の事務に従事する局内の職員を対象に、令和5年6月30日及び同年7月3日に研修を実施しました。
23	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	交通局	駅務管理所	-	指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、令和4年12月6日に責任職より担当職員に対して、個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を要することを改めて周知しました。 また、再発防止策として指摘された事務と同様の事務に従事する局内の職員を対象に、令和5年6月30日及び同年7月3日に研修を実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
24	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 再受託者の誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	健康福祉局	介護保険課	-	指摘事項の発生原因が知識不足であったことから、再発防止策として令和4年11月17日に課内に指摘事項の内容・根拠規程等を周知し、適切な事務の徹底を注意喚起するとともに担当者・責任職は支出命令書起案作成・決裁時に、個人情報取扱特記事項に関する書面の受理漏れがないか、「委託契約一覧表」を作成し、これを用いて確認することとしました。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。
25	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。また、提出された誓約書の研修受講日欄の日付が空欄だったにもかかわらず、修正を求めていなかった。	健康福祉局	介護保険課	-	指摘事項の発生原因が知識不足であったことから、再発防止策として令和4年11月17日に課内に指摘事項の内容・根拠規程等を周知し、適切な事務の徹底を注意喚起するとともに担当者・責任職は支出命令書起案作成・決裁時に、個人情報取扱特記事項に関する書面の受理漏れがないか、「委託契約一覧表」を作成し、これを用いて確認することとしました。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。
26	財務監査	R4	経理事務	9 委託	個人情報の取扱いに係る事務	個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	医療局 病院経営本部	脳卒中・神経脊椎センター医事課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足、責任職による研修実施報告書の確認不足であったことから、再発防止策として、令和5年2月20日、21日に経理業務の研修を行いました。 また、院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年2月20日、21日に周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
27	財務監査	R4	経理事務	9 委託 個人情報の取扱いに係る事務	<p>個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかししながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>提出された誓約書と業務従事者等名簿を突合したところ、誓約書に署名がない従事者があったにもかかわらず、修正を求めていなかった。</p>	国際局	センター南 パスポート センター	-	<p>指摘事項の発生原因が職員の知識不足、及び個人情報保護に関する誓約書の確認不足であったことから、再発防止策として、センター南パスポートセンターでは、事務マニュアルの改訂を行い、改訂内容・指摘事項の職場内周知を令和5年3月31日に行いました。</p> <p>また、他課でも関連する内容であるため、局経理担当課から令和4年11月8日に局内経理担当係長及び経理担当との定例ミーティング内で指摘事項の共有を行うとともに、令和5年3月13日に全課宛てに注意点をメールで周知しました。</p> <p>局内経理担当係長及び経理担当を対象とした経理研修でも、改めて令和5年7月24日・25日に周知しました。</p>
28	財務監査	R4	経理事務	9 委託 個人情報の取扱いに係る事務	<p>個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかししながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>提出された誓約書の氏名欄が記名のみで押印がなかったにもかかわらず、修正を求めていなかった。</p>	港湾局	水域管理 課	-	<p>指摘事項の発生原因が主に個人情報取扱特記事項を適用する契約事務手続の確認不足であったことから、再発防止策として、受託者からの提出書類も含めた、委託契約に係る業務チェックリストを作成し、その進捗の確認を徹底することとしました。</p> <p>また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知しました。</p>
29	財務監査	R4	経理事務	9 物品購入 検査事務	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、検査は、検査員に任命された職員又は市長から検査の委託を受けた者が行うこととされている。しかしながら、いずれにも該当しない者が検査を行っていた。	総務局	人事課	-	<p>指摘事項の発生原因が、適切な検査事務の認識不足であったことから、再発防止策として令和4年12月12日に課内会議において、本指摘事項の内容を共有するとともに、適切な検査事務について確認を行いました。</p> <p>経理担当課としては、令和5年3月7日の局部課長会にて指摘事項を局内共有し、令和5年6月8日、YCAN(市庁舎内イントラネット)の総務局総務課経理担当ページに掲載しました。</p>

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
30	財務監査	R4	経理事務	9 物品購入	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、検査は、検査員に任命された職員又は市長から検査の委託を受けた者が行うこととされている。しかしながら、いずれにも該当しない者が検査を行っていた。	都市整備局	都市デザイン室	-	指摘事項の発生原因が、検査は、検査員に任命された職員又は市長から検査の委託を受けた者が行うこととされていることについての認識不足であったことから、再発防止策として課内の全職員(責任職含む)に対し、指摘事項の内容、根拠規定、発生原因を令和5年1月31日に周知し、経理事務に関する研修資料やYcanリンク集(市庁舎内インターネット)を室内で共有しました。また、今年度異動してきた職員に対し、上記事項を改めて共有しました。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知、指摘事項と同様の案件の有無について全課で点検、5月11日各課経理担当者、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。
31	財務監査	R4	経理事務	9 委託	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、市長は、契約の履行の全部又は一部が完了した旨の通知等を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 部分完了の確認の請求を受けた日から14日目及び12日目に検査を行っていた。	消防局	指導課	-	指摘事項の発生原因が担当者の検査期日の失念及び責任職の契約の履行完了の確認不足であったことから、再発防止策として契約の履行完了時に正副担当者及び責任職によるトリプルチェックを行うこととしました。 また、令和5年5月22日実施の全所属の経理担当者を対象とした経理担当者会議において、指摘事項の内容、根拠規定等を周知し、再発防止を図りました。
32	財務監査	R4	経理事務	9 委託	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、市長は、契約の履行の全部又は一部が完了した旨の通知等を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 完了の通知を受けた日から12日目に検査を行っていた。	環境創造局	地籍調査課	-	指摘事項の発生原因是、横浜市契約規則の当該規定解釈を「10営業日」と誤認したことから、再発防止策として、指摘以降に委託完了を迎える各委託の検査予定日が10日以内となっていることを確認しました。また、指摘直後や人事異動直後に当該規定を委託担当者、経理担当者、責任職で確認するとともに、監査報告書が公表された令和5年3月13日、及び指摘事例等を抽出した資料を使用して令和5年6月14日に朝会を活用し、適正な事務の周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
33	財務監査	R4	経理事務	10 委託	検査事務	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、完了検査は契約の履行の全部が完了した後に行うものとされている。しかしながら、最終の機器点検の実施後にも機器故障時等の緊急対応がある契約にもかかわらず、最終の機器点検に係る検査を完了検査とし、契約期間終了後に検査を行っていなかった。	総務局	人材開発課	-	指摘事項の発生原因が、規則内容の確認不足により契約期間終了前に検査を行っていたことから、再発防止策として令和4年11月14日に、契約期間終了後に検査を行う適切な検査事務について課長、係長、担当者で確認を行いました。 経理担当課としては、令和5年3月7日の局部課長会にて指摘事項を局内共有し、令和5年6月8日、YCAN(市庁舎内イントラネット)の総務局総務課経理担当ページに掲載しました。
34	財務監査	R4	経理事務	10 委託	検査事務	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、完了検査は契約の履行の全部が完了した後に行うものとされている。しかしながら、最終の機器点検の実施後にも機器故障時等の緊急対応がある契約にもかかわらず、最終の機器点検に係る検査を完了検査とし、契約期間終了後に検査を行っていなかった。	こども青少年局	南部児童相談所	-	指摘事項の発生原因是、担当者及び責任職の知識不足であったことから、再発防止策として、契約内容を確認しながら検査を実施するよう、検査及び支払に携わる庶務担当職員へ令和4年11月1日に周知しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
35	財務監査	R4	経理事務	10 委託	検査事務	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、完了検査は契約の履行の全部が完了した後に行うものとされている。しかしながら、最終の機器点検の実施後にも機器故障時等の緊急対応がある契約にもかかわらず、最終の機器点検に係る検査を完了検査とし、契約期間終了後に検査を行っていなかった。	医療局 旧:健康福祉局	衛生研究所管理課	-	指摘事項の発生原因が検査時における契約内容の確認不足であったことから、再発防止策として当該業務の担当者向けに検査に係る研修を令和5年5月29日に実施しました。 指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年6月13日に周知しました。
36	財務監査	R4	経理事務	10 委託	検査事務	「横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程(平成20年11月達第33号)」及び「横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱(平成20年11月制定)」によれば、技術検査員及び監督員は、完了検査終了後にそれぞれ成績の評定を行うとともに、設計・測量等委託業務成績評定書を作成し、設計・測量等委託業務担当局長に提出しなければならないとされている。しかしながら、設計・測量等委託業務成績評定書が作成されていなかった。	にぎわい スポーツ 文化局 旧:文化 観光 局	文化振興課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任者の知識不足だったことから、再発防止策として令和5年2月10日の課内の朝礼で指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
37	財務監査	R4	経理事務	10 物品購入	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、検査員は、検査の終了後、検査調書を作成するものとされており、一方で、検査調書の作成を省略できる場合についても規定されている。しかしながら、検査調書の作成を省略できる場合に該当しないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。	環境創造局	環境科学研究所	-	指摘事項の発生原因が、検査調書の作成を省略できる事由の理解不足であったことから、再発防止策として、「横浜市物品及び役務事務取扱要綱」に基づく確認を行い、職員によるダブルチェックを行うよう改善しました。
38	財務監査	R4	経理事務	10 委託	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、検査員は、検査の終了後、検査調書を作成するものとされており、一方で、検査調書の作成を省略できる場合についても規定されている。しかしながら、検査調書の作成を省略できる場合に該当しないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に検査確認におけるチェックポイントについて、課内で周知・徹底することとしました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
39	財務監査	R4	経理事務	11 委託	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、検査員は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等に基づき、契約内容に適合しているか否かを判断し、評定を行うものとされている。しかしながら、検査調書の評定(役務)欄に評定が記載されていなかった。	医療局 旧:健康福祉局	食品衛生課	-	指摘事項の発生原因が検査調書の作成時の確認不足であったことから、再発防止策として、令和4年11月30日の課内朝礼において課内職員に対し指摘事項の共有を行うとともに確認箇所の説明を行い確認を徹底するよう依頼しました。
40	財務監査	R4	経理事務	11 物品購入	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、物品の納入場所が複数の場合は、契約の相手方から納入場所ごとに納品書の提出を受けることとされている。しかしながら、納入場所が複数であったにもかかわらず、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。	経済局	ものづくり支援課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、再発防止策として経理担当者に指摘事項の引継ぎを行うとともに、令和5年3月13日に課内にも朝ミーティング等を通じて周知徹底しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
41	財務監査	R4	経理事務	11 物品購入 検査事務	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、物品の納入場所が複数の場合は、契約の相手方から納入場所ごとに納品書の提出を受けることとされている。しかしながら、納入場所が複数であったにもかかわらず、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。	資源循環局	3R推進課	-	<p>指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。</p> <p>また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。</p> <p>令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。</p>
42	財務監査	R4	経理事務	11 物品購入 検査事務	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、物品の納入場所が複数の場合は、契約の相手方から納入場所ごとに納品書の提出を受けることとされている。しかしながら、納入場所が複数であったにもかかわらず、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。	道路局	企画課	-	<p>指摘事項の発生原因が職員の知識不足であったことから、再発防止策として指摘事項について所管課内において令和5年3月15日に研修を実施し、再発防止の徹底を図りました。</p> <p>また、局内全課を対象として、経理担当課主催で、令和5年5月25日及び5月26日に局内経理研修を実施し、他局事例も紹介しつつ、発生原因や再発防止策を周知しました。</p>
43	財務監査	R4	経理事務	11 委託 検査事務	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、物品の納入場所が複数の場合は、契約の相手方から納入場所ごとに納品書の提出を受けることとされている。しかしながら、納入場所が複数であったにもかかわらず、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。	港湾局	水域管理課	-	<p>指摘事項の発生原因が検査事務の認識不足であったことから、再発防止策として、納入場所ごとに納品書を提出させて納品数量を把握することの必要性について令和4年11月21日に課内周知するとともに、後任者への引継ぎを徹底することとしました。</p> <p>また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知しました。</p>

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
44	財務監査	R4	経理事務	12 物品購入	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等に基づき行うものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 修繕において、仕様書で提出が求められている書類(写真等)が履行期限までに提出されていないにもかかわらず、検査調書では履行期限までに完了したとしていた。	資源循環局	南事務所	-	指摘事項の発生原因が担当者の仕様書内容の確認不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。
45	財務監査	R4	経理事務	12 物品購入	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等に基づき行うものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 修繕において、仕様書に記載された内容の試運転を実施していないにもかかわらず、検査調書では完了したとしていた。	資源循環局	都筑工場	-	指摘事項の発生原因が担当者の仕様書内容の確認不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。
46	財務監査	R4	経理事務	12 委託	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等に基づき行うものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 委託において、仕様書で提出が求められている書類(搬入伝票等)が履行期限までに提出されていないにもかかわらず、検査調書では履行期限までに完了したとしていた。	資源循環局	南事務所	-	指摘事項の発生原因が担当者の仕様書内容の確認不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。
47	財務監査	R4	経理事務	12 物品購入	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る伺(執行伺、発注伺、契約締結伺等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされており、医療局病院経営本部においても同通知を準用している。また、「契約・経理事務における適正な事務処理の徹底について(通知)(平成27年6月16日交経企第265号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る伺(執行伺、発注伺、契約締結伺等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行伺等の起案担当者が検査員を兼務していた。	医療局 病院経営本部	脳卒中・神経脊椎センター医事課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足、責任職による検査記録の確認不足であったことから、再発防止策として令和5年2月20日、21日に経理業務の研修を行いました。 また、院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年2月20日、21日に周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
48	財務監査	R4	経理事務	12 委託	検査事務	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされており、医療局病院経営本部においても同通知を準用している。また、「契約・経理事務における適正な事務処理の徹底について(通知)(平成27年6月16日交経企第265号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行同等の起案担当者が検査員を兼務していた。	医療局	がん・疾病対策課	-	指摘事項の発生原因が担当者の認識と経理関係諸規定及び通知、マニュアル等の確認の不足であったことから、再発防止策として令和5年1月10日に課内会議において研修を行いました。 また、改めて指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年1月10日に周知し課全員で確認しました。
49	財務監査	R4	経理事務	12 委託	検査事務	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされており、医療局病院経営本部においても同通知を準用している。また、「契約・経理事務における適正な事務処理の徹底について(通知)(平成27年6月16日交経企第265号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行同等の起案担当者が検査員を兼務していた。	資源循環局	3R推進課	-	指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。
50	財務監査	R4	経理事務	12 委託	検査事務	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手續等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされており、医療局病院経営本部においても同通知を準用している。また、「契約・経理事務における適正な事務処理の徹底について(通知)(平成27年6月16日交経企第265号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行同等の起案担当者が検査員を兼務していた。	交通局	駅務管理所	-	指摘事項の発生原因としては取扱い及びその趣旨について、知識不足であったことから、再発防止策として物品購入、委託等の履行完了後は「起案担当者」の確認を行うこととし、指摘された事務と同様の事務に従事する局内の全課に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年2月9日に周知しました。 なお、当該部署では責任職により令和4年12月6日に同じ内容の周知を実施しています。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
51	財務監査	R4	経理事務	12 物品購入	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、物品供給契約及び物品製造(印刷製本)請負契約における検査の実施に当たっては、原則として、当該契約の発注課以外の検査員に検査を行わせることとされており、同通知には対象外となる場合についても記載されている。しかしながら、対象外の場合に該当しないにもかかわらず、発注課の検査員が検査を行っていた。	都市整備局	都市デザイン室	-	指摘事項の発生原因が、検査は、原則として、当該契約の発注課以外の検査員に検査を行わせることとされていることについての認識不足であったことから、再発防止策として課内の全職員(責任職含む)に対し、指摘事項の内容、根拠規定、発生原因を令和5年1月31日に周知し、経理事務に関する研修資料やYcanリンク集(市庁舎内インターネット)を室内で共有しました。また、今年度異動してきた職員に対し、上記事項を改めて共有しました。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知、指摘事項と同様の案件の有無について全課で点検、5月11日各課経理担当者、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。
52	財務監査	R4	経理事務	13 物品購入	「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」によれば、工事代金を除く対価の支払の時期は、適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならない(契約書の作成を省略できる場合で対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす)とされています。しかしながら、同法に定められた支払期限後に支払っていた。	政策局	政策課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の不注意、責任職の進捗状況の確認不足であったことから、再発防止策として総務課から局内の全課に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を令和5年6月27日に周知し、注意喚起しました。
53	財務監査	R4	経理事務	13 物品購入	「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」によれば、工事代金を除く対価の支払の時期は、適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならない(契約書の作成を省略できる場合で対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす)とされています。しかしながら、同法に定められた支払期限後に支払っていた。	政策局	共創推進課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の不注意、責任職の進捗状況の確認不足であったことから、再発防止策として総務課から局内の全課に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を令和5年6月27日に周知し、注意喚起しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
54	財務監査	R4	経理事務	13 物品購入	支外出事務	「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」によれば、工事代金を除く対価の支払の時期は、適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならない(契約書の作成を省略できる場合で対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす)とされている。しかしながら、同法に定められた支払期限後に支払っていた。	医療局	救急・災害 医療課 旧:医療政策課	-	指摘事項の発生原因が財務会計システムの入力ミス及び支出命令書の確認漏れであったことから、再発防止策として本事案の経緯等をまとめた資料の作成と担当者への研修を令和4年4月12日に行いました。 局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和4年6月21日に周知しました。 周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務を確認し、今後の防止策について認識を共有しました。
55	財務監査	R4	経理事務	13 物品購入	支外出事務	「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」によれば、工事代金を除く対価の支払の時期は、適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならない(契約書の作成を省略できる場合で対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす)とされている。しかしながら、同法に定められた支払期限後に支払っていた。	資源循環局	都筑工場	-	指摘事項の発生原因が担当者の進捗状況の確認不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職も含めて、一覧表を用いて随時支払状況を確認するよう徹底しました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。
56	財務監査	R4	経理事務	13 物品購入	支外出事務	「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」によれば、工事代金を除く対価の支払の時期は、適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならない(契約書の作成を省略できる場合で対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす)とされている。しかしながら、同法に定められた支払期限後に支払っていた。	建築局	保全推進課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の支払期限の確認不足であったことから、再発防止策として書類チェックの徹底、支払い期限や作業スケジュールの確認を今後行うことを課内物品購入担当と責任職で令和5年5月31日に研修しました。 また、指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
57	財務監査	R4	経理事務	13 委託	支出事務	建築局	都市計画課	-	<p>指摘事項の発生原因が、担当者及び責任職の業務進捗状況の確認不足であったことから、毎朝の係ミーティングにおいて、責任職が業務進捗の確認をするようにするとともに、支出事務の適切な執行についての啓発を複数回（令和4年7月15日、7月22日）実施しました。</p> <p>また、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務について、係内で再度確認し、確認結果及び今後の防止策を責任職に報告することで、令和5年6月16日の係ミーティングで全体に共有しました。</p> <p>指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。</p>
58	財務監査	R4	経理事務	13 物品購入	支出事務	市民局	地域施設課	-	<p>指摘事項の発生原因が支出手続の不注意であったことから、再発防止策として支出審査のチェックリストを用いて、令和4年11月22日に課内（特に担当者と承認者）に審査事項の周知徹底を行いました。</p>
59	財務監査	R4	経理事務	13 物品購入	支出事務	環境創造局	環境科学研究所	-	<p>指摘事項の発生原因が、担当者及び回議ルート上のチェック担当者と責任職の添付書類の確認不足であったことから、再発防止策として、改めて支出命令書に添付すべき書類について、担当者及びチェック担当者及び責任職に対して令和5年6月8日に研修を行いました。</p>

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
60	財務監査	R4	経理事務	13 物品購入	支出事務	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、支出命令書には、当該経費の支出に係る発注候、見積書、請書、物品役務完了検査調書等の支出の根拠を証する書類を添付しなければならないとされており、また、「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、検査の客観性を高めるために、検査調書に加え、納品書を支出命令書に添付することとされている。しかしながら、書類の添付について、次のような事例が見受けられた。 支出命令書に納品書を添付していなかった。	都市整備局	都市デザイン室	-	指摘事項の発生原因が、支出命令書に納品書を添付しなければいけないとについての認識不足であったことから、再発防止策として課内の全職員(責任職含む)に対し、指摘事項の内容、根拠規定、発生原因を令和5年1月31日に周知し、経理事務に関する研修資料やYcanリンク集(市庁舎内インtranet)を室内で共有しました。また、今年度異動してきた職員に対し、上記事項を改めて共有しました。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知、指摘事項と同様の案件の有無について全課で点検、5月11日各課経理担当者、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。
61	財務監査	R4	経理事務	14 委託	その他	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければならぬとされている。しかしながら、契約関係書類等について、次のような事例が見受けられた。 見積書の原本を保管していなかった。	市民局	マイナンバーカード特設センター	-	指摘事項の発生原因が、担当者及び責任者の、契約関係書類等の保管場所の認識不足であったことから、再発防止策として、自課の職員に契約事務の研修を実施し、契約関係書類を綴るファイルの所在を再確認し、保管対象となる書類について令和4年12月13日に周知徹底しました。
62	財務監査	R4	経理事務	14 委託	その他	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければならぬとされている。しかしながら、契約関係書類等について、次のような事例が見受けられた。 検査調書の原本を保管していなかった。	消防局	救急課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の保存すべき文書の確認不足であったことから、再発防止策として適切な事務手順の確認及び課内周知を実施しました。 また、令和5年5月22日実施の全所属の経理担当者を対象とした経理担当者会議において、指摘事項の内容、根拠規定等を周知し、再発防止を図りました。
63	財務監査	R4	経理事務	14 委託	その他	「横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程(平成20年11月達第32号)」及び「横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱要綱(平成20年11月制定)」によれば、設計・測量等委託業務担当部長は、設計・測量等委託業務監督員任命簿により監督員を任命するとともに、設計・測量等委託業務監督員任命通知書により契約の相手方に通知するものとされている。しかしながら、設計・測量等委託業務監督員任命簿が作成されておらず、設計・測量等委託業務監督員任命通知書による通知がなされていなかった。	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	文化振興課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任者の知識不足だったことから、再発防止策として令和5年2月10日の課内の朝礼で指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
64	財務監査	R4	経理事務	15 物品購入	その他	「契約事務の適正執行の徹底について(通知)(平成20年5月2日行契二第273号)」によれば、事業者から提出された見積書、契約書、請求書などについては、本市職員は修正、加筆を行わないこと、事業者から受領する際に必要事項が記入されているか確認し、必要に応じ事業者に修正させることとされている。しかしながら、納入場所・納入期限・支払時期の特約の確認・適用約款の記載のない請求書について、事業者から受領後、PDFデータ化した上で、編集機能を使用して不足した内容を補記し、起案文書の添付書類としていた。	建築局	保全推進課	-	指摘事項の発生原因が担当者のルールの認識不足及び責任職の起案文書等の確認不足であったことから、再発防止策として書類チェックの徹底を今後行うことを課内物品購入担当と責任職で令和5年5月31日に研修しました。また、指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。
65	財務監査	R4	経理事務	16 現金、金券類、物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金受払簿を備えていなかった。	市民局	広聴相談課	-	指摘事項の発生原因が前渡金の手続きに関する知識不足であることから、再発防止策として令和4年11月25日に担当職員と係長にて前渡金制度の再度の確認を行うとともに、年度初めの事務手順に前渡金受払簿が備え付けられているか確認する手順を追加しました。
66	財務監査	R4	経理事務	16 現金、金券類、物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金の受入れ及び支払の都度、その内容を記載すべきところ、記載していなかった。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に前渡金事務におけるチェックポイントについて、課内で周知・徹底しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
67	財務監査	R4	経理事務	16 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金の受入れ及び支払の都度、その内容を記載すべきところ、記載していなかった。	資源循環局	南事務所	-	指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。
68	財務監査	R4	経理事務	16 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金の受入れ及び支払の都度、その内容を記載すべきところ、記載していなかった。	港湾局	水域管理課	-	指摘事項の発生原因が前渡金受払簿との突合せが不十分であったことから、再発防止策として前渡金精算書の回議・決裁時に前渡金受払簿を同時に回議し、必ず確認を行うこととし、受払簿の同時回議のない場合は、前渡金精算書の摘要欄の記載の確認について徹底することとしました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知しました。
69	財務監査	R4	経理事務	16 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金の受入れ及び支払の都度、その内容を記載すべきところ、記載していなかった。	交通局	駅務管理所	-	指摘事項の発生原因が本件についても前渡金受払簿が必要であるとの認識不足であったことから、再発防止策として責任職より再度周知を行い、指摘された事務と同様の事務に従事する局内の職員を対象に、令和5年6月30日及び同年7月3日に研修を実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
70	財務監査	R4	経理事務	16 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 受入日について、誤った日付を記載していた。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に前渡金事務におけるチェックポイントについて、課内で周知・徹底しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
71	財務監査	R4	経理事務	16 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金受払簿の残高は0円であったのに対して、有高は25,000円であった。	にぎわいスポーツ文化局 旧・文化観光局	総務課	-	不適切な状態のは正として、前渡金受払簿の残額について正しくなるよう修正しました。 指摘事項の発生原因が職員の知識不足及び責任職の確認不足だったことから、再発防止策として令和4年11月9日に課内会議を開き、全課員へ指摘事項及び根拠法令、発生原因の周知を実施しました。 また、指摘事項を令和5年4月11日に局部課長会で、局内へ周知しました。あわせて、経理担当者会議を令和5年4月28日に実施し、指摘事項について周知しました。
72	財務監査	R4	経理事務	17 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、前渡金の精算に当たっては、前渡金管理者は前渡金精算書を作成し、領収書等を添え、用件を終了した日の翌日から起算して14日以内に局長に提出しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 前渡金精算書を作成していなかった。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に前渡金事務におけるチェックポイントについて、課内で周知・徹底しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
73	財務監査	R4	経理事務	17 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、前渡金の精算に当たっては、前渡金管理者は前渡金精算書を作成し、領収書等を添え、用件を終了した日の翌日から起算して14日以内に局長に提出しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 前渡金精算書は作成していたものの、14日以内に局長に提出していなかった。	総務局	人材開発課	-	指摘事項の発生原因が、不注意により前渡金精算書を期限後に提出したことから、再発防止策として令和4年11月14日に、前渡金精算書を期限内に提出する適切な現金管理事務について課長、係長、担当者で確認を行いました。 経理担当課としては、令和5年3月7日の局部課長会にて指摘事項を局内共有し、令和5年6月8日、YCAN(市庁舎内イントラネット)の総務局総務課経理担当ページに掲載しました。
74	財務監査	R4	経理事務	17 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。また、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について(昭和39年7月25日総綱第213号)」によれば、前渡金を直ちに全額支払う場合については、前渡金精算書の摘要欄に現金の受領日を記載することにより、前渡金受払簿の記載を省略することができるとされている。しかしながら、直ちに全額支払った前渡金について、いずれにも記載していなかった。	市民局	地域施設課	-	指摘事項の発生原因が前渡金を扱う手続の認識不足であったことから、再発防止策として、令和4年11月22日に、前渡金事務のマニュアル共有にて注意喚起を行い、担当者含め課内全員が前渡金を扱う手続を把握できる体制にしました。
75	財務監査	R4	経理事務	17 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。また、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について(昭和39年7月25日総綱第213号)」によれば、前渡金を直ちに全額支払う場合については、前渡金精算書の摘要欄に現金の受領日を記載することにより、前渡金受払簿の記載を省略することができるとされている。しかしながら、直ちに全額支払った前渡金について、いずれにも記載していなかった。	資源循環局	都筑工場	-	指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
76	財務監査	R4	経理事務	17 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。また、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について(昭和39年7月25日総綱第213号)」によれば、前渡金を直ちに全額支払う場合については、前渡金精算書の摘要欄に現金の受領日を記載することにより、前渡金受払簿の記載を省略することができるとしている。しかしながら、直ちに全額支払った前渡金について、いずれにも記載していなかった。	建築局	住宅再生課	-	指摘事項の発生原因が責任職及び担当者の知識不足であったため、再発防止策として、令和4年10月28日、課内全職員に対し、指摘の内容と根拠規定の周知を図るとともに、例年作業する共有フォルダにも注意事項を記載する等の再発防止策を講じました。 指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。
77	財務監査	R4	経理事務	17 現金_金券類_物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。また、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について(昭和39年7月25日総綱第213号)」によれば、前渡金を直ちに全額支払う場合については、前渡金精算書の摘要欄に現金の受領日を記載することにより、前渡金受払簿の記載を省略することができるとしている。しかしながら、直ちに全額支払った前渡金について、いずれにも記載していなかった。	港湾局	水域管理課	-	指摘事項の発生原因が前渡金受払簿との突合せが不十分であったこと及び前渡金精算に関する事務の確認不足であったことから、再発防止策として、前渡金精算書の回議・決裁時に前渡金受払簿を同時に回議し、必ず確認を行うこととし、受払簿の同時回議のない場合は、前渡金精算書の摘要欄の記載の確認について徹底することとしました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知しました。
78	財務監査	R4	経理事務	18 現金_金券類_物品管理等	郵券等の購入	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、郵券等の購入における検査の記録については郵券管理簿の検査員欄に押印することとされている。しかしながら、購入時の検査の記録がなかった。	財政局	公共事業調整課 旧:公共施設・事業調整課	-	不適切な状態の是正として、指摘のあった郵券管理簿の不備について、検査を行った職員が押印しました。 指摘事項の発生原因が担当職員の認識不足や組織内での共有漏れであったことから、再発防止策として局内全課の経理担当職員に対して、令和5年4月25日と26日に研修を実施し、指摘事項の内容と発生原因を共有し、各課において適切な管理となるよう、再発防止の徹底について周知を行いました。このほか、当該研修資料を令和5年4月24日にメールで全課へ送付するなど、局内全職員と指摘事項の内容、発生原因等を共有しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
79	財務監査	R4	経理事務	18 現金_金券類_物品管理等	郵券等の購入	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、郵券等の購入における検査の記録については郵券管理簿の検査員欄に押印することとされている。しかしながら、購入時の検査の記録がなかった。	健康福祉局	生活支援課	-	不適切な状態の是正として、令和4年11月10日に誤った様式を廃棄し、正しいものに差替えました。 指摘事項の発生原因が郵券管理簿の検査事務に関して誤認識があつたことから、再発防止策として「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」を再度確認の上、認識を正しくするとともに課内で情報共有を行いました。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。
80	財務監査	R4	経理事務	18 現金_金券類_物品管理等	郵券等の購入	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、物品供給契約及び物品製造(印刷製本)請負契約における検査の実施に当たっては、原則として、当該契約の発注課以外の検査員に検査を行わせることとされており、同通知には対象外となる場合についても記載されている。しかしながら、対象外の場合に該当しないにもかかわらず、郵券等の購入に係る検査について発注課の検査員が検査を行っていた。	こども青少年局	保育・教育支援課	-	指摘事項の発生原因が職員及び責任職の知識不足であったため、再発防止策として経理事務を担当する職員が研修資料を改めて確認し、物品事務に関する出納業務に必要な知識を習得しました。加えて、課内に令和4年11月2日にメールで指摘事項を共有するとともに、改めて令和5年3月22日に該当根拠通知を共有し、適切な執行管理を依頼しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
81	財務監査	R4	経理事務	18 現金_金券類_物品管理等	郵券等の購入	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、物品供給契約及び物品製造(印刷製本)請負契約における検査の実施に当たっては、原則として、当該契約の発注課以外の検査員に検査を行わせることとされており、同通知には対象外となる場合についても記載されている。しかしながら、対象外の場合に該当しないにもかかわらず、郵券等の購入に係る検査について発注課の検査員が検査を行っていた。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であつたため、再発防止策として令和4年11月14日に郵券管理簿記載例について、課内で周知するとともに、郵券管理簿の1ページ目に添付することで、他課検査の徹底を図りました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
82	財務監査	R4	経理事務	18 現金・金券類・物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 一部の券種について、郵券管理簿を作成していなかった。 ・レターパックライト 370円	経済局	ものづくり支援課	-	不適切な状態の是正として、新たにレターパックについても郵券管理簿を作成し、管理を徹底しています。 指摘事項の発生原因が、購入時にレターパックを郵券として管理する認識がなかったことであったことから、再発防止策として郵券管理簿への記載と経理担当者による確認を行うことを令和5年3月13日に課内で周知しました。
83	財務監査	R4	経理事務	18 現金・金券類・物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 一部の券種について、郵券管理簿を作成していなかった。 ・レターパックプラス 520円	こども青少年局	こども家庭課	-	不適切な状態の是正として、未作成の券種の管理簿は速やかに作成しました。 指摘事項の発生原因が担当者の郵券管理に関する知識不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に郵券管理におけるチェックポイントについて、課内で周知することで、郵券管理簿による管理の徹底を図りました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
84	財務監査	R4	経理事務	18 現金・金券類・物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 一部の券種について、郵券管理簿を作成していなかった。 切手 130円	道路局	橋梁課	-	不適切な状態の是正として、所管課内において、指摘事項確認後、金種130円の管理簿を作成し、最新の通知を郵券管理簿に添付しました。 指摘事項の発生原因是担当の知識不足であったことから、再発防止策として適切な事務の周知を令和4年11月15日に行いました。 また、局内全課を対象として、経理担当課主催で、令和5年5月25日及び5月26日に局内経理研修を実施し、他局事例も紹介しつつ、発生原因や再発防止策を周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
85	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 郵券等について、郵券管理簿の残高に対して実際の有高が相違していた。 ・切手 10円 1枚超過	経済局	ものづくり支援課	-	不適切な状態のは正として、レターパックに添付していた10円切手について、郵券管理簿へ記載しました。 指摘事項の発生原因がレターパックに添付していたことを失念していたことであったことから、再発防止策として郵券管理簿への記載の徹底を令和5年3月13日に課内で周知しました。郵券管理簿の作成後、使用時にも郵券管理簿への記載をし、使用者及び郵券担当者で確認しました。
86	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 郵券等について、郵券管理簿の残高に対して実際の有高が相違していた。 ・レターパックプラス 520円 1枚超過 ・切手 100円 7枚超過	こども青少年局	こども家庭課	-	不適切な状態のは正として、郵券管理簿の残高の修正を行いました。 指摘事項の発生原因が担当者の残枚数の確認不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に郵券管理におけるチェックポイントについて、課内で周知することで、郵券の適切な管理の徹底を図りました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
87	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 郵券等について、郵券管理簿の残高に対して実際の有高が相違していた。 ・収入印紙 50円 1枚超過	こども青少年局	南部児童相談所	-	不適切な状態のは正として、有高の修正を行いました。 指摘事項の発生原因是、年度切替の際の有高及び郵券管理簿の確認を怠っていたためであり、再発防止策として郵券管理については、年度切替及び使用の際に確実に確認するよう、郵券を使用及び確認をする職員へ令和4年11月1日に周知しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
88	財務監査	R4	経理事務	現金、金券類、物品管理等 19	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 郵券等について、郵券管理簿の残高に対して実際の有高が相違していた。 ・レターパックプラス 520円 3枚不足 ・レターパックプラス 510円 3枚超過 ・切手 10円 3枚超過	健康福祉局	生活支援課	-	不適切な状態のは正として、郵券の管理簿とレターパックの管理簿の払い出し記録を修正し、残高を訂正しました。 指摘事項の発生原因が、郵券の適切な使用及び管理方法に関する知識不足であることから、再発防止策として指摘後直ちに券種の正しい払い出し方を確認しました。また、令和4年11月11日にレターパック及び郵券管理簿に注意書きを加えました。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。
89	財務監査	R4	経理事務	現金、金券類、物品管理等 19	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 郵券等について、郵券管理簿の残高に対して実際の有高が相違していた。 ・切手 250円 22枚不足 ・切手 120円 22枚超過	道路局	橋梁課	-	不適切な状態のは正として、所管課内において、郵券管理簿に正しい枚数を記載し、改めて残枚数・有高の確認を行いました。 指摘事項の発生原因是担当の知識不足であったことから、再発防止策として適切な事務の周知を令和4年11月15日に行いました。 また、局内全課を対象として、経理担当課主催で、令和5年5月25日及び5月26日に局内経理研修を実施し、他局事例も紹介しつつ、発生原因や再発防止策を周知しました。
90	財務監査	R4	経理事務	現金、金券類、物品管理等 19	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 払出時の払出枚数及び残枚数について、郵券担当者による確認の記録がなかった。	総務局	人材開発課	-	不適切な状態のは正として令和5年1月4日に、1月使用分からの郵券管理簿を正しい様式に改めました。 指摘事項の発生原因が、通知内容の確認不足により正しい郵券管理簿の様式を使用していなかったことであったことから、再発防止策として適切な郵券等管理事務について令和5年1月4日に、課長、係長、担当者で共有し、確認を行いました。 経理担当課としては、令和5年3月7日の局部課長会にて指摘事項を局内共有し、令和5年6月8日、YCAN(市庁舎内インターネット)の総務局総務課経理担当ページに掲載しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
91	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 払出時の払出枚数及び残枚数について、郵券担当者による確認の記録がなかった。	経済局	新産業創造課	-	指摘事項の発生原因が職員の経理事務に関する知識不足及びチェック体制の不足であったことから、再発防止策として、郵券使用の都度、使用者、確認者が使用する切手と郵券管理簿を突き合わせて漏れなく確認を行うことを令和5年3月24日に課内で周知徹底しました。 経理担当者が残数確認する際に、管理簿の記載・押印漏れがないかどうかを確認することとしました。
92	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 払出時の払出枚数及び残枚数について、郵券担当者による確認の記録がなかった。	経済局	中央卸売市場本場運営調整課	-	指摘事項の発生原因が郵券担当者の確認の怠りであったことから、再発防止策として払出時の払出枚数及び残数について、郵券担当者が払出枚数及び残数が一致しているかを確認し、押印することとした。 また、月末に運営係長が残数の確認を行うこととした。
93	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 払出時の払出枚数及び残枚数について、郵券担当者による確認の記録がなかった。	こども青少年局	南部児童相談所	-	不適切な状態の是正として、有高の修正を行いました。 指摘事項の発生原因是、年度切替の際の有高及び郵券管理簿の確認を怠っていたためであり、再発防止策として郵券管理については、年度切替及び使用の際に確實に確認するよう、郵券を使用及び確認をする職員へ令和4年11月1日に周知しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
94	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 払出時の払出枚数及び残枚数について、郵券担当者による確認の記録がなかった。	健康福祉局	生活支援課	-	不適的な状態のは是正として、令和4年11月10日に誤った様式を廃棄し、正しいものに差替えました。 指摘事項の発生原因が、郵券管理簿の検査事務に関する知識不足であったことから、通知文の再確認を行いました。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。
95	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 払出時の払出枚数及び残枚数について、郵券担当者による確認の記録がなかった。	消防局	戸塚消防署総務・予防課	-	指摘事項の発生原因が郵券担当者による管理簿の確認不足であることから、再発防止策として郵券管理簿の記入方法、使用確認、ダブルチェックの実施について、定期的に担当者及び責任職により点検を行うことにしました。令和4年12月、課内の責任職及び職員を対象に郵券等の管理について再発防止策として、経理研修を実施しました。 また、令和5年5月22日実施の全所属の経理担当者を対象とした経理担当者会議において、指摘事項の内容、根拠規定等を周知し、再発防止を図りました。
96	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 購入後直ちに払い出した郵券について、郵券管理簿に購入及び払出しの記載がなかった。	資源循環局	3R推進課	-	指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、再発防止策としてマニュアル等の再確認を行いました。 また、担当者個人だけではなく職場全体での管理体制を整えるため、責任職での確認を徹底するようにしました。 令和5年3月28日、局内全課に指摘事項の内容、発生原因、再発防止策を周知しました。新年度に入り、令和5年4月13日、局内全課に改めて周知するとともに、収集事務所の係長が出席する会議(令和5年5月24日)においても共有し、注意喚起を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
97	財務監査	R4	経理事務	19 現金、金券類、物品管理等	タクシー共通乗車券の管理	「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて(通知)(平成5年12月24日総総第253号)」によれば、タクシー共通乗車券の発行責任者である庶務担当係長は、タクシー共通乗車券について常に適正な管理のもとに事務を処理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発行責任者である庶務担当係長による払出確認及び使用確認の記録がなかった。	こども青少年局	南部児童相談所	-	指摘事項の発生原因が職員の管理簿の確認不足であったことから、再発防止策として確認者は確実に確認印を押印するよう、庶務担当係長へ令和4年11月1日に周知しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
98	財務監査	R4	経理事務	19 現金、金券類、物品管理等	タクシー共通乗車券の管理	「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて(通知)(平成5年12月24日総総第253号)」によれば、タクシー共通乗車券の発行責任者である庶務担当係長は、タクシー共通乗車券について常に適正な管理のもとに事務を処理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発行責任者である庶務担当係長による払出確認及び使用確認の記録がなかった。	医療局 旧・健康福祉局	衛生研究所 管理課	-	指摘事項の発生原因が担当者の失念及び責任職の共通乗車券管理簿の確認不足であったことから、再発防止策として共通乗車券の使用方法について、共通乗車券を使用する各課であて令和5年6月12日に周知を行いました。 指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年6月13日に周知しました。
99	財務監査	R4	経理事務	19 現金、金券類、物品管理等	タクシー共通乗車券の管理	「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて(通知)(平成5年12月24日総総第253号)」によれば、タクシー共通乗車券の発行責任者である庶務担当係長は、タクシー共通乗車券について常に適正な管理のもとに事務を処理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発行責任者である庶務担当係長による払出確認及び使用確認の記録がなかった。	医療局 病院経営本部	市民病院 総務課	-	指摘事項の発生原因が、タクシー券取扱いルールの周知不徹底であることから、再発防止策としてタクシー券の払い出し・使用確認の手順について、令和5年3月17日に再度、担当係内で確認を行いました。 また、確実な管理が出来るよう、担当係長と担当者の2名でチェックできる体制を整えました。
100	財務監査	R4	経理事務	19 現金、金券類、物品管理等	タクシー共通乗車券の管理	「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて(通知)(平成5年12月24日総総第253号)」によれば、タクシー共通乗車券の発行責任者である庶務担当係長は、タクシー共通乗車券について常に適正な管理のもとに事務を処理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発行責任者である庶務担当係長による払出確認を行った記録がなかった。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の払出押印の確認不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に共通乗車券利用のルールについて、課内で周知することで、適切な共通乗車券利用の徹底を図りました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
101	財務監査	R4	経理事務	19 現金_金券類_物品管理等	タクシー共通乗車券の管理	「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて(通知)(平成5年12月24日総第253号)」によれば、タクシー共通乗車券の発行責任者である庶務担当係長は、タクシー共通乗車券について常に適正な管理のもとに事務を処理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発行責任者である庶務担当係長による使用確認を行った記録がなかった。	建築局	住宅再生課	-	指摘事項の発生原因が責任職及び担当者の知識不足であったため、課内全職員に対し、令和4年10月28日に指摘の内容と根拠規定の周知を図るとともに、共通乗車券管理簿に注意事項を記載し使用者の注意喚起を促す等の再発防止策を講じました。 指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。
102	財務監査	R4	経理事務	20 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 購入した備品について、物品管理簿に登載していなかった。	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	文化振興課	-	不適切な状態のは正として、物品管理簿に登載されていなかった物品について、登載しました。 指摘事項の発生原因是確認不足等であったことから、再発防止策として、令和5年2月10日の課内の朝礼で指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を行いました。
103	財務監査	R4	経理事務	20 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 購入した備品について、物品管理簿に登載していなかった。	港湾局	水域管理課	-	不適切な状態のは正として、指摘を受けた後、当該物品について物品管理簿に登載しました。 指摘事項の発生原因が物品購入時の事務手続について確認不足であったことから、再発防止策として一連の手続を再確認するとともに、納品後は速やかに物品管理簿へ登載することを令和4年11月21日に課内周知しました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
104	財務監査	R4	経理事務	20 現金_金券類_物品管理等	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 パソコン本体に接続するために購入したディスプレイについて、物品管理簿に登載していなかった。	建築局	保全推進課	-	不適切な状態のは正として、指摘案件は備品管理簿に登載しました。 指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の物品管理簿の確認不足であったことから、再発防止策として書類チェックの徹底を今後行うことを課内物品管理担当と責任職で令和5年5月31日に研修しました。 また、指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課に報告しました。
105	財務監査	R4	経理事務	20 現金_金券類_物品管理等	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等及び事務処理について」(令和5年2月24日会会第1413号。以下「1413号通知」という。)に基づき、消耗品のうち「備品に準じた適切な在庫管理が必要と認められる物品」として、YSAM(ソフトウェア資産管理システム)に登録し管理を行うこととしました。 指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の知識不足であったことから、再発防止策として物品受理時に正副担当者及び責任職によるトリプルチェックを行うほか、定期的に物品管理簿と備品の管理状況を確認することとしました。 また、令和5年5月22日実施の全所属の経理担当者を対象とした経理担当者会議において、指摘事項の内容、根拠規定等を周知し、再発防止を図りました。	消防局	指導課	-	不適切な状態のは正として、令和5年1月20日に物品管理簿への登載を行いました。 なお、当該ディスプレイについては、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等及び事務処理について」(令和5年2月24日会会第1413号。以下「1413号通知」という。)に基づき、消耗品のうち「備品に準じた適切な在庫管理が必要と認められる物品」として、YSAM(ソフトウェア資産管理システム)に登録し管理を行うこととしました。 指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の知識不足であったことから、再発防止策として物品受理時に正副担当者及び責任職によるトリプルチェックを行うほか、定期的に物品管理簿と備品の管理状況を確認することとしました。 また、令和5年5月22日実施の全所属の経理担当者を対象とした経理担当者会議において、指摘事項の内容、根拠規定等を周知し、再発防止を図りました。
106	財務監査	R4	経理事務	20 現金_金券類_物品管理等	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 委託料で製作した備品について、物品管理簿に登載していなかった。	都市整備局	都市デザイン室	-	指摘事項の発生原因が、委託料で製作した備品について、物品管理簿に登載しなければいけないことについての認識不足であったことから、再発防止策として課内の全職員(責任職含む)に対し、指摘事項の内容、根拠規定、発生原因を令和5年1月31日に周知し、経理事務に関する研修資料やYcanリンク集(市庁舎内イントラネット)を室内で共有しました。また、今年度異動してきた職員に対し、上記事項を改めて共有しました。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知、指摘事項と同様の案件の有無について全課で点検、5月11日各課経理担当者、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
107	財務監査	R4	経理事務	20 現金_金券類_物品管理等	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 保管換えを受けた備品について、物品管理簿に登載していなかった。	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	総務課	-	不適切な状態の是正として、保管換えを受けた備品について、物品管理簿に登載しました。 指摘事項の発生原因が職員の失念及び責任職の確認不足だったことから、再発防止策として令和4年11月9日に課内会議を開き、全課員へ指摘事項及び根拠法令の周知を実施しました。 また、指摘事項を令和5年4月11日に局部課長会で、局内へ周知しました。あわせて、経理担当者会議を令和5年4月28日に実施し、指摘事項について周知しました。
108	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、所管する備品について、備品整理票等の表示により整理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 備品整理票等による表示がなかった。	総務局	人事課	-	不適切な状態の是正として、令和5年2月3日に備品整理票を貼付しました。 指摘事項の発生原因が備品整理票の貼付の失念であったことから、再発防止策として、納入された際には備品台帳に登録すると同時に、備品整理票の貼付を責任職又は課内職員立ち合いのもと実施するよう、共有しました。 経理担当課としては、令和5年3月7日の局部課長会にて指摘事項を局内共有し、令和5年6月8日、YCAN(市庁舎内イントラネット)の総務局総務課経理担当ページに掲載しました。
109	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、所管する備品について、備品整理票等の表示により整理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 備品整理票等による表示がなかった。	総務局	人材開発課	-	不適切な状態の是正として令和4年11月14日に、備品整理票を貼付しました。 指摘事項の発生原因が、不注意により備品整理票を貼付していなかったことであったことから、再発防止策として適切な物品管理事務について令和4年11月14日に、課長、係長、担当者で共有し、確認を行いました。 経理担当課としては、令和5年3月7日の局部課長会にて指摘事項を局内共有し、令和5年6月8日、YCAN(市庁舎内イントラネット)の総務局総務課経理担当ページに掲載しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
110	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、所管する備品について、備品整理票等の表示により整理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 備品整理票等による表示がなかった。	こども青少年局	南部児童相談所	-	不適切な状態のは正として、備品整理票の添付を行いました。 指摘事項の発生原因は、業務繁忙により備品管理の手続を失念したこと及び責任職による進捗状況の確認不足であることから、再発防止策として必要な業務は確実に実施するよう、備品購入に携わる庶務担当職員へ令和4年11月1日に周知しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
111	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、所管する備品について、備品整理票等の表示により整理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 備品整理票等による表示がなかった。	建築局	住宅再生課	-	不適切な状態のは正として、該当物品に備品整理票等の添付を行いました。 指摘事項の発生原因が、備品整理票を貼付けた箱を紛失したことが原因であったため、再発防止策として所管する全ての物品本体に、備品整理票等による表示をするとともに、以降も同様の対応を行うよう徹底しました。 指摘を受けた課を含む局内全課に対して、指摘事項の内容、発生原因、根拠規定を令和5年6月9日に周知しました。周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。
112	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、所管する備品について、備品整理票等の表示により整理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 備品整理票等による表示がなかった。	消防局	指導課	-	不適切な状態のは正として、令和5年1月20日に当該ディスプレイに備品整理票の貼付を行いました。 指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の知識不足であったことから、再発防止策として物品受理時に正副担当者及び責任職によるトリプルチェックを行うほか、定期的に備品の表示状況を確認することとしました。 また、令和5年5月22日実施の全所属の経理担当者を対象とした経理担当者会議において、指摘事項の内容、根拠規定等を周知し、再発防止を図りました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
113	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書を作成していなかった。	都市整備局	都市デザイン室	-	指摘事項の発生原因が、物品出納通知書を作成しなければいけないについての認識不足であったことから、再発防止策として課内の全職員(責任職含む)に対し、指摘事項の内容、根拠規定、発生原因を令和5年1月31日に周知し、経理事務に関する研修資料やYcanリンク集(市庁舎内イントラネット)を室内で共有しました。また、今年度異動してきた職員に対し、上記事項を改めて共有しました。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知、指摘事項と同様の案件の有無について全課で点検、5月11日各課経理担当者、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。
114	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印がされていなかった。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に物品購入事務の際のチェックポイントを課内で周知することで、再発防止の徹底を図りました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
115	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印がされていなかった。	健康福祉局	生活支援課	-	指摘事項の発生原因が知識不足であったことから、再発防止策として令和4年11月10日監査終了後に委託契約事務担当者及び責任職に事務処理の確認を徹底するよう伝えるとともに、翌日11日に課内全体にも周知しました。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
116	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印がされていなかった。	健康福祉局	介護保険課	-	指摘事項の発生原因がファイリング前の帳票確認漏れであったことから、再発防止策として令和4年11月17日に課内に指摘事項の内容・根拠規程等を周知し、適切な事務の徹底を課内で注意喚起するとともに、担当者・責任職は、物品出納通知書を作成すべき契約の支出命令書の起案作成・決裁時に、手続漏れがないか確認することとしました。 また、局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容・根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。
117	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印がされていなかった。	都市整備局	都市デザイン室	-	指摘事項の発生原因が、物品出納通知書に主管課長等の押印がされていなければいけないことについての認識不足であったことから、再発防止策として課内の全職員(責任職含む)に対し、指摘事項の内容・根拠規定、発生原因を令和5年1月31日に周知し、経理事務に関する研修資料やYcanリンク集(市庁舎内インTRANET)を室内で共有しました。また、今年度異動してきた職員に対し、上記事項を改めて共有しました。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知、指摘事項と同様の案件の有無について全課で点検、5月11日各課経理担当者、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。
118	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印はされていたものの、物品出納員等に送付していなかった。	政策局	広域行政課	-	不適切な状態のは正として、物品出納通知書を物品出納員に送付しました。 指摘事項の発生原因が、担当者の不注意、責任職の書類の送付状況の確認不足であったことから、再発防止策として総務課から局内の全課に対し、指摘事項の内容・根拠規程、発生原因を令和5年6月27日に周知し、注意喚起しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
119	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印はされていたものの、物品出納員等に送付していなかった。	経済局	新産業創造課	-	不適切な状態のは正として、物品出納通知書の送付を行いました。 指摘事項の発生原因が、職員の経理事務に関する知識不足及びチェック体制の不足であったことから、再発防止策として「物品事務の手引き」をもとに、物品の出納手続の流れや、物品購入や印刷製本したものの受入には物品出納通知書が必要であること、物品出納通知書の作成方法について課内で令和5年3月24日に周知徹底しました。 物品関係の支出命令書の起案承認時に、経理担当者が物品出納通知書の作成、提出について担当者に確認し、作成、提出漏れがないようにしました。
120	財務監査	R4	経理事務	21 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印はされていたものの、物品出納員等に送付していなかった。	消防局	救急課	-	不適切な状態のは正として、未送付であった物品出納通知書を物品出納員へ送付しました。 指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の認識不足であったことから、再発防止策として適切な事務手順の確認及び課内周知を令和4年11月29日に実施しました。 また、令和5年5月22日実施の全所属の経理担当者を対象とした経理担当者会議において、指摘事項の内容、根拠規定等を周知し、再発防止を図りました。
121	財務監査	R4	経理事務	23 現金_金券類_物品管理等	物品の管理	「横浜市医療局病院経営本部会計規程(平成17年3月病院経営局規程第31号)」によれば、検査職員等は、納入されたたな卸資産の検査を行ったときは、発注伺兼物品調達票に検査の記録をしなければならず、また、検査を完了したたな卸資産は、物品企業出納員が直ちに受け入れなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 支出の決定は執行伺により行い、検査も行っていたが、発注伺兼物品調達票を作成していなかった。	医療局 病院経営本部	脳卒中・神経脊椎センター医事課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足、責任職による検査記録の確認不足であったことから、再発防止策として経理業務の研修を令和5年2月20日、21日に行いました。院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年2月20日、21日に周知しました。 執行伺と照査票を作成する場合の物品受入の記録について病院事業での対応方法が定められていないかったため、令和5年3月9日に病院経営課と対応方法を協議し、当面の間、白紙の発注伺発注伺兼物品調達票様式を用いて物品受入対応することで調整しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
122	財務監査	R4	経理事務	23 現金_金券類_物品管理等	「横浜市医療局病院経営本部会計規程(平成17年3月病院経営局規程第31号)」によれば、検査職員等は、納入されたたな卸資産の検査を行ったときは、発注宿兼物品調達票に検査の記録をしなければならず、また、検査を完了したたな卸資産は、物品企業出納員が直ちに受け入れなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 発注宿兼物品調達票は作成していたものの、検査の記録がされておらず、物品企業出納員が物品を受け入れたことを示す記録もされていなかった。	医療局 病院経営本部	脳卒中・神経脊椎センター医事課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足、責任職による検査記録の確認不足であったことから、再発防止策として経理業務の研修を令和5年2月20日、21日に行いました。 院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年2月20日、21日に周知しました。
123	財務監査	R4	経理事務	23 現金_金券類_物品管理等	その他 個人情報取扱特記事項を適用している契約では、受託者から受託者及び再受託者の個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、神奈川県と本市と受託者の3者で契約した委託契約(本市業務相当分を負担金として神奈川県に支出)について、誓約書及び研修実施報告書が提出されていないにもかかわらず、提出を求めていなかった。	国際局	バースポートセンター	-	指摘事項の発生原因が職員の知識不足、長期継続契約を踏まえた誓約書及び研修実施報告書の更新について確認不足であったことから、再発防止策として、バースポートセンターでは、事務マニュアルの改訂を行い、改訂内容・指摘事項の職場内周知を令和5年4月1日に行いました。 また、他課でも関連する内容であるため、局経理担当課から令和4年11月8日に局内経理担当係長及び経理担当との定例ミーティング内で指摘事項の共有を行うとともに、令和5年3月13日に全課宛てに注意点をメールで周知しました。 局内経理担当係長及び経理担当を対象とした経理研修でも、改めて令和5年7月24日・25日に周知しました。
124	財務監査	R4	経理事務	23 現金_金券類_物品管理等	その他 「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 前渡金精算に必要な書類のうち、領収書の原本を保管していなかった。	こども青少年局	こども家庭課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったため、再発防止策として令和5年3月14日に前渡金事務におけるチェックポイントについて、課内で周知・徹底をすることで、前渡金事務における不適切な事務の防止を図りました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
125	財務監査	R4	経理事務	23 現金・金券類・物品管理等	その他	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければならぬとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書の原本を保管していなかった。	経済局	ものづくり支援課	-	指摘事項の発生原因が、経理担当課への提出が漏れていたことから、再発防止策として物品出納通知書を作成後、すぐに経理担当課へ提出するよう令和5年3月13日に周知を徹底しました。
126	財務監査	R4	経理事務	27 使用料等事務	許可等事務	「横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)」によれば、軽易又は定例の使用料、手数料その他の徴収金の減免に関することは、部長専決とされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 減免の決定に関する伺を課長専決としていた。	経済局	中央卸売市場本場運営調整課	-	指摘事項の発生原因が、事務決裁規程の確認を怠ったことであったことから、再発防止策として過去の起案を参考にした場合も改めて事務決裁規程の確認を励行することとしました。 また、令和5年2月1日以降、起案の確認者は事務決裁規程を確認して起案していることを担当者に併せて確認することとしました。
127	財務監査	R4	経理事務	27 使用料等事務	許可等事務	「横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)」によれば、軽易又は定例の使用料、手数料その他の徴収金の減免に関することは、部長専決とされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 減免の決定に関する伺を課長専決としていた。	建築局	市営住宅課	-	指摘事項の発生原因が、責任職の決裁区分の確認不足と担当者の失念であったことから、再発防止策として減免に関する起案の決裁区分は部長専決であることを改めて令和4年12月15日に係全員で確認し、指摘後は改善しています。 指摘を受けた課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び上記再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。
128	財務監査	R4	経理事務	27 使用料等事務	許可等事務	「横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)」によれば、軽易又は定例の使用料、手数料その他の徴収金の減免に関することは、部長専決とされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 減免の取消に関する伺を課長専決としていた。	建築局	市営住宅課	-	指摘事項の発生原因が、責任職の決裁区分の確認不足と担当者の失念であったことから、再発防止策として減免に関する起案の決裁区分は部長専決であることを改めて令和4年12月15日に係全員で確認し、指摘後は改善しています。 指摘を受けた課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び上記再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
129	財務監査	R4	経理事務	27 使用料等事務	許可等事務	「横浜市中央卸売市場条例施行規則(令和2年6月規則第56号)」によれば、市場施設使用料の額は、使用面積に1平方メートル当たりの単価を乗じた額に1.1を乗じて得た額とされている。しかしながら、額の算定に当たり使用面積の数値を誤ったため、市場施設使用料を過大に徴収していた。	経済局	中央卸売市場本場運営調整課	-	不適切な状態の是正として、過徴収した事業者に状況を説明し謝罪。のうえ、過徴収した施設使用料は、先方と調整の上次月の請求分に充当しました。 指摘事項の発生原因が、施設使用面積変更時の処理漏れであったことから、再発防止策として施設使用変更申請を起案する際に使用料システムも変更されたことがわかる書類を添付して回議することとしました。
130	財務監査	R4	経理事務	28 使用料等事務	収入事務	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、「事業についての最終的な意思の決定(以下「決裁」という。)は、行政文書によって行うもの」とされており、行政文書による決裁を要する事案として、「歳出予算を執行し、及び歳入を収入すること。」が例示されている。しかしながら、使用料を収入するに当たり、調定決裁簿兼調定通知書の決裁を受けていなかった。	こども青少年局	保育・教育認定課	-	指摘事項の発生原因が決裁を受けているかの確認が不足していたことにあるため、再発防止策として出納閉鎖時に調定異動の金額に対応する文書番号と決裁日を確認することを令和5年3月16日に職員・係長間で共有しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
131	財務監査	R4	経理事務	28 使用料等事務	収入事務	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、「事業についての最終的な意思の決定(以下「決裁」という。)は、行政文書によって行うもの」とされており、行政文書による決裁を要する事案として、「歳出予算を執行し、及び歳入を収入すること。」が例示されている。しかしながら、使用料を収入するに当たり、調定決裁簿兼調定通知書の決裁を受けていなかった。	健康福祉局	環境施設課	-	指摘事項の発生原因が調定後に起案作成を失念したためであったことから、再発防止策として調定を行った後は必ずそのまま文書管理システムで起案するよう事務手順の見直しを令和5年2月3日に行いました。 また課内において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年2月3日に周知しました。 局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
132	財務監査	R4	経理事務	28 使用料等事務	収入事務	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)」によれば、会計管理者等及び現金出納員等は、収納した金銭を納付書により当日中(当日中に払い込むことができないことについて、やむを得ない理由があると認められる場合にあっては、指定金融機関又は収納代理金融機関の翌営業日)に指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならないとされている。しかしながら、墓地管理料について、領収日から15日後に払い込んでいた。」	健康福祉局	環境施設課	-	指摘事項の発生原因が繁忙によることから、再発防止策として規則等に沿った公金収納事務を行えるよう業務スケジュールの見直しを行いました。 また、課内において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和5年2月3日に周知しました。 局内の全課においては、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、上記再発防止策を令和5年7月28日に周知しました。
133	財務監査	R4	経理事務	29 使用料等事務	債権管理事務	「横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)」によれば、督促並びに延滞金及び違約金の徴収に関することは、課長専決とされている。しかしながら、督促状の発付に当たり、発付に関する伺の決裁を受けていなかった。	こども青少年局	保育・教育認定課	-	指摘事項の発生原因が認識不足であったため、再発防止策として督促状の通知の決裁を令和4年12月分から毎月の定例事務に組み込み、同月に当該事務を取り扱う全ての職員に周知しました。 また、総務課は指摘事項を中心とした経理事務にあたっての注意点をまとめた資料を作成し、令和5年6月28日に局内に周知するとともに、各課責任職に対して適切な執行管理を依頼しました。
134	財務監査	R4	経理事務	29 使用料等事務	債権管理事務	「横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)」によれば、督促並びに延滞金及び違約金の徴収に関することは、課長専決とされている。しかしながら、督促状の発付に当たり、発付に関する伺の決裁を受けていなかった。	建築局	市営住宅課	-	指摘後は、督促状発付に関する伺の決裁を受けており、改善しています。 指摘事項の発生原因が、責任職の決裁区分の確認不足と担当者の失念であったことから、再発防止策として今後も、毎月の処理に漏れがないよう、責任職が確認することとしました。 指摘を受けた課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び再発防止策を令和5年6月26日までに総務課へ報告しました。
135	財務監査	R4	工事	37 設計積算	工期の算定	「適正な工期の設定について(通知)(平成30年1月15日財公第582号)」によれば、準備期間・後片付け期間、施工に必要な実日数、不稼働日を考慮するなど適正な工期の設定を行うこととされている。しかしながら、必要な工期を算定せずに設計していた。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が、担当者、責任職の関係通知の認識不足により発生したため、再発防止策として必要な工期算定を考慮した工期の確保を実施することについて、令和4年11月17日に開催した係会議において情報共有をしました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
136	財務監査	R4	工事	37 設計積算	工期の算定	「適正な工期の設定について(通知)(平成30年1月15日財公第582号)」によれば、準備期間・後片付け期間、施工に必要な実日数、不稼働日を考慮するなど適正な工期の設定を行うこととされている。しかしながら、必要な工期を算定せずに設計していた。	都市整備局	横浜駅・みなとみらい推進課	-	指摘事項の発生原因が、積算業務における適切な工期設定の確認不足であり、再発防止策として設計・検算者等が点検に要する作業時間を十分確保することや、工期設定の方法についても再度確認することとしました。 令和5年3月1日及び令和5年7月24日に、設計・工事担当課の係長及び職員各1名が集まる「設計担当者会議」を実施し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知しました。また、今年度、入社及び異動してきた担当職員に対し、令和5年8月2日実施の「検算者育成研修」にて本件の内容について再周知しました。
137	財務監査	R4	工事	37 設計積算	設計における環境への配慮	「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)(平成23年3月環境省制定)」によれば、発注者は、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めることとされている。しかしながら、工事で発生する産業廃棄物の全部又は一部について、分別せずにコンテナに収納して一括で処分する仕様としていた。	水道局	設備課	-	指摘事項の発生原因が設計図書確認事項チェックシートの不備であったことから、令和5年2月24日に課内会議及び設備系の担当者会議で、今回指摘の措置を周知しました。 再発防止策として同チェックシート及び同解説を令和5年3月14日に改訂し、また、特記仕様書のチェック項目に「処分方法について特定の処分方法を記載していないか」を追加し、見直しした内容について、令和5年3月14日に課内で周知徹底しました。 監査担当課である技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、上記再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。 設備課においては、設備監理係が令和5年5月17日、設備設計係が令和5年5月31日に研修を実施しました。今後は、各課で実施している予防策・再発防止策及び過去の指摘事項を参考にするとともに業務は複数人で対応し、スケジュールに余裕を持たせることを研修し、令和5年5月31日に技術監理課へ報告しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
138	財務監査	R4	工事	37 設計積算	設計における環境への配慮	「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)(平成23年3月環境省制定)」によれば、発注者は、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めることとされている。しかしながら、工事で発生する産業廃棄物の全部又は一部について、分別せずにコンテナに収納して一括で処分する仕様としていた。	水道局	小雀浄水場	-	指摘事項の発生原因が設計図書確認事項チェックシートの不備であったことから、再発防止策として同チェックシート及び同解説を令和5年3月14日に改訂し、また特記仕様書のチェック項目に「処分方法について特定の処分方法を記載していないか」を追加した。また、見直した内容について、令和5年4月6日に電機係品質会議で今回指摘の措置と上記再発防止策を周知徹底しました。 監査担当課である技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、上記再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。 小雀浄水場においては、浄水係と運営係が令和5年5月12日、管理係が令和5年5月24日、電機係が令和5年5月31日に研修を実施しました。今後は、見積依頼時の手順や手続きを再確認し、他職員によるダブルチェックを実施することを研修し、令和5年5月31日に技術監理課へ報告しました。
139	財務監査	R4	工事	38 設計積算	設計図書の作成	「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議制定)」によれば、現場の実態に即した施工条件等の明示により、適切に設計図書を作成することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 擁壁の設計作業を追加した際に、変更設計図書に具体的な作業内容を記載していなかった。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が、担当者、責任職の変更設計図書の記載の確認不足であったため、再発防止策として変更設計図書作成時に具体的な作業内容の記載及び確認を徹底することとし、令和4年11月17日に開催した係会議において周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
140	財務監査	R4	工事	38 設計積算 設計図書の作成	「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議制定)」によれば、現場の実態に即した施工条件等の明示により、適切に設計図書を作成することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 廃液処分が発生しない施工条件での設計であつたにもかかわらず、入札前の入札参加検討事業者からの設計図書に関する質問に対して、廃液処分が発生すると誤った回答をしていた。	水道局	設備課	-	指摘事項の発生原因が、事業者への回答内容に誤りがあったためであり、再発防止策として、設計図書に関する質問に対して、費用、施工区分(局・請負人)等、明確に回答することを再確認し、具体的な回答例として、「配管内の残液については、原則、局で引取るため、廃液処分は見込んでいません。残液量が多い場合は、変更設計の対象とし、請負人に処分をお願いします。」としました。令和5年2月24日に設備課の会議で今回指摘の措置と上記再発防止策を周知しました。 監査担当課である技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。 設備課においては、設備監理係が令和5年5月17日、設備設計係が令和5年5月31日に研修を実施しました。今後は、入札参加検討事業者からの設計図書に関する質問に対し、その質問の意図を十分理解し、質問回答を作成するとともに他職員によるダブルチェックを実施することを研修し、令和5年5月31日に技術監理課へ報告しました。
141	財務監査	R4	工事	38 設計積算 工事費の積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 誤ったアスファルト合材で積算していた。	環境創造局	管路保全課	-	指摘事項の発生原因が工事費の積算ミスであったことから、令和5年1月24日、管路保全課で工事設計を行う係の係会議において、指摘事項に関する周知を行いました。 令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月15日、管路保全課において技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し徹底を図りました。
142	財務監査	R4	工事	38 設計積算 工事費の積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 誤ったアスファルト合材で積算していた。	都市整備局	都心再生課	-	指摘事項の発生原因が、積算業務に当たっての施工単価の確認不足であり、再発防止策として、設計・検算者等が点検に要する作業時間を十分確保することや、当該積算材料を使用した算方法の確認することとしました。 令和5年3月1日及び令和5年7月24日に、設計・工事担当課の係長及び職員各1名が集まる「設計担当者会議」を実施し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知しました。また、今年度、入社及び異動してきた担当職員に対し、令和5年8月2日実施の「検算者育成研修」にて本件の内容について再周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
143	財務監査	R4	工事	38 設計積算	工事費の積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 舗装版切断工において、アスファルト舗装の切断をコンクリート舗装の切断と誤って積算していた。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が工事費の積算ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように、指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。
144	財務監査	R4	工事	38 設計積算	工事費の積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 区画線設置工において、実際とは異なる施工条件で積算していた。	道路局	建設課	-	指摘事項の発生原因として、密粒アスファルト面への区画線設置工について、日当たり施工量が少ないと等を踏まえた積算システム上の設定がなかったことから、適切な単価を設定するために、排水性舗装に施工する場合の施工単価を参考として補正を行ったことが挙げられます。 今回の指摘を受け、令和5年5月24日に所管課内において周知を行うとともに、令和5年5月17日の技術監理課からの依頼を受け、指摘事項の内容や根拠規程について、令和5年6月23日までに所管課内において研修を行いました。
145	財務監査	R4	工事	38 設計積算	工事費の積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 積算に使用した南本牧廃棄物最終処分場での処分費単価について、消費税抜きの単価であるにもかかわらず、更に消費税分を控除し使用していた。	資源循環局	金沢工場	-	指摘事項の発生原因が担当者及び検算者の知識不足であったことから、再発防止策として、局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。 また、消費税抜きの単価を消費税込みの単価と誤認しないよう、建築局により単価表の表記方法の見直しを実施しています。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
146	財務監査	R4	工事	39 設計積算 工事費の積算	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、材料単価の採用順位は、①土木工事資材等単価表、②物価資料、③特別調査(臨時調査)、④参考見積書、とされている。しかしながら、一部の材料単価について、土木工事資材等単価表に掲載されているにもかかわらず、参考見積書を微収し積算していた。</p>	都市整備局	都心再生課	-	<p>指摘事項の発生原因が、積算業務に当たっての根拠の確認不足であり、再発防止策として変更積算に必要な資料の有無及び材料の使用状況を確認することとしました。</p> <p>令和5年3月1日及び令和5年7月24日に、設計・工事担当課の係長及び職員各1名が集まる「設計担当者会議」を実施し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知しました。また、今年度、入社及び異動してきた担当職員に対し、令和5年8月2日実施の「検算者育成研修」にて本件の内容について再周知しました。</p>
147	財務監査	R4	工事	39 設計積算 工事費の積算	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、積算に参考見積書による歩掛を使用する場合は、原則として3者以上から参考見積書を微収し、中央値となる歩掛を採用することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>最低値を採用して積算していた。</p>	環境創造局	公園緑地整備課	-	<p>指摘事項の発生原因が工事費の積算ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。</p> <p>令和5年3月14日、公園緑地整備課において技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。</p> <p>令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように、指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。</p>
148	財務監査	R4	工事	39 設計積算 工事費の積算	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、積算に参考見積書による歩掛を使用する場合は、原則として3者以上から参考見積書を微収し、中央値となる歩掛を採用することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>平均値を採用して積算していた。</p>	環境創造局	公園緑地整備課	-	<p>指摘事項の発生原因が工事費の積算ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。</p> <p>令和5年3月14日、公園緑地整備課において技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。</p> <p>令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。</p>

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
149	財務監査	R4	工事	39 設計積算	工事費の積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 参考見積書について、次のような事例が見受けられた。 日付が記載されていない参考見積書を用いて積算していた。	港湾局	維持保全課	-	指摘事項の発生原因が、見積書の取扱いに関する認識不足であったことから、再発防止策として課内で見積書の宛先、日付など記載事項について令和5年4月26日に周知徹底を行いました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。
150	財務監査	R4	工事	39 設計積算	工事費の積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 参考見積書について、次のような事例が見受けられた。 消費税の取扱いが記載されていない参考見積書を用いて積算していた。	環境創造局	南部下水道センター	-	指摘事項の発生原因が工事費の積算ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月7日～3月10日、南部下水道センターにおいて技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し、徹底を図りました。
151	財務監査	R4	工事	39 設計積算	工事費の積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 参考見積書について、次のような事例が見受けられた。 下請負人から元請負人宛の参考見積書を用いて積算していた。	港湾局	維持保全課	-	指摘事項の発生原因が、見積書の取扱いに関する認識不足であったことから、再発防止策として課内で見積書の取扱いについて令和5年4月26日に周知徹底を行いました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
152	財務監査	R4	工事	39 設計積算	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。しかしながら、予定価格の基となる工事費の積算において、次のような事例が見受けられた。 参考見積書について、次のような事例が見受けられた。 下請負人から元請負人宛の参考見積書を用いて積算していた。	水道局	川井浄水場	-	<p>指摘事項の発生原因が、元請負人から正式に見積書を徴収しなかったためであり、再発防止策として、見積で対応する場合には、設計変更時においても見積依頼をして、正式に見積金額を徴収し、設計金額の根拠として設計することを職員で共有しました。見積対応時の流れとしては「見積徴収の手引き(土木工事編)」(令和元年11月)を参照することとしました。令和5年2月14日に管理係会議で今回指摘の措置と再発防止策を周知しました。</p> <p>監査担当課である技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。</p> <p>川井浄水場においては、電機係が令和5年5月12日、17日、管理係が令和5年5月25日に研修を実施しました。今後は、見積依頼時の手順や手続を再確認し、他職員によるダブルチェックを実施することを研修し、令和5年5月25日に技術監理課へ報告しました。</p>
153	財務監査	R4	工事	41 工事監理	「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成15年3月国土交通省制定)」によれば、請負人は、品質計画、施工の具体的な計画等を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出しなければならないとされている。しかしながら、一部の工種に関して工種別施工計画書の提出がされていないまま施工がされていた。	建築局	施設整備課	-	<p>指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の工種別施工計画書の確認不足であったため、再発防止策として指摘事項の事例を用いて令和5年5月30日係内研修により情報を共有し、工種別施工計画書の事前確認を徹底することとしました。</p> <p>また、請負人から提出された総合施工計画書に明示されている工程表とともに、各工種の施工時期を確認するとともに、現場代理人に対し、各施工計画書の提出予定期を確認することとしました。</p>

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
154	財務監査	R4	工事	41 工事監理	施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 施工体制台帳に、元請負人の作業員名簿が添付されていなかった。	港湾局	建設第一課	-	指摘事項の発生原因は、令和3年3月31日付 財公第861号通知に基づく、改正後の作業員名簿の提出義務について、監督員が認識していないかったことであったため、再発防止策として、本通知について、令和5年3月17日に改めて課内で周知をするとともに、今後、規制・基準の改正等があればその都度、課内で共有することを徹底しました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。
155	財務監査	R4	工事	41 工事監理	施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 一部の下請負人の作業員名簿に、生年月日、年齢及び社会保険等の加入状況が記載されていなかった。	資源循環局	施設課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、再発防止策として、工事監督で使用する手引きの改定を令和5年6月20日に行いました。局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。
156	財務監査	R4	工事	41 工事監理	施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 一部の下請負人の作業員名簿に、社会保険等の加入状況が記載されていなかった。	資源循環局	施設計画課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、再発防止策として、工事監督で使用する手引きの改定を令和5年6月20日に行いました。局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
157	財務監査	R4	工事	41 工事監理	施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 一部の下請負人の作業員名簿に、社会保険等の加入状況が記載されていなかった。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が請負人、作業員の関係法令・基準の認識不足であったため、再発防止策として建設業法における作業員名簿の記載について、指摘事項の事例を用いて令和5年4月28日係会議で情報共有しました。工事契約後、監督員から請負人に対して指摘事例の一つとして、遵守することを徹底するよう伝えるとともに、監督員の施工体制の点検時に指示のとおり実施されているか確認することとしました。
158	財務監査	R4	工事	41 工事監理	施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 一部の下請負人の作業員名簿に、社会保険等の加入状況が記載されていなかった。	港湾局	維持保全課	-	指摘事項の発生原因が施工体制台帳記載事項の確認について見落としがあったことから、再発防止策として課内で施工体制台帳に記載する必要のある事項について令和5年4月26日に周知徹底を行いました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。
159	財務監査	R4	工事	41 工事監理	施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 元請負人又は一部の下請負人の作業員名簿に、職種が記載されていなかった。	資源循環局	施設課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、再発防止策として、工事監督で使用する手引きの改定を令和5年6月20日に行いました。局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
160	財務監査	R4	工事	41 工事監理 施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 元請負人又は一部の下請負人の作業員名簿に、職種が記載されていなかった。	港湾局	維持保全課	-	指摘事項の発生原因が施工体制台帳記載事項の確認について見落としがあったことから、再発防止策として課内で施工体制台帳に記載する必要のある事項について令和5年4月26日に周知徹底を行いました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。
161	財務監査	R4	工事	41 工事監理 施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 元請負人又は一部の下請負人の作業員名簿に、職種が記載されていなかった。	水道局	小雀浄水場	-	指摘事項の発生原因が、監督員の施工体制台帳の確認不足であったことから、再発防止策として「施工体制台帳、施工体系図について(財政局公共施設・事業調整室)」に記載されている事項を再確認し、請負業者への初回打ち合わせ等で、「作業員名簿」の記載事項について周知することとしました。令和5年2月7日に電機係品質会議で今回指摘の措置と再発防止策を周知しました。 不適切な状態の是正として、作業員名簿の差し替えを行いました。 監査担当課である技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。 小雀浄水場においては、浄水係と運営係が令和5年5月12日、管理係が令和5年5月24日、電機係が令和5年5月31日に研修を実施し、令和5年5月31日に技術監理課へ報告しました。
162	財務監査	R4	工事	41 工事監理 施工体制台帳の整備	「建設業法(昭和24年法律第100号)」によれば、元請負人は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事について、下請負人の名称等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないとされている。また、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」によれば、施工体制台帳には、工事に従事する者の氏名、生年月日、社会保険等の加入状況などを記載した作業員名簿等を添付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 一部の下請負人の作業員名簿に、下請負人の名称の誤りがあった。	資源循環局	施設課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、再発防止策として、工事監督で使用する手引きの改定を令和5年6月20日に行いました。局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
163	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事現場における施工体制の点検	「施工体制の把握に関する点検作業等マニュアル」によれば、「工事現場における施工体制の点検表」による工事施工中の点検について、施工体系図の点検の頻度は、当初、変更時及び月1回程度とされている。しかしながら、工事期間約10か月に対して、施工中の1回しか点検した記録がなかった。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が点検記録ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月15日、公園緑地整備課において技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し、徹底を図りました。
164	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」による作業主任者の配置が必要な工事であったにもかかわらず、「作業主任者の配置を要しない工事」と、事実と異なる評定を行っていた。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が成績の評定ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において、技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。
165	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」による作業主任者の配置が必要な工事であったにもかかわらず、「作業主任者の配置を要しない工事」と、事実と異なる評定を行っていた。	資源循環局	金沢工場	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、再発防止策として局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
166	財務監査	R4	工事	43 工事監理	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」による作業主任者の配置が必要な工事であったにもかかわらず、「作業主任者の配置を要しない工事」と、事実と異なる評定を行っていた。	港湾局	維持保全課	-	指摘事項の発生原因が工事の一括発注工事による各工種での連携不足であったことから、再発防止として工事成績評定書に記入完了後、主任監督員と担当監督員は、基本的な記入間違いがないか確認し、結果を総括監督員と検査員に報告することとしました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。	
167	財務監査	R4	工事	43 工事監理	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 「労働安全衛生法」による作業主任者の配置が不要な工事であり、実際に配置されていなかったにもかかわらず、「作業主任者の選任があり、配置されている。」と、事実と異なる評定を行っていた。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が成績の評定ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において、技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。	
168	財務監査	R4	工事	43 工事監理	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 「労働安全衛生法」による作業主任者の配置が不要な工事であり、実際に配置されていなかったにもかかわらず、「作業主任者の選任があり、配置されている。」と、事実と異なる評定を行っていた。	資源循環局	鶴見工場	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、再発防止策として局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。	

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
169	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 「労働安全衛生法」による作業主任者の配置が不要な工事であり、実際に配置されていなかったにもかかわらず、「作業主任者の選任があり、配置されている。」と、事実と異なる評定を行っていた。	建築局	機械設備課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の評定項目の確認不足であったため、再発防止策として評定項目の確認を行うこととし、指摘事項の事例を用いて令和5年3月15日に課内会議で職員へ指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策の周知を行いました。
170	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 「施工プロセス」のチェックリストにおいて指示事項がなかったにもかかわらず、「指示事項が多い。指示事項の改善が速やかに実施されなかつた。」と、事実と異なる評定を行つていた。	資源循環局	施設課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、再発防止策として、工事監督で使用する手引きの改定を令和5年6月20日に行いました。局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。
171	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 廃棄物の発生があつたにもかかわらず、「廃棄物の発生しない工事」と、事実と異なる評定を行つていた。	水道局	西谷浄水場	-	指摘事項の発生原因が監督員の認識不足であり、再発防止策として「工事成績評定」の採点の確認事項や用語の説明等を理解するための再発防止研修を令和5年2月6日の電機係品質会議で実施しました。 技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内の研修実施を要請しました。 西谷浄水場においては、電機係が令和5年5月12日、管理係が令和5年5月22日に研修を実施し、令和5年5月22日に技術監理課へ報告しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
172	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 休日取得計画・実績書で週1回以上の休日を確保していることが確認できたにもかかわらず、「確認できない。確保されていない。」と、事実と異なる評定を行っていた。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が成績の評定ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において、技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。
173	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 設備の撤去工事があったにもかかわらず、「解体又は撤去工事の部分が無い。」と、事実と異なる評定を行っていた。	建築局	機械設備課	-	指摘事項の発生原因が担当者の認識不足及び責任職の評定項目の確認不足であったため、再発防止策として評定項目の確認を行うこととし、指摘事項の事例を用いて令和5年3月15日に課内会議で職員へ指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策の周知を行いました。
174	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 設備の撤去工事があったにもかかわらず、「解体又は撤去工事の部分が無い。」と、事実と異なる評定を行っていた。	交通局	新羽保守管理所	-	指摘事項の発生原因が、工事成績評定に関するルールについて職員が十分に理解していなかったことから、再発防止策として部署内で運用しているチェックリストの、所定の項目欄に、「更新工事で撤去、解体があった場合は、出来形及び出来ばえの、解体又は撤去工事の評定を必ず行う」旨を加筆し、確認等が漏れないようにしました。 また、技術監理担当課が当該部署の担当者及び責任職を対象に、指摘事項の背景、直接の原因及び再発防止に関する研修を令和5年7月18日に行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
175	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 設備の撤去工事があつたにもかかわらず、「解体又は撤去工事の部分が無い。」と、事実と異なる評定を行っていた。	交通局	建築課	-	指摘事項の発生原因が、工事成績評定に関するルールについて職員が十分に理解していなかったことから、当該部署は再発防止策として、令和4年12月22日、課内会議で指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を周知しました。また、技術監理担当課が当該部署の担当者及び責任職を対象に、指摘事項の背景、直接の原因及び再発防止に関する研修を令和5年7月11日に行いました。
176	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 運搬工があつたにもかかわらず、「運搬工のない工事」と、事実と異なる評定を行っていた。	磯子区	磯子土木事務所	-	指摘事項の発生原因が監督員による工事内容の確認不足であったことから、再発防止策として、工事完了後には、監督員間で工事内容や評定根拠について相互確認することを令和5年6月28日に係内で周知しました。また、この内容については、工事監督に関わる課内のすべての技術職員に対し、令和5年6月30日に研修会を開催し、責任職を含め共有しました。
177	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 運搬工があつたにもかかわらず、「運搬工のない工事」と、事実と異なる評定を行っていた。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が成績の評定ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において、技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
178	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 運搬工があつたにもかかわらず、「運搬工のない工事」と、事実と異なる評定を行っていた。	環境創造局	南部下水道センター	-	指摘事項の発生原因が成績の評定ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月7日～3月10日、南部下水道センターにおいて、技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し徹底を図りました。
179	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 工事が完成していたにもかかわらず、「事業者の責により工事が完成せず、打切りとなった。」と、事実と異なる評定を行っていた。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が成績の評定ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。
180	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 工事が完成していたにもかかわらず、「事業者の責により工事が完成せず、打切りとなった。」と、事実と異なる評定を行っていた。	建築局	機械設備課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の評定項目の確認不足であったため、再発防止策として評定項目の確認を行うこととし、指摘事項の事例を用いて令和5年3月15日に課内会議で職員へ指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策の周知を行いました。
181	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 災害が発生していなかったにもかかわらず、「労働災害や公衆災害の防止に向けた取り組みが不適切なために災害が発生した。」と、事実と異なる評定を行っていた。	建築局	機械設備課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の評定項目の確認不足であったため、再発防止策として評定項目の確認を行うこととし、指摘事項の事例を用いて令和5年3月15日に課内会議で職員へ指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策の周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
182	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 取扱説明書が不要な工事であったにもかかわらず、「取扱説明書に不足がある。又は見やすく工夫していることが確認ができない。」と、事実と異なる評定を行っていた。	環境創造局	神奈川水再生センター	-	指摘事項の発生原因が成績の評定ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月9日・3月27日、神奈川水再生センターにおいて技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し徹底を図りました。
183	財務監査	R4	工事	43 工事監理	工事成績の評定	「横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)」又は「横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月交通局達第5号)」によれば、技術検査員及び監督員は、完成検査終了後、厳正に工事成績の評定を行わなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 週休2日の達成率が75%以上となった場合の工事成績評定の加点の点数に誤りがあった。	港湾局	建設第一課	-	指摘事項の発生原因が工事成績の評定の確認不足であったことから、再発防止策として、本事案について、令和5年3月17日に改めて課内で周知をするとともに、今後、規制・基準の改正等があればその都度、課内で共有することを徹底することとしました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び上記再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議にて同様に周知しました。 なお、当時(令和3年)の工事成績評定Excelシートでは、その他欄に加点内容及び点数を手入力していましたが、令和4年4月1日にExcelシートが更新され(財政局公共施設・事業調整課)、現在では点数入力をブルダウンで選択できるように修正されています。
184	財務監査	R4	工事	45 工事監理	産業廃棄物の処理	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)」によれば、産業廃棄物を収集又は運搬する車両については、車体両側面に運搬車である旨等の表示をしなければならないとされている。しかしながら、運搬車である旨の表示がされていなかった。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が請負人、作業員及び監督員の関係法令・基準の認識不足であったため、再発防止策として産業廃棄物を運搬する車両の表示について、指摘事項の事例を用いて令和5年4月28日係会議で情報共有しました。工事契約後、監督員から請負人に対して指摘事例の一つとして、遵守することを徹底するよう伝えるとともに、現場立会時に指示のとおり実施されているか確認することとしました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
185	財務監査	R4	工事	45 工事監理	産業廃棄物の処理	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)」によれば、排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管を行おうとするときは、産業廃棄物の保管場所である旨等の表示をした掲示板を設けなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 産業廃棄物保管場所の掲示板が設置されていなかった。	南区	南土木事務所	-	不適切な状態の是正として、指摘後、直ちに産業廃棄物の保管を取りやめ、当日の令和4年10月28日には産業廃棄物保管場所の掲示が不要な状況としました。 指摘事項の発生原因が一時的な仮置でも産業廃棄物保管場所にあたるとの認識不足であったことから、再発防止対策として指摘内容を令和4年11月2日の事務所内会議で共有し、その他の現場において同様な事例がないか確認しました。 また、年度が替わったことから改めて、再発防止策として、事務所内の工事監督職員を対象に道路局技術監理課研修資料により指摘事項の内容、根拠規定、発生原因、再発防止策の研修を令和5年6月13日、19日に行いました。
186	財務監査	R4	工事	45 工事監理	産業廃棄物の処理	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)」によれば、排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管を行おうとするときは、産業廃棄物の保管場所である旨等の表示をした掲示板を設けなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 掲示板は設置されていたが、「特別管理産業廃棄物の保管場所である旨」が表示されていなかった。	建築局	機械設備課	-	指摘事項の発生原因が掲示方法及び掲示内容の確認不足であったことから、再発防止策として指摘事項の事例を用いて令和5年3月15日に課内会議で職員に根拠規程、発生原因について周知を行い、工事現場立会時に掲示方法及び掲示内容について確認を行うこととしました。
187	財務監査	R4	工事	46 工事監理	産業廃棄物の処理	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(平成5年2月規則第5号)」によれば、排出事業者は、特別管理産業廃棄物を排出する工事においては、市長に産業廃棄物排出事業所届出書及び産業廃棄物排出状況報告書を提出しなければならないとされている。しかしながら、特別管理産業廃棄物を排出したにもかかわらず、これらの提出がされていなかった。	建築局	機械設備課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の届出関係書類の状況確認不足であったため、再発防止策として状況確認を行うこととし、指摘事項の事例を用いて令和5年3月15日に課内会議で職員へ指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
188	財務監査	R4	工事	46 工事監理	産業廃棄物の処理	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(平成5年2月規則第5号)」によれば、排出事業者は、特別管理産業廃棄物を排出する工事においては、市長に産業廃棄物排出事業所届出書及び産業廃棄物排出状況報告書を提出しなければならないとされている。しかしながら、特別管理産業廃棄物を排出したにもかかわらず、これらの提出がされていなかった。	水道局	小雀浄水場	-	<p>指摘事項の発生原因が「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の認識不足であったことから、再発防止策として特別管理産業廃棄物の排出を伴う工事は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」が適用されることを確認し、工事で排出するものが特別管理産業廃棄物に該当するか確認の徹底をおこなうことになりました。特別管理産業廃棄物の排出を伴う工事の場合、監督員は、初回打合せ等で、請負人(現場代理人)への指示・指導を徹底することにしました。令和5年2月10日に浄水係品質会議で今回指摘の措置と再発防止策を周知しました。</p> <p>技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。</p> <p>小雀浄水場においては、浄水係と運営係が令和5年5月12日、管理係が令和5年5月24日、電機係が令和5年5月31日に研修を実施しました。今後は、特別管理産業廃棄物を搬出する工事については、請負事業者より産業廃棄物排出事業所届出書および産業廃棄物排出状況報告書の写しを提出させ、その内容を確認することを研修し、令和5年5月31日に技術監理課へ報告しました。</p>
189	財務監査	R4	工事	46 工事監理	産業廃棄物の処理	「横浜市建築局建築工事特則仕様書」によれば、舗装切断作業の際に切断機械から発生する排水を回収し、適切な処理を行うこととされている。しかしながら、舗装切断作業において、排水を回収せず、適切な処理を行っていなかった。	建築局	施設整備課	-	<p>指摘事項の発生原因が作業員等の仕様書等の認識不足と、担当者及び責任職の特則仕様書の確認不足であったため、再発防止策として特則仕様書の再確認を行うこととし、舗装切断作業時の切断機から発生する排水対策及び発生する排水が、産業廃棄物として適切に処理しなければならないものであることについて、指摘事項の事例を用いて令和5年5月30日係内研修により、情報共有しました。</p> <p>また、請負人から提出された施工計画書に必要な対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。</p>

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
190	財務監査	R4	工事	47 工事監理 産業廃棄物の処理	「工事請負契約約款」によれば、請負人は設計図書に従い、工事の請負契約を履行しなければならないとされている。しかしながら、特記仕様書において、解体耐火物を管理型品目として処分することとされていたにもかかわらず、安定型品目として処分していた。	資源循環局	金沢工場	-	指摘事項の発生原因が担当者の設計図書の確認不足であったことから、再発防止策として局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有し、設計図書の確認を徹底することとしました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。
191	財務監査	R4	工事	47 工事監理 石綿(アスベスト)調査結果の掲示	「大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)」によれば、解体等工事を施工する者は、石綿(アスベスト)の調査を行い、調査の結果等を当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならないとされている。しかしながら、調査は行っていたものの、調査の結果等の掲示をしていなかった。	都市整備局	横浜駅・みなとみらい推進課	-	不適切な状態の是正として、請負人が「アスベストの調査結果」を掲示していることを確認しました。指摘事項の発生原因が、監督業務に当たっての知識不足・大気汚染防止法の確認不足であり、該当規定について再確認することとしました。 令和5年3月1日及び令和5年7月24日に、設計・工事担当課の係長及び職員各1名が集まる「設計担当者会議」を実施し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知しました。また、今年度、入社及び異動してきた担当職員に対し、令和5年8月2日実施の「土木工事監督業務研修」にて本件の内容について再周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
192	財務監査	R4	工事	48 工事監理	品質の確保	「横浜市建築局建築工事特則仕様書」によれば、工事写真は、やり直しのきかない施工箇所について撮影することとされている。しかしながら、埋戻し時の工事写真の一部が不足していた。	保土ヶ谷区	保土ヶ谷土木事務所	-	指摘事項の発生原因が、施工計画書に記載されている出来形管理基準について、請負業者の認識が不足していたことであったため、再発防止策として保土ヶ谷土木事務所において、道路工事に係る全担当者に対し、監督員が現場に行った時や請負業者との打合せ時などに、施工状況の写真を適宜撮影するように伝えること、出来形検査等の記録写真に監督員が映るようにすることを、指摘事項の内容、発生原因と合わせて令和5年4月4日に周知しました。
193	財務監査	R4	工事	48 工事監理	工事実績情報システム(CORINS)の登録	「横浜市土木工事共通仕様書」によれば、受注、変更、完成及び訂正時に、監督員の確認を受けた上で工事実績情報システムへ期限内(土曜、日曜、祝日等を除き 10 日以内)に工事実績情報の登録を行うこととされている。しかしながら、受注時の登録が期限内に行われていなかった。	港南区	港南土木事務所	-	指摘事項の発生原因が請負人による登録もれであったことから、再発防止策として請負人への速やかな登録の指導、及び請負人が期限内に登録したことの確認について、改めて港南土木事務所職員へ令和5年2月15日に周知徹底しました。
194	財務監査	R4	工事	48 工事監理	道路の使用の許可	「道路交通法(昭和35年法律第105号)」によれば、道路上において工事をしようとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないとされている。しかしながら、許可を受けずに工事を行っていた。	資源循環局	施設計画課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから、局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。
195	財務監査	R4	工事	48 工事監理	完了報告書の提出	道路局が発注する管内一円工事に適用する「管内一円工事特記仕様書(平成24年4月制定)」によれば、請負人は、1施工箇所の工事が完了したときは、管内一円工事完了報告書及び管内一円工事進捗状況報告書を、工事完成日の翌日から7日以内(土曜、日曜、祝日等を除く。)に監督員に提出しなければならないとされている。しかしながら、期限内に提出されていなかった。	道路局	建設課	-	指摘事項の発生原因が、関連する仕様書の認識不足であったことから、再発防止策として、所管課内において関連する仕様書の周知を令和5年5月24日に行うとともに、令和5年5月17日の技術監理課からの依頼を受け、指摘事項の内容や根拠規程について、令和5年6月23日までに所管課内において研修を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容		
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名			
196	財務監査	R4	工事	50 安全管理	高所作業における墜落防止対策	「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)」によれば、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。また、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等以外)で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、足場を組み立てる等の方法による作業床の設置がされず、墜落制止用器具の使用等の安全対策も講じていなかった。	環境創造局	環境活動支援センター	-	指摘事項の発生原因が請負人による不安全行動であったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月17日、環境活動支援センターにおいて技術監理課作成の資料を使用して、職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。その後、指摘事項の内容について、当課で発注している業務の受注者に注意喚起を行いました。	
197	財務監査	R4	工事	50 安全管理	高所作業における墜落防止対策	「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)」によれば、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。また、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等以外)で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、足場を組み立てる等の方法による作業床の設置がされず、墜落制止用器具の使用等の安全対策も講じていなかった。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が作業員等の関係法令・基準の認識不足と、担当者及び責任職の現場状況の確認不足及び監督員としての指導不足であったため、再発防止策として高所作業における墜落防止対策について、指摘事項の事例を用いて令和4年11月17日係会議で情報共有しました。 工事契約後、請負人から提出された施工計画書に必要な安全対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。 作業員への注意喚起を徹底するよう現場代理人に指導を行っていきます。	

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容		
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名			
198	財務監査	R4	工事	50 安全管理	高所作業における墜落防止対策	「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)」によれば、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。また、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等以外)で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、組み立て途中で手すりがないなどの不完全な足場で、墜落制止用器具の使用等の安全対策を講じていなかった。	金沢区	金沢土木事務所	-		指摘事項の発生原因が安全措置を講ずることを規定した作業計画が徹底されていなかつたことによるものであったことから、再発防止策として過去の同様な不適切事例を確認し、工事の安全管理の研修を令和5年5月23日に行いました。 また、同日の土木事務所の係会議において、指摘事項の内容、根拠規定を周知しました。
199	財務監査	R4	工事	50 安全管理	高所作業における墜落防止対策	「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)」によれば、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。また、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等以外)で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、組み立て途中で手すりがないなどの不完全な足場で、墜落制止用器具の使用等の安全対策を講じていなかった。	建築局	学校整備課	-		指摘事項の発生原因が作業員等の関係法令・基準の認識不足と、担当者及び責任職の安全規則の確認不足であったため、再発防止策として高所作業における墜落防止対策について、指摘事項の事例を用いて令和4年6月13日課内研修により、情報共有しました。 工事契約後、請負人から提出された施工計画書に必要な安全対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。 作業員への注意喚起を徹底するよう現場代理人に指導を行っていきます。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
200	財務監査	R4	工事	50 安全管理	高所作業における墜落防止対策 「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)」によれば、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。また、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等以外)で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、組み立て途中で手すりがないなどの不完全な足場で、墜落制止用器具の使用等の安全対策を講じていなかった。	建築局	電気設備課	-	指摘事項の発生原因が作業員等の関係法令・基準の認識不足と、担当者及び責任職の安全対策についての確認不足であったため、再発防止策として高所作業における墜落防止対策について、指摘事項の事例等を用いて令和5年6月21日に課内研修を行いました。 また、工事契約後、請負人から提出された施工計画書に必要な安全対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。あわせて、作業員への注意喚起を徹底するよう現場代理人に指導を行っていきます。
201	財務監査	R4	工事	50 安全管理	高所作業における墜落防止対策 「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)」によれば、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。また、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所(屋上、擁壁等)であったが、囲い、手すり等が設置がされず、墜落制止用器具の使用等の安全対策も講じていなかった。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因として請負人の関係法令・基準の認識不足があることから、再発防止策として高所作業における墜落防止対策について、令和4年12月6日に現場代理人に対し監督員による注意喚起を行いました。 作業員への注意喚起を徹底するよう現場代理人に指導を行っていきます。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
202	財務監査	R4	工事	50 安全管理 高所作業における墜落防止対策	「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)」によれば、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。また、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所(屋上、擁壁等)であったが、囲い、手すり等が設置がされず、墜落制止用器具の使用等の安全対策も講じていなかった。	建築局	学校整備課			指摘事項の発生原因が作業員等の関係法令・基準の認識不足と、担当者及び責任職の安全規則の確認不足であったため、再発防止策として高所作業における墜落防止対策について、指摘事項の事例を用いて令和5年6月15日課内研修及び令和5年6月16日部内研修により、情報共有しました。 工事契約後、請負人から提出された施工計画書に必要な安全対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。 作業員への注意喚起を徹底するよう現場代理人に指導を行っていきます。
203	財務監査	R4	工事	51 安全管理 保護具の使用	「労働安全衛生規則」によれば、作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、保護帽を使用しなければならないとされている。しかしながら、保護帽の不使用又はあごひもを締めない不適切な使用で作業を行っていた。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が請負人による不安全行動であったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で指摘・注意事例を説明し再発防止研修を実施しました。 その後、指摘事項の内容について、当課で発注している業務の受注者に注意喚起を行いました。	
204	財務監査	R4	工事	51 安全管理 保護具の使用	「労働安全衛生規則」によれば、作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、保護帽を使用しなければならないとされている。しかしながら、保護帽の不使用又はあごひもを締めない不適切な使用で作業を行っていた。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因として請負人の関係法令・基準の認識不足があることから、再発防止策として飛来物からの危険防止対策について、指摘事項の事例を用いて令和5年6月16日部内研修により情報共有し、作業員への注意喚起を徹底するよう現場代理人に指導を行っていくこととしました。	

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
205	財務監査	R4	工事	51 安全管理	保護具の使用	「労働安全衛生規則」によれば、作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、保護帽を使用しなければならないとされている。しかしながら、保護帽の不使用又はあごひもを締めない不適切な使用で作業を行っていた。	建築局	学校整備課	-	指摘事項の発生原因として請負人の関係法令・基準の認識不足があることから、再発防止策として飛来物からの危険防止対策について、指摘事項の事例を用いて令和5年6月16日部内研修により情報共有し、作業員への注意喚起を徹底するよう現場代理人に指導を行っていくこととしました。
206	財務監査	R4	工事	51 安全管理	保護具の使用	「労働安全衛生規則」によれば、切削屑(くず)が飛来すること等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、保護具を使用しなければならないとされている。しかしながら、保護眼鏡を使用せずに作業を行っていた。	鶴見区	鶴見土木事務所	-	指摘事項の発生原因が請負業者の認識不足及び、市担当者の保護具使用の確認不足であったことから、再発防止策として、市担当者である技術系職員を対象に、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について、令和5年5月25日、6月12日に研修を行い、労働安全衛生規則 第106条 第1項(切削屑の飛来等による危険の防止)の確認を徹底することを周知しました。今後の対象工事で、請負業者への指導、注意喚起を進めてまいります。 なお、研修内容については、道路局技術監理課にも令和5年6月16日に報告しました。
207	財務監査	R4	工事	51 安全管理	保護具の使用	「労働安全衛生規則」によれば、切削屑(くず)が飛来すること等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、保護具を使用しなければならないとされている。しかしながら、保護眼鏡を使用せずに作業を行っていた。	資源循環局	施設課	-	指摘事項の発生原因が担当者の安全意識の不足であったことから、再発防止策として局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有し、請負者に対し工事において必要な安全策を遵守させることとしました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
208	財務監査	R4	工事	51 安全管理	保護具の使用	「労働安全衛生規則」によれば、切削屑(くず)が飛来すること等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、保護具を使用しなければならないとされている。しかしながら、保護眼鏡を使用せずに作業を行っていた。	建築局	電気設備課	-	指摘事項の発生原因が作業員等の関係法令・基準の認識不足と、担当者及び責任職の安全対策についての確認不足であったため、再発防止策として保護具の適切な使用について、指摘事項の事例等を用いて令和5年6月21日に課内研修を行いました。 また、工事契約後、請負人から提出された施工計画書に必要な安全対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。あわせて、作業員への注意喚起を徹底するよう現場代理人に指導を行っていきます。
209	財務監査	R4	工事	51 安全管理	保護具の使用	「労働安全衛生規則」によれば、アセチレン溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行うときは、保護眼鏡を使用しなければならないとされている。しかしながら、保護眼鏡を使用せずに作業を行っていた。	資源循環局	施設計画課	-	指摘事項の発生原因が担当者の安全意識の不足であったことから、再発防止策として局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有し、請負者に対し工事において必要な安全策を遵守させることとしました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。
210	財務監査	R4	工事	52 安全管理	保護具の使用	「粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)」によれば、アーク溶接作業を行うときは、有効な呼吸用保護具を使用しなければならないとされている。しかしながら、有効な呼吸用保護具を使用せずに作業を行っていた。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が、請負人及び作業員の配慮不足と、担当者と責任職の規則の確認不足であったため、再発防止策として規則を再確認し、アーク溶接作業により発生する溶接ヒュームが体内へ吸引されることにより、作業者が健康障害を及ぼすおそれがあることを、指摘事項の事例を用いて令和5年6月16日部内研修により情報共有しました。 また、請負人及び作業員への再発防止策として、令和5年6月20日工事定例会議により周知及び規則の確認を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
211	財務監査	R4	工事	52 安全管理	保護具の使用	「粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)」によれば、アーク溶接作業を行うときは、有効な呼吸用保護具を使用しなければならないとされている。しかしながら、有効な呼吸用保護具を使用せずに作業を行っていた。	建築局	学校整備課	-	指摘事項の発生原因が、請負人及び作業員の配慮不足と、担当者と責任職の安全規則の確認不足であったため、再発防止策として、微細な酸化金属が体内へ吸引されること等、アーク溶接作業により発生する溶接ヒュームの影響を鑑み、指摘事項の事例を用いて令和5年6月15日課内研修及び令和5年6月16日部内研修により情報共有しました。 また、請負人から提出された施工計画書に作業時の必要な安全対策が明示されているか確認をすることとしました。
212	財務監査	R4	工事	52 安全管理	保護具の使用	「粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)」によれば、アーク溶接作業を行うときは、有効な呼吸用保護具を使用しなければならないとされている。しかしながら、有効な呼吸用保護具を使用せずに作業を行っていた。	港湾局	維持保全課	-	指摘事項の発生原因がアーク溶接作業を行う際の呼吸用保護具について見落としたことであったため、再発防止策として呼吸用保護具の使用確認を徹底することとし、課内でアーク溶接作業を行う際の呼吸用保護具について令和5年4月26日に周知徹底を行いました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。
213	財務監査	R4	工事	52 安全管理	保護具の使用	「粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)」によれば、アーク溶接作業を行うときは、有効な呼吸用保護具を使用しなければならないとされている。しかしながら、有効な呼吸用保護具を使用せずに作業を行っていた。	交通局	建築課	-	指摘事項の発生原因が、監督員が労働安全に関するルールについて十分に理解していなかったこと及び施工状況の確認不足であったことから、当該部署は再発防止策として、令和4年12月22日、課内会議で指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を周知しました。また、監督員は請負人に対して施工計画書へ呼吸用保護具の装着を記載するよう指導し、適宜施工状況の確認を行うこととしました。 また、技術監理担当課が当該部署の担当者及び責任職を対象に、指摘事項の背景、直接の原因及び再発防止に関する研修を令和5年7月11日に行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
214	財務監査	R4	工事	52 安全管理	掘削作業における崩落防止対策	「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)」によれば、建築工事等において深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合においては原則として山留めを設けなければならないとされている。しかしながら、山留めを設けなければならない状況であったにもかかわらず、山留めを設げずに工事を行っていた。	建築局	学校整備課	-	指摘事項の発生原因が、請負人及び作業員の配慮不足と、担当者と責任職の法令の確認不足であったため、再発防止策として、根切り時の土砂流出等の危険性を踏まえ、指摘事項の事例を用いて令和5年6月15日課内研修及び令和5年6月16日部内研修により情報共有しました。 また、請負人から提出された施工計画書に山留等の明示がされているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。
215	財務監査	R4	工事	52 安全管理	クレーン等作業の安全対策	「建築工事監理指針(平成22年10月公共建築協会発行)」によれば、クレーンの設置に当たり、旋回体範囲内への立入禁止の表示等を行うこととされている。しかしながら、立入禁止の表示等を行わずに作業を行っていた。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が、請負人及び作業員の配慮不足と、担当者と責任職の安全に係る指針の確認不足であったため、再発防止策として指摘事項の事例を用いて令和5年5月30日課内研修により情報共有しました。 また、請負人から提出された施工計画書にクレーンの旋回範囲や立ち入り禁止の明示等、必要な安全対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。
216	財務監査	R4	工事	52 安全管理	クレーン等作業の安全対策	「建築工事監理指針(平成22年10月公共建築協会発行)」によれば、クレーンの設置に当たり、旋回体範囲内への立入禁止の表示等を行うこととされている。しかしながら、立入禁止の表示等を行わずに作業を行っていた。	建築局	学校整備課	-	指摘事項の発生原因が、請負人及び作業員の配慮不足と、担当者と責任職の安全に係る指針の確認不足であったため、再発防止策として指摘事項の事例を用いて令和5年6月15日課内研修及び令和5年6月16日部内研修により情報共有しました。 また、請負人から提出された施工計画書にクレーンの旋回範囲や立ち入り禁止の明示等、必要な安全対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
217	財務監査	R4	工事	53 安全管理	ガス容器の取扱い	「ガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針(平成29年6月労働安全衛生総合研究所発行)」によれば、ガス容器は、風雨にさらされるような場所には置かないこととされている。しかしながら、風雨にさらされる場所に置かれていた。	都市整備局	横浜駅・みなとみらい推進課	-	不適切な状態のは正として、指摘後にガス切断・ガス溶接等の使用予定がなかったため、現場から撤去したことを確認しました。 指摘事項の発生原因が、監督業務に当たってのガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針の確認不足であり、再発防止策として当該指針に基づいたガス容器の取扱い方について再確認することとしました。 令和5年3月1日及び令和5年7月24日に、設計・工事担当課の係長及び職員各1名が集まる「設計担当者会議」を実施し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知しました。また、今年度入社及び異動してきた担当職員に対し、令和5年8月2日実施の「土木工事監督業務研修」にて本件の内容について再周知しました。
218	財務監査	R4	工事	53 安全管理	危険箇所の養生	「建築工事監理指針」によれば、柱筋、壁筋等の端部で、安全管理上必要な箇所には、プラスチック製のキャップ等で保護することとされている。しかしながら、端部が保護されていなかった。	資源循環局	施設計画課	-	指摘事項の発生原因が担当者の安全意識の不足であったことから、再発防止策として局内の各工事発注課において、工事の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有し、請負者に対して工事において必要な安全策を遵守させることとしました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止を目的とした研修を令和5年5月12日に実施しました。
219	財務監査	R4	工事	53 安全管理	危険箇所の養生	「建築工事監理指針」によれば、柱筋、壁筋等の端部で、安全管理上必要な箇所には、プラスチック製のキャップ等で保護することとされている。しかしながら、端部が保護されていなかった。	建築局	施設整備課	-	不適切な状態のは正として、キャップによる保護を行いました。 指摘事項の発生原因が、請負人の指針の認識不足、請負人及び作業員の配慮不足、及び担当者と責任職の現場の確認不足であったため、再発防止策として、柱筋、壁筋等の端部の露出による擦傷事故の危険性を鑑み、現場で柱筋、壁筋等の端部の状況を確認することとし、指摘事項の事例を用いて令和5年5月30日係内研修および令和5年6月16日部内研修により指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を共有しました。 また、請負人及び作業員への再発防止策として、令和5年6月20日工事定例会議により周知及び指針の確認を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
220	財務監査	R4	工事	53 安全管理	危険箇所の養生	「建築工事監理指針」によれば、柱筋、壁筋等の端部で、安全管理上必要な箇所には、プラスチック製のキャップ等で保護することとされている。しかしながら、端部が保護されていなかった。	建築局	学校整備課	-	指摘事項の発生原因が、請負人の指針の認識不足、請負人及び作業員の配慮不足、及び担当者と責任職の安全に係る指針の確認不足であったため、再発防止策として、柱筋、壁筋等の端部の露出による擦傷事故の危険性を鑑み、配筋端部の保護について確認の徹底をすることとし指摘事項の事例を用いて、令和5年6月15日課内研修および令和5年6月16日部内研修により情報共有しました。 また、請負人から提出された施工計画書に配筋端部保護等、必要な安全対策が明示されているか確認するとともに、現場立会時に計画どおり実施されているか確認することとしました。
221	財務監査	R4	工事	54 変更契約	設計変更の基本原則の範囲	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱(昭和45年5月制定)」によれば、設計変更の決定及び契約変更は、当該工事目的を変更しない限度において行うとされている。また、「横浜市請負工事設計変更ガイドライン(平成18年4月策定)」によれば、当初の工事目的と関係のない工種を追加することはできないとされている。しかしながら、設計変更により当初の工事目的と関係のない工種を追加していた。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が、担当者、責任職の関係要綱の認識不足により発生したため、再発防止策として工事区域と事業区域の認識を再確認するため令和4年11月17日に開催した係会議において指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を情報共有しました。
222	財務監査	R4	工事	54 変更契約	設計変更の基本原則の範囲	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱(昭和45年5月制定)」によれば、設計変更の決定及び契約変更は、当該工事目的を変更しない限度において行うとされている。また、「横浜市請負工事設計変更ガイドライン(平成18年4月策定)」によれば、当初の工事目的と関係のない工種を追加することはできないとされている。しかしながら、設計変更により当初の工事目的と関係のない工種を追加していた。	都市整備局	ニッ橋北部土地区画整理事務所	-	指摘事項の発生原因が、監督業務に当たって横浜市工事設計変更事務取扱要綱及び横浜市請負工事設計変更ガイドラインについての知識不足であり、再発防止策として前記の工事設計変更に伴う要綱等を再確認することとしました。 令和5年3月1日及び令和5年7月24日に、設計・工事担当課の係長及び職員各1名が集まる「設計担当者会議」を実施し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
223	財務監査	R4	工事	54 変更契約	複数の変更指示をまとめた変更手続	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」及び「横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱(昭和47年11月制定)」によれば、工事内容の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合は、設計変更の決裁を速やかに得るとされているが、極めて近い将来、続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、所定の限度額の範囲内で、まとめて決裁を得ることができるとされている(図表2-1-2-16)。また、「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」によれば、この範囲を超えて、新たな変更指示を行うことはできないとされており、複数の変更指示による変更金額の合計が請負金額の20%又は3,000万円を超える前に設計変更の手続を行う必要がある。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 請負金額が1億5,000万円未満の工事において、変更金額が請負金額の20%を超える前に設計変更の手続を行わず、20%を超えて新たな変更指示を行っていた。	戸塚区	戸塚土木事務所	-	指摘事項の発生原因が設計者の認識不足により設計変更手続きによらず20%を超える監督員指示書による変更指示を行ってしまったことであったことから、再発防止策として係会議において、職員へ業務の内容変更を行う場合には監督員指示書による変更指示を行なうことを徹底するとともに、指摘事項の内容、根拠規則、発生原因を令和4年度財務監査(工事関係)指摘事項に関する研修資料(道路局技術管理課作成)を使用し、令和5年5月31日に周知しました。 今後、人事異動等により転入する職員についても、年度当初に係会議等を通して周知徹底し、適切な事務手続きについて継続的に啓発を行います。
224	財務監査	R4	工事	54 変更契約	複数の変更指示をまとめた変更手続	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」及び「横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱(昭和47年11月制定)」によれば、工事内容の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合は、設計変更の決裁を速やかに得るとされているが、極めて近い将来、続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、所定の限度額の範囲内で、まとめて決裁を得ることができるとされている(図表2-1-2-16)。また、「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」によれば、この範囲を超えて、新たな変更指示を行うことはできないとされており、複数の変更指示による変更金額の合計が請負金額の20%又は3,000万円を超える前に設計変更の手続を行う必要がある。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 請負金額が1億5,000万円未満の工事において、変更金額が請負金額の20%を超える前に設計変更の手続を行わず、20%を超えて新たな変更指示を行っていた。	建築局	機械設備課	-	指摘事項の発生原因が設計変更の手続きに関する知識不足であったことから、再発防止策として課内にて「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」の内容について確認し、速やかに設計変更の手続を行うこととし、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
225	財務監査	R4	工事	54 変更契約	複数の変更指示をまとめた変更手続	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」及び「横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱(昭和47年11月制定)」によれば、工事内容の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合は、設計変更の決裁を速やかに得るとされているが、極めて近い将来、続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、所定の限度額の範囲内で、まとめて決裁を得ることができるとされている(図表2-1-2-16)。また、「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」によれば、この範囲を超えて、新たな変更指示を行うことはできないとされており、複数の変更指示による変更金額の合計が請負金額の 20%又は 3,000万円を超える前に設計変更の手続を行う必要がある。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 請負金額が 1億 5,000万円未満の工事において、変更金額が請負金額の 20%を超える前に設計変更の手続を行わず、20%を超えて新たな変更指示を行っていた。	道路局	施設課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の認識不足により設計変更手続きによらず 20%を超える監督員指示書による変更指示を行ってしまったことから、再発防止策として、令和5年5月25日に課内研修を実施し、指摘事項の内容、根拠規則、発生原因を周知するとともに、横浜市請負工事設計変更ガイドライン等の内容を再確認し設計変更における適切な手続きの周知徹底を図りました。 また、今後、人事異動等により転入する職員についても、年度当初に係会議等を通じて周知徹底を図ることとし、適切な事務手続きについて継続的に啓発を行っていきます。
226	財務監査	R4	工事	54 変更契約	複数の変更指示をまとめた変更手続	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」及び「横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱(昭和47年11月制定)」によれば、工事内容の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合は、設計変更の決裁を速やかに得るとされているが、極めて近い将来、続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、所定の限度額の範囲内で、まとめて決裁を得ることができるとされている(図表2-1-2-16)。また、「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」によれば、この範囲を超えて、新たな変更指示を行うことはできないとされており、複数の変更指示による変更金額の合計が請負金額の 20%又は 3,000万円を超える前に設計変更の手続を行う必要がある。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 変更金額が請負金額の 20%を超える前に設計変更の手続を行わず、20%を超えて新たな変更指示を行っていた。	水道局	北部方面工事課	-	指摘事項の発生原因が、横浜市請負工事設計変更ガイドラインの認識不足であり、再発防止策として、施工管理の中で変更請負金額を把握する際には、施工延長×標準単価等の簡易な方法によるだけでなく、必要に応じて実際の条件に合わせた工事費を算出する方法等を組み合わせ、変更金額の精度を上げることや今回指摘の対象となった工事のように比較的小額の工事については、軽微な施工条件の変更でも変更請負金額が20パーセントを超過する可能性があるため、特に注意して変更請負金額の把握に努めることを周知しました。令和5年2月7日に工事係会議で今回指摘の措置と再発防止策を周知しました。 監査担当課である技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。 北部方面工事課においては、事務係が令和5年5月12日、設計係が令和5年5月16日、工事係が令和5年5月25日、29日に研修を実施しました。今後は、当初設計から大幅な契約変更が見込まれた時点で早期に契約変更するよう方針変更することを研修し、令和5年5月29日に技術監理課へ報告しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
227	財務監査	R4	工事	56 変更契約	設計変更に伴う監督員指示	「横浜市請負工事監督事務取扱規程」又は「横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程(平成11年3月水道局達第1号)」によれば、客観的に工事の内容の変更が避けられず、早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められる場合、監督員は請負人にに対し変更指示できるとしている。また、「横浜市請負工事監督事務取扱要綱(平成11年4月制定)」又は「横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱(平成11年3月制定)」によれば、監督員が請負人に対して必要な指示を行うときは監督員指示書により行うこととされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 請負人からの変更提案について口頭で承諾したのみで、監督員指示書による変更指示を行っていないかった。	水道局	北部方面工事課	-	指摘事項の発生原因が、工事監督事務取扱規程の認識不足であり、再発防止策として指示を行う際には監督員指示書を発行する必要があることを改めて確認することや請負人からの監督員に対して協議を求める打合せ簿等が発行された場合には、責任職をはじめとする周囲の職員により、担当監督員が文書による回答要否の確認を行うことを周知しました。令和5年2月7日に工事係会議で今回指摘の措置と再発防止策を周知しました。 技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内の研修実施を要請しました。 北部方面工事課においては、事務係が令和5年5月12日、設計係が令和5年5月16日、工事係が令和5年5月25日、29日に研修を実施しました。今後は、新しい工法等が発生する場合は、必ず監督員指示書の発行を徹底することを研修し、令和5年5月29日に技術監理課へ報告しました。
228	財務監査	R4	工事	56 変更契約	設計変更に伴う監督員指示	「横浜市請負工事監督事務取扱規程」又は「横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程(平成11年3月水道局達第1号)」によれば、客観的に工事の内容の変更が避けられず、早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められる場合、監督員は請負人にに対し変更指示できるとしている。また、「横浜市請負工事監督事務取扱要綱(平成11年4月制定)」又は「横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱(平成11年3月制定)」によれば、監督員が請負人に対して必要な指示を行うときは監督員指示書により行うこととされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 監督員指示書により変更指示していたが、指示書の記載内容と添付図面の内容が整合していなかった。	建築局	電気設備課	-	指摘事項の発生原因が監督員指示書の内容と添付図面の最終確認不足であることから、再発防止策として監督員指示書の内容と添付図面を突合してから発行するように、工事監督を担う担当者及び責任職(課長・係長)全員に対して令和5年6月21日の課内研修で改めて周知しました。
229	財務監査	R4	工事	56 変更契約	設計変更の手続	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」によれば、変更指示を行った場合は、変更の内容を明示した設計図書を添えた工事設計変更伺により決裁を得なければならないとされている。しかしながら、変更指示を行ったにもかかわらず、請負金額の増減がなかったことを理由に、工事設計変更伺に必要な設計図書を工事発注局へ送付していなかったため、工事発注局において手続を行うことができなかつた。	建築局	電気設備課	-	指摘事項の発生原因が監督員の関係要綱の認識不足があることから、再発防止策として文書管理システムによる変更設計図書及び送付文の決裁の徹底を行うこととし、工事監督を担う担当者及び責任職(課長・係長)全員を対象に指摘事項の内容及び再発防止策の周知を令和5年6月21日の課内研修で改めて行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
230	財務監査	R4	工事	56 変更契約	設計変更の手続	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」によれば、変更指示を行った場合は、変更の内容を明示した設計図書を添えた工事設計変更伺により決裁を得なければならないとされている。しかしながら、変更指示を行ったにもかかわらず、請負金額の増減がなかったことを理由に、工事設計変更伺に必要な設計図書を工事発注局へ送付していなかったため、工事発注局において手続を行うことができなかつた。	建築局	機械設備課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の関係要綱の認識不足であったため、再発防止策として令和5年3月15日に課内会議で職員へ指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を行いました。
231	財務監査	R4	工事	57 変更契約	請書への設計図書の添付	「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」によれば、工事設計変更指示書及び設計図書を請負人に交付し、請負人から請書の提出を受けることによって変更契約書の作成に代えることができるとしている。また、請書は、設計・仕様に変更があった場合は、設計図書を添付する様式となっている。しかしながら、請書に設計図書が添付されていなかつた。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の関係要綱の認識不足により発生したため、再発防止策として請書にも設計図書の添付が必要であることについて令和4年11月17日に開催した係会議において情報共有をしました。
232	財務監査	R4	工事	57 変更契約	市長専決処分事項指定の件の一部改正に伴う事務の取扱いについて(通知)(平成30年10月31日財契一第2306号)によれば、議会の議決を経て契約締結した工事において、契約内容を変更する必要が生じ、市長専決処分によって契約の変更を行う場合は、変更内容の着手は変更契約が確定してから行うこととされている。しかしながら、変更契約が確定する前に変更内容に着手させていた。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因是担当者及び責任職の通知に関する認識不足であったことから、再発防止策として、指摘事項の事例を用いて、令和5年6月15日の部内研修にて周知しました。	

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
233	財務監査	R4	工事	58	委託 委託の設計	「契約事務の適正執行の徹底について(通知)(平成20年5月2日行契二第273号)」によれば、委託業務の発注に当たつては、委託業務内容等を明らかにしたうえで設計図書(設計書、仕様書、図面等で構成)を作成することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 打合せの回数が設計図書に記載されていないため、業務内容が明確でなかった。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因が請負人による不安全行動であったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。
234	財務監査	R4	工事	58	委託 委託の設計	「契約事務の適正執行の徹底について(通知)(平成20年5月2日行契二第273号)」によれば、委託業務の発注に当たつては、委託業務内容等を明らかにしたうえで設計図書(設計書、仕様書、図面等で構成)を作成することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 打合せの回数が設計図書に記載されていないため、業務内容が明確でなかった。	建築局	施設整備課	-	指摘事項の発生原因が、担当者、責任職の関係通知の認識不足により発生したため、再発防止策として打合せの回数については特記仕様書に明記することを令和4年11月17日に開催した係会議において情報共有をしました。
235	財務監査	R4	工事	58	委託 委託の設計	「契約事務の適正執行の徹底について(通知)(平成20年5月2日行契二第273号)」によれば、委託業務の発注に当たつては、委託業務内容等を明らかにしたうえで設計図書(設計書、仕様書、図面等で構成)を作成することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 概算数量契約の設計書において、一式計上した概算の諸経費について、実績数量に応じた精算をする方法の定めがなかった。	資源循環局 旧:産業廃棄物対策課	事業系廃棄物対策課 旧:産業廃棄物対策課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び検算者の知識不足であったことから、再発防止策として、委託積算資料の改定を令和5年2月21日に行いました。局内の各委託発注課において、委託の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。
236	財務監査	R4	工事	58	委託 委託の設計	「契約事務の適正執行の徹底について(通知)(平成20年5月2日行契二第273号)」によれば、委託業務の発注に当たつては、委託業務内容等を明らかにしたうえで設計図書(設計書、仕様書、図面等で構成)を作成することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 概算数量契約の設計書において、一式計上した概算の諸経費について、実績数量に応じた精算をする方法の定めがなかった。	資源循環局	処分地管理課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び検算者の知識不足であったことから、再発防止策として、委託積算資料の改定を令和5年2月21日に行いました。局内の各委託発注課において、委託の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
237	財務監査	R4	工事	58	委託 委託の設計	「契約事務の適正執行の徹底について(通知)(平成20年5月2日行契二第273号)」によれば、委託業務の発注に当たっては、委託業務内容等を明らかにしたうえで設計図書(設計書、仕様書、図面等で構成)を作成することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 設計図書に記載のない事項の履行をさせていた。	交通局	川和保守管理所	-	指摘事項の発生原因が、施設の維持管理等委託に関するルールについて職員が十分に理解しておらず、特記仕様書の作業項目に関する記載内容の確認が不足していたことから、再発防止策として、当該業務に携わる全ての担当者及び責任職に対し、令和4年12月1日、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を周知し、仕様書の確認を行うこととしました。 また、技術監理担当課が当該部署の担当者及び責任職を対象に、指摘事項の背景、直接の原因及び再発防止に関する研修を令和5年7月13日に行いました。
238	財務監査	R4	工事	59	委託 委託費の積算	契約規則又は「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)」によれば、委託等の予定価格は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。しかしながら、予定価格の基となる委託費の積算において、次のような事例が見受けられた。 見積条件が違う2者からの参考見積書を用いて積算していた。	環境創造局	農政推進課	-	指摘事項の発生原因が積算ミスであったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月15日、農政推進課において技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し徹底を図りました。
239	財務監査	R4	工事	59	委託 委託費の積算	契約規則又は「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)」によれば、委託等の予定価格は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。しかしながら、予定価格の基となる委託費の積算において、次のような事例が見受けられた。 見積条件が違う2者からの参考見積書を用いて積算していた。	水道局	小雀浄水場	-	指摘事項の発生原因が、契約規程の認識不足であり、再発防止策として予定価格の積算を含めた業務手順を再確認する等周知徹底を図り、ダブルチェックの重要性とチェックの際は適切に行うことを行ったこととしました。また業務の進捗状況を課内係会等で共有することとしました。令和5年3月6日に運営係品質会議で今回指摘の措置と再発防止策を周知しました。 監査担当課である技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。 小雀浄水場においては、浄水係と運営係が令和5年5月12日、管理係が令和5年5月24日、電機係が令和5年5月31日に研修を実施し、今後、見積微収時は、契約規程を確実に確認するほか、業務経験豊富な職員とダブルチェックを実施することを研修し、令和5年5月31日に技術監理課へ報告しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
240	財務監査	R4	工事	59	委託 委託費の積算	契約規則又は「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)」によれば、委託等の予定価格は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。しかしながら、予定価格の基となる委託費の積算において、次のような事例が見受けられた。 根拠が明確でない歩掛等を用いて積算していた。	都市整備局	地域まちづくり課	-	指摘事項の発生原因が、積算業務に当たっての知識不足であり、再発防止策として設計積算時における積算根拠等の基礎事項を再確認することとした。 令和5年3月1日及び令和5年7月24日に、設計・工事担当課の係長及び職員各1名が集まる「設計担当者会議」を実施し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策について周知しました。また、今年度、入社及び異動してきた担当職員に対し、令和5年8月2日実施の「検算者育成研修」にて本件の内容について再周知しました。
241	財務監査	R4	工事	59	委託 委託費の積算	契約規則又は「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)」によれば、委託等の予定価格は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。しかしながら、予定価格の基となる委託費の積算において、次のような事例が見受けられた。 根拠が明確でない歩掛等を用いて積算していた。	道路局	路政課	-	指摘事項の発生原因是積算業務に関する認識不足であったことから、再発防止策として業務の積算方法を見直し、参考見積書を微収する方法に変更しました。 併せて課内の職員へ、指摘事項や根拠規程について令和4年7月に周知しました。また、職員の異動もあったため、再度令和5年6月に周知しました。
242	財務監査	R4	工事	59	委託 委託費の積算	契約規則又は「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)」によれば、委託等の予定価格は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。しかしながら、予定価格の基となる委託費の積算において、次のような事例が見受けられた。 「横浜市土木工事標準積算基準書」に準じて算出した単価を用いて積算する際に、誤った数値を入力していた。	港湾局	施設管理課	-	指摘事項の発生原因がダブルチェックでの確認不足であったため、再発防止策として設計時にチェックリストを活用し、確實なダブルチェックが行えるようにしました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。
243	財務監査	R4	工事	59	委託 委託費の積算	「委託契約(設計・測量等業務を除く)における参考見積書の微収時の注意点について(通知)(平成30年5月18日財契二第414号)」によれば、積算に当たって事業者から参考見積書を微収する場合は、原則として複数の事業者から参考見積書を微収することとされている。しかしながら、複数の事業者から参考見積書を微収できたにもかかわらず、1者からしか参考見積書を微収せず、その価格を用いて積算していた。	資源循環局	処分地管理課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び検算者の知識不足であったことから、再発防止策として局内の各委託発注課において、委託の設計・監督業務に従事する職員及び責任職に対し、研修を令和5年3月14日から全8回実施しました。研修の中で、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を共有しました。 今年度局内に異動してきた職員に対しては、施設計画課の研修担当において、同内容の研修を令和5年5月12日に実施しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
244	財務監査	R4	工事	59	委託 委託費の積算	「委託契約(設計・測量等業務を除く)における参考見積書の微収時の注意点について(通知)(平成30年5月18日財契二第414号)」によれば、積算に当たって事業者から参考見積書を微収する場合は、原則として複数の事業者から参考見積書を微収することとされている。しかしながら、複数の事業者から参考見積書を微収できたにもかかわらず、1者からしか参考見積書を微収せず、その価格を用いて積算していた。	交通局	建築課	-	指摘事項の発生原因が、施設の維持管理等委託に関するルールについて職員が十分に理解していなかったこと及び責任職の見積依頼時における依頼先の確認不足であったことから、当該部署は再発防止策として、令和4年12月22日、課内会議で指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を周知しました。また、見積微取の決裁文書に複数の業者から見積を微取したかどうかのチェック欄を設け、確認を行うこととしました。 また、技術監理担当課が当該部署の担当者及び責任職を対象に、指摘事項の背景、直接の原因及び再発防止に関する研修を令和5年7月11日に行いました。
245	財務監査	R4	工事	59	委託 契約手続	契約事務サポートデスクの「委託契約書の作成について」によれば、契約書には設計図書一式をとじ込むこととされている。しかしながら、契約書に設計図書の一部である現場説明書がとじ込まれていなかった。	環境創造局	管路整備課	-	指摘事項の発生原因是契約手続きの確認不足であったことから、再発防止策として令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月27日、管路整備課から技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し徹底を図りました。
246	財務監査	R4	工事	59	委託 契約変更の手続	「財務事務の手引き・契約編」によれば、委託契約において、本市側の事情等によって、数量、履行期間など契約内容を変更する必要が生じた場合は契約変更を行うこととし、変更契約を締結する前に、変更後の契約内容を履行させてはならないとされている(「設計・測量等委託契約約款」を適用している委託を除く。)。しかしながら、変更契約締結前に変更後の契約内容を履行させていた。	道路局	建設課	-	指摘事項の発生原因是、履行箇所の地元調整により早急な対応が求められ、契約変更の手続き期間を確保できなかつたためであるが、再発防止策として、手続き期間を確保できるように早期に地元調整を行うよう努めます。併せて令和5年5月24日に所管課内において「財務事務の手引き・契約編」により契約変更の手続きについて周知を行うとともに、令和5年5月17日の技術監理課からの依頼を受け、指摘事項の内容や根拠規程について、令和5年6月23日までに所管課内において研修を行いました。
247	財務監査	R4	工事	59	委託 契約変更の手続	「財務事務の手引き・契約編」によれば、委託契約において、本市側の事情等によって、数量、履行期間など契約内容を変更する必要が生じた場合は契約変更を行うこととし、変更契約を締結する前に、変更後の契約内容を履行させてはならないとされている(「設計・測量等委託契約約款」を適用している委託を除く。)。しかしながら、変更契約締結前に変更後の契約内容を履行させていた。	道路局	橋梁課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足、責任職の契約状況の確認不足であったことから、再発防止対策として課内研修を令和4年12月16日に行いました。 課内において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規定、発生原因、発生防止策を令和4年12月16日に周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
248	財務監査	R4	工事	59	委託 契約変更の手続	「財務事務の手引き・契約編」によれば、委託契約において、本市側の事情等によって、数量、履行期間など契約内容を変更する必要が生じた場合は契約変更を行うこととし、変更契約を締結する前に、変更後の契約内容を履行させてはならないとされている(「設計・測量等委託契約約款」を適用している委託を除く。)。しかしながら、変更契約締結前に変更後の契約内容を履行させていた。	道路局	河川事業課	-	指摘事項の発生原因が、知識不足及び誤った経験則による思い込みであったことから、再発防止策として課内研修を令和5年6月16日に行いました。 課全体会議において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(課長・係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策の周知を3回(令和4年12月20日、令和5年2月15日、6月16日)行いました。
249	財務監査	R4	工事	60	委託 設計・測量等委託における複数の委託変更指示をまとめた変更手続	「横浜市設計・測量等委託業務設計変更事務取扱要綱(令和元年10月制定)」によれば、設計・測量等委託業務監督員指示書により委託業務内容の変更の指示(以下「委託変更指示」という。)を行った場合は、設計変更の決裁を速やかに得ることとされている。また、その特例として、極めて近い将来、続けて委託変更指示を行うことが見込まれる場合には、委託変更指示に対応する設計変更について、増減額が契約代金額の20%以内である場合において、まとめて決裁を得ることができるとされている。しかしながら、契約代金額の20%を超えて委託変更指示を行っていた。	道路局	横浜環状道路調整課	-	指摘事項の発生原因が担当者及び責任職の契約状況及び要綱の確認不足であったことから、再発防止策として設計変更の条件の確認を徹底することとし、指摘後すみやかに指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和4年11月10日に班会議で周知しました。 また、技術監理課資料で課内研修を実施し、設計書チェックリストに設計変更条件の確認の項目を追加しました。
250	財務監査	R4	工事	60	委託 設計・測量等委託における設計変更に伴う監督員指示	「横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程」によれば、客観的に設計・測量等委託業務の内容の変更が避けられず、早急に設計・測量等委託業務の内容を変更しなければ設計・測量等委託業務の目的達成に支障があると認められる場合、監督員は契約の相手方に對し委託変更指示できるとされている。また、「横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱要綱」によれば、監督員が契約の相手方に對して必要な指示を行うときは設計・測量等委託業務監督員指示書により行うこととされている。しかしながら、電子メールで指示したのみで、設計・測量等委託業務監督員指示書による委託変更指示は変更の指示をした委託業務の着手後に行っていた。	道路局	施設課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の失念により電子メールでの指示と同時に監督員指示書を作成しなかったことであったことから、再発防止策として、令和5年5月25日に課内研修を実施し、指摘事項の内容、根拠規則、発生原因を周知するとともに、業務の内容変更を行う場合には監督員指示書による変更指示を行うことについて徹底しました。 また、今後、人事異動等により転入する職員についても、年度当初に係会議等を通して周知徹底を図ることとし、適切な事務手続きについて継続的に啓発を行います。
251	財務監査	R4	工事	60	委託 検査及び支出手続	契約規則又は「横浜市水道局契約規程」によれば、市長又は水道事業管理者は、部分完了の確認の請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 部分完了の確認の請求を受けた日から11日目に検査を行っていた。	環境創造局	南部公園緑地事務所	-	指摘事項の発生原因是検査日期限の確認不足であったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関する周知を行いました。 令和5年3月15日・3月20日、南部公園緑地事務所において、技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように事務所内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し徹底を図りました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
252	財務監査	R4	工事	60	委託 検査及び支出手続	契約規則又は「横浜市水道局契約規程」によれば、市長又は水道事業管理者は、部分完了の確認の請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 部分完了の確認の請求を受けた日から12日目に検査を行っていた。	水道局	サービス推進課	-	指摘事項の発生原因が、監督員の資料確認不足であり、再発防止策として実際の伝票を見ながら原因・背景・再発防止策の情報共有をするとし、単純なミスや思い込みミスを防止するため複数の職員によるチェックと提出書類の期限情報を共有し、チェックの徹底を図ること、十分なチェックを行う時間を確保するため、支出伝票や請求書および検査調書の作成や確認については余裕をもって行うことを令和5年2月27日に料金システム係会議で周知しました。 技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内での研修実施を要請しました。 サービス推進課 料金システム係においては、令和5年5月29日に研修を実施しました。今後は、基本的な支出に関わる法令根拠等を月1回の料金システム係会議で共有することを令和5年5月31日に技術監理課へ報告しました。
253	財務監査	R4	工事	61	委託 産業廃棄物の処理	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によれば、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載したマニフェストを交付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 マニフェストに、交付年月日を誤って記載していた。	水道局	小雀浄水場	-	指摘事項の発生原因が、監督員の日付の確認不足であり、再発防止策として産業廃棄物管理票を発行する際は、ダブルチェックの徹底及び発注仕様書と実際の作業との確認としました。 令和5年3月6日に運営係品質会議で今回指摘の措置と再発防止策を周知しました。 技術監理課は、局内の指摘事項内容、根拠規定、発生原因、再発防止策等を整理した再発防止研修資料を作成し、令和5年4月28日に局内の全ての工事所管課担当及び責任職(課長及び係長)に対し、指摘事項の周知と課内の研修実施を要請しました。 小雀浄水場においては、浄水係と運営係が令和5年5月12日、管理係が令和5年5月24日、電機係が令和5年5月31日に研修を実施し、今後は、廃棄物処理に際しては、法の理念を達成できるよう心がけ、適切に実施することを令和5年5月31日に技術監理課へ報告しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
254	財務監査	R4	工事	61	委託 産業廃棄物の処理	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によれば、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載したマニフェストを交付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 マニフェストに、排出事業者として収集運搬事業者の名称及び住所を記載していた。	環境創造局	南部下水道センター	-	指摘事項の発生原因は産業廃棄物の処理手続きの確認不足であったことから、再発防止策として令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月7日～3月10日、南部下水道センターにおいて技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し徹底を図りました。
255	財務監査	R4	工事	61	委託 産業廃棄物の処理	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によれば、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載したマニフェストを交付しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 マニフェストの交付時に、排出事業者が控えておくべきA票を含めて収集運搬事業者に交付し、産業廃棄物処理後に他の写しと併せて送付を受けていた。	環境創造局	農政推進課	-	指摘事項の発生原因が産業廃棄物の処理手続きの確認不足であったため、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月8日～3月10日・3月24日・3月29日、農政推進課において技術監理課作成の資料を使用して、同様の事例が発生しないように課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施し徹底を図りました。
256	財務監査	R4	工事	62	委託 産業廃棄物の処理	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」によれば、産業廃棄物処分事業者との委託契約書には、処分場所の所在地、処分の方法、処分に係る施設の処理能力等を記載することとされている。しかしながら、委託契約書に処分場所の所在地、処分の方法及び処分に係る施設の処理能力を記載していなかった。	港湾局	賑わい振興課	-	不適切な状態の是正として、R4年度後期分の委託から、本件指摘内容を踏まえた改善措置(処分場所の所在地、処分の方法及び処分に係る施設処理能力の明記)を講じました。 指摘事項の発生原因が事務手続上の誤認識であったため、再発防止策として、職場内で指摘の根拠とともに正しい事務手続を共有し、再発防止に取り組みました。 また、令和5年3月6日及び定期人事異動後の令和5年4月27日に、経理担当課から局内全課に指摘事項及び再発防止策について周知し、併せて建設保全部会や工事担当者連絡会議の議題として周知しました。。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
257	財務監査	R4	工事	62	委託 現場責任者の選定	「設計・測量等委託契約約款」によれば、受託者は、契約の履行に当たり、現場責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならないとされている。しかしながら、現場責任者選定通知がなされていなかったにもかかわらず、通知を求めていなかった。	環境創造局	公園緑地整備課	-	指摘事項の発生原因是提出書類の確認不足であったことから、再発防止策として、令和5年3月6日、技術監理課から局内関係課に対し、指摘事項に関して周知を行いました。 令和5年3月14日、公園緑地整備課において技術監理課作成の資料を使用して、課内の職員に対して指摘事例に関する再発防止研修を実施しました。 令和5年4月25日、課内の会議で同様の事例が発生しないように指摘・注意事例について再発防止研修を実施し徹底を図りました。
258	財政援助団体等監査	R4		85	財務諸表等の表記 財務諸表	「公益法人会計基準(昭和52年3月設定)」等によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。また、財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 「公益法人会計基準」の運用指針によれば、退職給付引当金は退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人等は、期末要支給額により算定することができるとされており、これを踏まえて団体の経理規程においては「期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する」(普通退職相当額)としている。しかしながら、期末退職給付の要支給額に、定年退職見込額の一部を加算していたことから、退職給付引当金が過大に計上されていた。	(経済局)	-	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団	指摘事項の発生原因是、公益法人会計基準の運用指針に規定される簡便法に加えて、発生の可能性が高い事項を加味し、定年退職の場合の基本額・調整額の割増分を分割計上することを理事会・評議員会により決定したため増額計上をしていたことによるものであったことから、再発防止策として「退職給付引当資産設置規則」を令和5年3月1日に改訂し、令和5年6月の理事会及び評議員会にて説明を行いました。
259	財政援助団体等監査	R4		85	財務諸表等の表記 財務諸表	「公益法人会計基準(昭和52年3月設定)」等によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。また、財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 令和3年度以前から計上されていた内容が不明な前払費用(約3万円)が、振替処理等がされずに、令和4年度も残つていた。	(都市整備局)	-	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社	指摘事項の発生原因是、前払費用として計上していた平成30年9月分賃料が当月分への振替時に27,000円過少に計上されており、年度内に振替処理がされるべきところ、失念されていたことにありました。 再発防止策として、今後は決算の際に1年分の費用計上に誤りがないか2名以上で確認を行います。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知し、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
260	財政援助団体等監査	R4		85 財務諸表等の表記	「公益法人会計基準(昭和52年3月設定)」等によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。また、財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 令和3年度通信費について、一部費用が13か月分計上されていた。 ・1階フリーwifi用光回線使用料(約3万円過大) ・耐震バース光回線使用料(約5千円過大) ・表示システム用光回線使用料(約5千円過大)	(都市整備局)	-	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社	指摘事項の発生原因是、当該費用の令和4年3月分が令和4年度費用になることを確認していなかったことにあつたことから、再発防止策として、費用計上の方法を変更しました。具体的には、これまで使用月を当月として請求書が届く前に費用を計上していましたが、令和5年度からは請求書の受取月を当月として請求書を確認しながら費用計上する方法に変更しました。 また、今後は決算の際に1年分の費用計上に誤りがないか2名以上で確認を行います。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知し、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。
261	財政援助団体等監査	R4		85 財務諸表等の表記	「公益法人会計基準(昭和52年3月設定)」等によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。また、財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 勤怠システム使用料について、実支払額に修正せず、見積額のまま費用計上していた。 令和3年度費用計上額 221,100円 実支払額 220,110円	(都市整備局)	-	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社	指摘事項の発生原因が、未払費用で計上済の金額を請求書到着時に照合漏れがあったことから再発防止策として、令和5年度からは請求書の受取月を当月として請求書を確認しながら、費用計上する方法に変更しました。 また、今後は決算の際に1年分の費用計上に誤りがないか2名以上で確認を行います。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知し、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。
262	財政援助団体等監査	R4		85 財務諸表等の表記	「公益法人会計基準(昭和52年3月設定)」等によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。また、財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 収益認識に関する会計基準の適用指針によれば、「代理人として販売に関与する場合は純額により収益を認識すること」とされている。しかしながら、委託販売契約により「代理人」として関与している売店の販売物(図書、雑貨等)について、総額により収益を認識していた。	(都市整備局)	-	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社	指摘事項の発生原因是会計処理の方法を誤って認識していたことから、再発防止策として、正しい会計処理を令和5年1月27日に経理担当に周知徹底しました。令和4年度決算からは、代理人として販売に関与する場合は全て純額により収益を認識するよう改めました。 経理係から指摘事項及び再発防止策について、令和5年4月18日の局内全体会議で全課に周知し、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
263	財政援助団体等監査	R4		86 財務諸表等の表記	収支決算書	<p>本市が吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザの指定管理者との間で締結している基本協定書によれば、指定管理者は、利用料金、自主事業収入等について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理することとされ、また、市に年間業務報告書(収支決算書)を提出するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>指定管理者が、「市民利用施設の運営改善に向けた取組について(通知)(平成26年5月1日財財政第37号)」に示されている様式に基づいて収支決算書(消費税込み額)を作成する際に、一部の勘定科目で集計を誤ったため、会計帳簿等と相違していた。</p> <p>【吉野町市民プラザ】 収入・自主事業収入(約4万円過大) 支出・設備保全費(約22万円過少) ・手数料(約11万円過大) ・使用料及び賃借料(約3千円過大) (収支)差引(約15万円過大)</p>	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、収支決算書の勘定科目を修正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、再発防止策として、組織内で確認と指摘事項の内容、根拠規程について周知を令和5年3月に行いました。
264	財政援助団体等監査	R4		86 財務諸表等の表記	収支決算書	<p>本市が吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザの指定管理者との間で締結している基本協定書(以下「基本協定書」という。)によれば、指定管理者は、利用料金、自主事業収入等について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理することとされ、また、市に年間業務報告書(収支決算書)を提出するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>指定管理者が、「市民利用施設の運営改善に向けた取組について(通知)(平成26年5月1日財財政第37号)」に示されている様式に基づいて収支決算書(消費税込み額)を作成する際に、一部の勘定科目で集計を誤ったため、会計帳簿等と相違していた。</p> <p>【岩間市民プラザ】 支出・消費税(約9万円過大) (収支)差引(約9万円過少)</p>	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態の是正として、収支決算書の勘定科目を修正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、再発防止策として、組織内で確認と指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
265	財政援助団体等監査	R4		86 財務諸表等の表記	収支決算書	<p>本市が吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザの指定管理者との間で締結している基本協定書(以下「基本協定書」という。)によれば、指定管理者は、利用料金、自主事業収入等について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理することとされ、また、市に年間業務報告書(収支決算書)を提出するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>決算金額を算定する際、横浜市芸術文化教育プラットフォーム(約29万円)に関する収入について、自主事業収入に計上すべきところ、雑に入計上していた。【吉野町市民プラザ】</p>	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、収支決算書の勘定科目を修正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったことから、再発防止策として、組織内で確認と指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
266	財政援助団体等監査	R4		86 財務諸表等の表記	収支決算書	<p>本市が吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザの指定管理者との間で締結している基本協定書(以下「基本協定書」という。)によれば、指定管理者は、利用料金、自主事業収入等について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理することとされ、また、市に年間業務報告書(収支決算書)を提出するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>令和3年度末の前受金の残高を確認したところ、令和3年度以前に収納した金額について、令和4年11月末現在、収入等に振り替えられていない不明な残高が生じていた(約25万円)。【岩間市民プラザ】</p>	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態のは正として、収入に振り替え、収支決算書を修正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識及び確認不足であったことから、再発防止策として、組織内で確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
267	財政援助団体等監査	R4		86 財務諸表等の表記	収支決算書	<p>本市が吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザの指定管理者との間で締結している基本協定書(以下「基本協定書」という。)によれば、指定管理者は、利用料金、自主事業収入等について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理することとされ、また、市に年間業務報告書(収支決算書)を提出するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>令和4年度の前受金の残高を確認したところ、自主事業に関して事前に徴収した参加料等について、参加者から過大に受領していたにもかかわらず、返還していなかった(1千円)。【吉野町市民プラザ】</p>	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態のは正として、過大徴収分を返還し、収支決算書を修正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識及び確認不足であったことから、再発防止策として、組織内で確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
268	財政援助団体等監査	R4		86 財務諸表等の表記	収支決算書	<p>本市が吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザの指定管理者との間で締結している基本協定書(以下「基本協定書」という。)によれば、指定管理者は、利用料金、自主事業収入等について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理することとされ、また、市に年間業務報告書(収支決算書)を提出するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>光熱水費の立替分と利用料金について、同時に受領した際に、誤って利用料金分(約2万円)を光熱水費立替分から控除していた。【岩間市民プラザ】</p>	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態のは正として、計上科目を修正し、計上しました。 指摘事項の発生原因是確認不足であったことから、再発防止策として、貸借科目について半期ごとの確認の徹底を令和5年3月に周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
269	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	物品規則等によれば、本市の物品管理者及び指定管理者は、物品の管理簿を備て、その保管に係る物品を整理しなければならないとされている。しかしながら、備品等(Ⅰ種)に關し、次のような事例が見受けられた。 本市が購入した備品等(Ⅰ種)について、本市の物品管理簿に取得価格ではなく、指定管理者が徴収した見積書の価格が記載されていた(ピアノ及びピアノ用椅子)。 そのため、指定管理者が作成する備品等(Ⅰ種)の管理簿の取得価格欄においても当該見積書の価格が記載されていた。【吉野町市民プラザ】	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、管理簿の記載を取得価格に修正しました。 指摘事項の発生原因としては、担当者の認識不足であったことから、再発防止策として、組織内で確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
270	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	物品規則等によれば、本市の物品管理者及び指定管理者は、物品の管理簿を備て、その保管に係る物品を整理しなければならないとされている。しかしながら、備品等(Ⅰ種)に關し、次のような事例が見受けられた。 本市が購入した備品等(Ⅰ種)について、本市の物品管理簿に取得価格ではなく、指定管理者が徴収した見積書の価格が記載されていた(ピアノ及びピアノ用椅子)。 そのため、指定管理者が作成する備品等(Ⅰ種)の管理簿の取得価格欄においても当該見積書の価格が記載されていた。【吉野町市民プラザ】	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	文化振興課 (吉野町市民プラザ)	-	不適切な状態の是正として、管理簿の記載を取得価格に修正しました。 指摘事項の発生原因として、担当者の認識不足であったことから、再発防止策として、組織内及び所管施設への確認と指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年4月に行いました。
271	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	物品規則等によれば、本市の物品管理者及び指定管理者は、物品の管理簿を備て、その保管に係る物品を整理しなければならないとされている。しかしながら、備品等(Ⅰ種)に關し、次のような事例が見受けられた。 本市が修繕工事の中で更新した備品について、本市の物品管理簿への登載及び旧品の削除が行われていなかった(ワイヤレスマイク関連品 22点)。 そのため、指定管理者が作成する備品等(Ⅰ種)の管理簿においても当該備品の登載及び旧品の削除が行われていなかった。【吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザ】	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、管理簿の登載及び削除を行いました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内で確認と指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
272	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態の是正として、管理簿の登載及び削除を行いました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内で確認と指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
273	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	文化振興課 (吉野町市民プラザ及び岩間プラザ)	-	不適切な状態の是正として、管理簿の登載及び削除を行いました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内及び所管施設に対し、確認と指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年4月に行いました。
274	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、管理簿の登載及び削除を行いました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内で確認と指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
275	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	<p>物品規則等によれば、本市の物品管理者及び指定管理者は、物品の管理簿を備て、その保管に係る物品を整理しなければならないとされている。しかしながら、備品等(Ⅰ種)に関し、次のような事例が見受けられた。</p> <p>本市が長寿命化工事の中で更新した備品について、本市の物品管理簿への登載及び旧品の削除が行われていなかつた(ビンスポットライト)。</p> <p>そのため、指定管理者が作成する備品等(Ⅰ種)の管理簿においても当該備品の登載及び旧品の削除が行われていなかつた。【吉野町市民プラザ】</p>	にぎわいスポーツ文化局 ID: 文化観光局	文化振興課 (吉野町市民プラザ)	-	不適切な状態の是正として、管理簿の登載及び削除を行いました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内及び所管施設に対し、確認と指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年4月に行いました。
276	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	<p>ガイドラインによれば、備品等(Ⅰ種)については、本市所管課は、年に1回は棚卸しをして、管理状況を確認することとされている。また、令和4年度からの基本協定書では、指定管理者においても備品等(Ⅰ種)の棚卸しを行い、本市に報告する旨の規定が設けられている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>本市の物品管理簿に記載された保管場所と、実際の保管場所が相違していた(MDデッキほか9点)。また、指定管理者の備品等(Ⅰ種)の管理簿も同様に相違していた。【岩間市民プラザ】</p>	(にぎわいスポーツ文化局 ID: 文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態の是正として、管理簿を訂正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の確認不足であったため、再発防止策として、組織内で確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について令和5年3月に周知を行いました。
277	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	<p>ガイドラインによれば、備品等(Ⅰ種)については、本市所管課は、年に1回は棚卸しをして、管理状況を確認することとされている。また、令和4年度からの基本協定書では、指定管理者においても備品等(Ⅰ種)の棚卸しを行い、本市に報告する旨の規定が設けられている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>本市の物品管理簿に記載された保管場所と、実際の保管場所が相違していた(MDデッキほか9点)。また、指定管理者の備品等(Ⅰ種)の管理簿も同様に相違していた。【岩間市民プラザ】</p>	にぎわいスポーツ文化局 ID: 文化観光局	文化振興課 (岩間市民プラザ)	-	不適切な状態の是正として、管理簿を訂正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の確認不足であったため、再発防止策として、所管施設への確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年4月に行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
278	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	ガイドラインによれば、備品等(Ⅰ種)については、本市所管課は、年に1回は棚卸をして、管理状況を確認することとされている。また、令和4年度からの基本協定書では、指定管理者においても備品等(Ⅰ種)の棚卸しを行い、本市に報告する旨の規定が設けられている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 基本協定書によれば、指定管理者は、備品等(Ⅰ種)について、指定期間中、常に良好な状態に保つこととされているが、令和4年11月現在、本市の物品管理簿及び指定管理者の備品等(Ⅰ種)の管理簿に登載されていた一部の備品等(Ⅰ種)の所在が不明となっていた(カセットデッキ及びCDプレーヤー)。【岩間市民プラザ】	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態の是正として、管理簿を訂正しました。 発生原因が担当者の認識不足及び確認不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
279	財政援助団体等監査	R4		89 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	ガイドラインによれば、備品等(Ⅰ種)については、本市所管課は、年に1回は棚卸をして、管理状況を確認することとされている。また、令和4年度からの基本協定書では、指定管理者においても備品等(Ⅰ種)の棚卸しを行い、本市に報告する旨の規定が設けられている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 基本協定書によれば、指定管理者は、備品等(Ⅰ種)について、指定期間中、常に良好な状態に保つこととされているが、令和4年11月現在、本市の物品管理簿及び指定管理者の備品等(Ⅰ種)の管理簿に登載されていた一部の備品等(Ⅰ種)の所在が不明となっていた(カセットデッキ及びCDプレーヤー)。【岩間市民プラザ】	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	文化振興課 (岩間市民プラザ)		不適切な状態の是正として、管理簿を訂正しました。 発生原因が担当者の認識不足及び確認不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年4月に行いました。
280	財政援助団体等監査	R4		90 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	基本協定書によれば、指定管理者が自己の費用により購入又は調達した備品等である備品等(Ⅱ種)については、備品等(Ⅰ種)と明確に区別して管理することとされている。また、その所有権は指定管理者に帰属するが、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げないとされている。しかしながら、吉野町市民プラザでは、自己の費用により購入した備品等(Ⅱ種)を、本市に所有権の移転をせずに備品等(Ⅰ種)の管理簿に登載していた。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、管理簿を訂正しました。 発生原因が担当者の認識不足及び確認不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
281	財政援助団体等監査	R4		90 固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	物品規則によれば、重要物品について、重要物品増減及び現在高報告書を作成し、会計管理者に年2回報告するものとされている。しかしながら、吉野町市民プラザで使用している備品等(Ⅰ種)のうち、令和元年度に本市が購入した重要物品(ピンスポットライト)について、重要物品増減及び現在高報告書の現在高に計上していなかった。	にぎわいスポーツ文化局 旧・文化観光局	文化振興課(吉野町市民プラザ)	-	不適切な状態の是正として、重要物品増減及び現在高報告書の現在高に計上しました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足及び確認不足であったため、再発防止策として、所管施設への確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年4月に行いました。
282	財政援助団体等監査	R4		91 現金・金券類の管理	現金の管理	「経理規程(昭和60年4月公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団制定)」によれば、手許現金の保管限度額は、原則10万円とすることとされている。しかしながら、おおむね年間を通じて手許現金残高が10万円を超えており、令和3年度は年間平均手許現金残高が約14万円となっていた。	(経済局)	-	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団	指摘事項の発生原因是、規程に対する認識不足であったため、再発防止策として現金補充頻度及び現金管理簿の上長による確認頻度を増やし、規程通り手許現金の保管限度額が10万円未満となるよう管理体制を強化しました。 なお、手許現金の実務において、規程通りの運用が難しい場合、適正に変更手続きを行っていくこととします。
283	財政援助団体等監査	R4		92 補助金	消費税仕入控除税額の取扱い	「本市単独の補助金等における消費税仕入控除税額への対応について(通知)(令和元年8月19日財財政第345号)」によれば、消費税仕入控除税額が補助対象経費に含まれる場合は、補助事業者が仕入れに係る消費税相当額を実質的に負担していないことになるため、補助対象経費に消費税相当額を含まないで交付する等の対応を行うこととされている。 しかしながら、「(公財)木原記念横浜生命科学振興財団補助金交付要綱(平成18年2月制定)」では、消費税仕入控除税額の取扱いについて規定していなかった。このため、令和3年度に仕入控除された通勤費の消費税相当額が補助対象経費となっていた。	経済局	産業連携推進課	-	指摘事項の発生原因是仕入控除税額の調整に関する担当者の知識不足であるため、再発防止策として特定収入のある公益法人の取り扱いについて課内で再度確認しました。 また、補助金要綱に国内消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする要綱改正を令和5年3月3日に行いました。 令和4年度分については、消費税額を除く金額で補助金額の確定を行っています。
284	財政援助団体等監査	R4		92 補助金	補助事業間での補助金の使用	「LIP. 横浜中小企業・スタートアップ等支援事業費補助金交付要綱(平成29年3月制定)」では、開発・事業化支援事業、LIP. 横浜トライアル助成事業及びヘルスケアビジネス推進事業の3事業を補助対象事業とし、交付の条件として、「補助金は申請のあった事業のみに使用し、他の目的及び事業に使用しないこと」と定めている。しかしながら、LIP. 横浜トライアル助成事業の補助金の一部(約422万円)を開発・事業化支援事業に使用していた。	経済局	産業連携推進課	-	指摘事項の発生原因是本市担当者及び相手方が、第5条2項は補助対象の3事業のうち「ヘルスケアビジネス推進事業」についてのみ他事業との経費の流用を禁ずる規定であり、また、要綱第8条については、補助事業(LIP. 横浜中小企業・スタートアップ等支援事業)と補助事業以外に対する流用を禁ずる規定と解釈して運用していたことから、再発防止策として、要綱をわかりやすい表記に修正しました。 また、「開発・事業化支援事業」及び「LIP. 横浜トライアル助成事業」については、それぞれの事業の性質上、目的の範囲内であれば経費を流用することに支障はないため、要綱を見直し、実態に即した表記に修正しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
285	財政援助団体等監査	R4		93 補助金 交付額の確定	「LIP. 横浜中小企業・スタートアップ等支援事業費補助金交付要綱」に基づく交付額の確定に当たり、図書費をヘルスケアビジネス推進事業と開発・事業化支援事業の間で案分している。しかしながら、案分割合の根拠のないまま補助金額を確定していた。	経済局	産業連携推進課	-	指摘事項の発生原因是本市担当者の実績報告の項目別明細表の確認不足であったことから、再発防止策として、合計額だけではなく項目別の明細についてもしっかりと確認することを担当者及びその上司と共有しました。 また、複数の事業で使用するなど案分の必要がある場合は事前に相談することを相手方と令和5年3月8日の定例会において確認しました。 要綱においても費用の流用について分かりにくい表記があつたため、令和5年3月15日の改正に合わせて表記を変更しました。 令和4年度においては、指摘事項に該当する費用の案分はありません。
286	財政援助団体等監査	R4		93 補助金 交付額の確定	「LIP. 横浜中小企業・スタートアップ等支援事業費補助金交付要綱」では、開発・事業化支援事業及びLIP. 横浜トライアル助成事業の補助対象経費の一項目として人件費のうち給料手当のみを定めている。しかしながら、補助金交付額の確定に当たり、補助対象経費としていない法定福利費及び退職給付費用も対象としていた。	経済局	産業連携推進課	-	指摘事項の発生原因是本補助事業に関する本市担当者と相手方の双方の給与手当の解釈として、法定福利費、法定外福利費、退職給付引当金繰入額が含まれるものと認識し運用していたためであることから、再発防止策として担当者が給与手当等についての知識を深めるとともに、要綱においても給与手当の区分を明確化し、退職給付引当資産取得費については対象外とする旨を令和5年3月15日の改正に合わせて明記しました。
287	財政援助団体等監査	R4		94 指定管理 利用料金の承認手続	「横浜市市民文化会館条例(昭和60年12月条例第45号)」によれば、「利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める」とされている。しかしながら、吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザのギャラリーの利用料金について、出品者の3分の1以上が25歳以下であるときは「横浜市市民プラザ利用要綱(平成28年4月吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ制定)」に定める利用料金の半額とする運用を行っていたが、この取扱いについて市長の承認を得ていなかった。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、届出を行い、承認を得ました。 指摘事項の発生原因是確認不足であったことから、再発防止策として、施設内で届出が必要な条件の確認を徹底することとしました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
288	財政援助団体等監査	R4		94 指定管理	利用料金の承認手続	「横浜市市民文化会館条例(昭和60年12月条例第45号)」によれば、「利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める」とされている。しかしながら、吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザのギャラリーの利用料金について、出品者の3分の1以上が25歳以下であるときは「横浜市市民プラザ利用要綱(平成28年4月吉野町・岩間アート＆メディアアパートナーズ制定)」に定める利用料金の半額とする運用を行っていたが、この取扱いについて市長の承認を得ていなかった。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート＆メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態のは正として、届出を行い、承認を得ました。 指摘事項の発生原因是確認不足であったことから、再発防止策として、施設内で届出が必要な条件の確認を徹底することとしました。
289	財政援助団体等監査	R4		94 指定管理	利用料金収入金額の把握	基本協定書では、利用料金収入等について、指定管理者は必要な帳簿を作成し適正に管理することとされている。しかしながら、利用料金収入及び仮受金について、次のような事例が見受けられた。 仮受金を利用料金収入に振り替える際に、収入金額を誤つて計上した(5件)。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート＆メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態のは正として、帳簿の収入金額を訂正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の確認不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
290	財政援助団体等監査	R4		94 指定管理	利用料金収入金額の把握	基本協定書では、利用料金収入等について、指定管理者は必要な帳簿を作成し適正に管理することとされている。しかしながら、利用料金収入及び仮受金について、次のような事例が見受けられた。 利用料金を返還する際に過大に返還した(1件)。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート＆メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態のは正として、帳簿の収入金額を訂正しました。 指摘事項の発生原因が担当者の確認不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
291	財政援助団体等監査	R4		94 指定管理	利用料金収入金額の把握	基本協定書では、利用料金収入等について、指定管理者は必要な帳簿を作成し適正に管理することとされている。しかしながら、利用料金収入及び仮受金について、次のような事例が見受けられた。 令和3年度末の仮受金について、残高の明細を把握していなかった。このため、総勘定元帳上の仮受金残高が正しいことを確認していなかった。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート＆メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態のは正として、仮受金から利用料収入への振り替え処理を行いました。 指摘事項の発生原因是確認不足であったことから、再発防止策として、組織内での確認の徹底を令和5年3月に周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
292	財政援助団体等監査	R4		94 指定管理	利用料金収入金額の把握	基本協定書では、利用料金収入等について、指定管理者は必要な帳簿を作成し適正に管理することとされている。しかしながら、利用料金収入及び仮受金について、次のような事例が見受けられた。 キャンセルによる未利用者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など正当な理由のため利用料金を返還する必要がある利用者と、利用者の私事都合のため利用料金を返還しない利用者を区別していなかった。このため、返還を要しない利用料金について、収入に計上していなかった。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態の是正として、返還を要しない利用料金について、収入に計上しました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
293	財政援助団体等監査	R4		94 指定管理	利用料金収入金額の把握	基本協定書では、利用料金収入等について、指定管理者は必要な帳簿を作成し適正に管理することとされている。しかしながら、利用料金収入及び仮受金について、次のような事例が見受けられた。 横浜市市民利用施設予約システムで、收受した利用料金(仮受金)を管理しているが、令和3年度末のシステム上の仮受金残高と総勘定元帳の仮受金残高を突合していなかった。このため、システムと総勘定元帳の残高の間に差異が生じたままとなっていた(令和4年11月末時点 約8万円)。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、利用料金収入を総勘定元帳の仮受金に計上しました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
294	財政援助団体等監査	R4		94 指定管理	管理口座に関する承認	ガイドラインによれば、「会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については1施設当たり1口座を原則とするが、管理運営上必要な場合には、施設所管課との協議の上、複数の口座を使用することを認める」とされている。しかしながら、1施設当たり複数の口座を使用しているにもかかわらず、所管課に承認を得ていなかった。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、令和5年3月に施設所管課へ協議し、承認を得ました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。
295	財政援助団体等監査	R4		95 指定管理	管理口座に関する承認	ガイドラインによれば、「会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については1施設当たり1口座を原則とするが、管理運営上必要な場合には、施設所管課との協議の上、複数の口座を使用することを認める」とされている。しかしながら、1施設当たり複数の口座を使用しているにもかかわらず、所管課に承認を得ていなかった。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態の是正として、令和5年3月に施設所管課へ協議し、承認を得ました。 指摘事項の発生原因が担当者の認識不足であったため、再発防止策として、組織内での確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について周知を令和5年3月に行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
296	財政援助団体等監査	R4	95	指定管理	管理運営に関する情報の本市ウェブページへの掲載	施設運営の透明性を図り、市民への説明責任を果たすため、「管理運営に関する情報の公表及び情報公開規程の作成徹底について(通知)(平成26年10月22日政共第314号)」によれば、事業報告書、事業計画書、第三者評価結果などの管理運営に関する情報については、本市ウェブページに掲載することとされている。しかしながら、吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザに関する令和3年度事業報告書が、令和4年11月末現在、掲載されていなかった。	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	文化振興課(吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザ)	-	不適切な状態の是正として、令和5年1月に速やかに掲載しました。 指摘事項の発生原因是確認不足であったことから、再発防止策として、速やかな掲載を令和5年1月に課内で周知徹底しました。
297	財政援助団体等監査	R4	97	その他	目的外使用許可	行政財産の目的外使用許可については、使用面積を記載した許可申請書を指定管理者に提出させ、本市が許可を行っている。しかしながら、各市民プラザの許可申請書に関して、次のような事例が見受けられた。 自動販売機及び公衆電話の設置について、許可申請書に使用面積が記載されていなかった。	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	文化振興課(吉野町市民プラザ)	-	指摘事項の発生原因是担当者の認識不足であったことから、再発防止策として組織内で指摘事項の内容、根拠規程、発生原因の周知徹底を令和5年4月に図りました。
298	財政援助団体等監査	R4	97	その他	目的外使用許可	行政財産の目的外使用許可については、使用面積を記載した許可申請書を指定管理者に提出させ、本市が許可を行っている。しかしながら、各市民プラザの許可申請書に関して、次のような事例が見受けられた。 自動販売機の設置について、許可申請書に記載されている使用面積と、実際の使用面積が異なっていた。また、これとは別に回収容器設置のための面積が含まれていなかった。	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	文化振興課(岩間市民プラザ)	-	指摘事項の発生原因是、申請書の確認不足であったことから、再発防止策として指摘事項の内容、根拠規程、発生原因の周知徹底を令和5年4月に行い、申請書の確認を徹底することとしました。
299	財政援助団体等監査	R4	97	その他	自動販売機の設置に係る契約の不備	吉野町市民プラザでは、「横浜市市民プラザ指定管理者業務の基準(平成27年6月策定)」に従い、第1期の指定期間である令和2年度までは、指定管理者と自動販売機事業者との間で設置に係る委託契約書の取り交わしを行っていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により指定期間を延長した令和3年度については、委託契約書の取り交わしを行っていなかった。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパークナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、令和4年度以降は適正に契約締結を行いました。 指摘事項の発生原因是担当者及び責任者の確認不足による誤認識であったため、再発防止策として契約条件等を確認を徹底することを令和5年3月に組織内で周知しました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
300	財政援助団体等監査	R4	98	その他 施設管理業務 委託契約と履行内容 の整合	吉野町市民プラザの保守点検業務に関し、委託契約書において実施することとされていた一般照明保守点検の代わりに、契約変更の書面の取り交わしをせずに、植栽業務を行わせていた。	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	指摘事項の発生原因は、担当者の知識不足、責任職の確認不足によりその年度の状況に合わせた内容に変更しなかったことであるから、再発防止策として業務に必要な内容が適切に盛り込まれたものとなっているか毎年度確認するとともに、変更手続が必要な場合は速やかに変更を行うことを令和5年3月に組織内で再確認しました。

教 総 第 820 号
令和5年8月31日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕 信也



監査の結果に基づく措置等について (通知)

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

教育委員会事務局総務課

Tel 671-3280

Fax 663-5547

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
1	財務監査	R4	経理事務	9 物品購入 検査事務	「横浜市契約規則(昭和39年3月規則第59号)」によれば、検査は、検査員に任命された職員又は市長から検査の委託を受けた者が行うこととされている。しかしながら、いずれにも該当しない者が検査を行っていた。	教育委員会事務局	教職員人事課	-	指摘事項の発生原因が検査員任命簿の確認不足であったことから、再発防止策として、検査事務の再周知及び検査員任命簿の共有を行いました。また、検査事務を行う際には、職員が検査員に任命されているか確認するよう、事務手続きを徹底しました。
2	財務監査	R4	経理事務	11 物品購入 検査事務	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、物品の納入場所が複数の場合は、契約の相手方から納入場所ごとに納品書の提出を受けることとされている。しかしながら、納入場所が複数であったにもかかわらず、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。	教育委員会事務局	教職員人事課	-	指摘事項の発生原因が知識不足であったことから、再発防止策として、要綱※や、検査員任命時における研修テキスト等の再確認及び徹底について、朝礼の場で課内全職員に周知しました。 ※横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)
3	財務監査	R4	経理事務	11 物品購入 検査事務	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、物品の納入場所が複数の場合は、契約の相手方から納入場所ごとに納品書の提出を受けることとされている。しかしながら、納入場所が複数であったにもかかわらず、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	-	指摘事項の発生原因が職員の認識不足であったことから、該当職員とともに要綱の該当箇所の確認を行いました。さらに再発防止策として課内職員への回覧による周知を行いました。 ※横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)
4	財務監査	R4	経理事務	12 物品購入 検査事務	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされており、医療局病院経営本部においても同通知を準用している。また、「契約・経理事務における適正な事務処理の徹底について(通知)(平成27年6月16日交経企第265号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行同等の起案担当者が検査員を兼務していた。	教育委員会事務局	教職員人事課	-	指摘事項の発生原因が知識不足であったことから、再発防止策として、通知や、検査員任命時における研修テキスト等の再確認及び徹底について、朝礼の場で課内全職員に周知しました。 ※会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)
5	財務監査	R4	経理事務	12 物品購入 検査事務	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされており、医療局病院経営本部においても同通知を準用している。また、「契約・経理事務における適正な事務処理の徹底について(通知)(平成27年6月16日交経企第265号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る同(執行同、発注同、契約締結同等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行同等の起案担当者が検査員を兼務していた。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が起案担当者の失念および責任職の確認不足が原因であったため、指摘後、経理事務の流れについて見直し・再確認を行うとともに、繁忙によるミスを防ぐため、令和5年4月より課内の体制の見直しを行いました。
6	財務監査	R4	経理事務	13 委託 支出事務	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、支出命令書には、当該経費の支出に係る発注同、見積書、請書、物品役務完了検査調書等の支出の根拠を証する書類を添付しなければならないとされており、また、「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手續等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、検査の客觀性を高めるために、検査調書に加え、納品書を支出命令書に添付することとされている。しかしながら、書類の添付について、次のような事例が見受けられた。 支出命令書に発注同を添付していなかった。	教育委員会事務局	教育政策推進課	-	起案者の失念および責任職の確認不足が原因であったため、規則※に基づき適切に起案がされているか、起案者、経理担当者、責任職が日々の起案・決裁において確認することを課内会議で周知した。 ※横浜市予算、決算及び金銭会計規則

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
7	財務監査	R4	経理事務	14 委託	その他	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければならぬとされている。しかしながら、契約関係書類等について、次のような事例が見受けられた。 請書、請書の内訳書、納品書、検査調書及び請求書の原本を保管していなかった。	教育委員会事務局	教職員人事課	-	指摘事項の発生原因が、契約関係書類等原本の保管場所の不徹底及び、微収から保管するに至るまでの状況の確認不足であったことから、再発防止策として、保管場所の再確認及び担当者複数名によるチェックの徹底を行いました。
8	財務監査	R4	経理事務	14 委託	その他	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければならぬとされている。しかしながら、契約関係書類等について、次のような事例が見受けられた。 請書、完了届、検査調書及び請求書の原本を保管していなかった。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	-	指摘事項の発生原因が書類の管理不足(書類を適正なファイルへ保管できておらず、引継ぎをしたタイミングで書類の保管場所がわからなくなってしまった)であったことから、再発防止策として書類を適正なファイルで保管するよう課内職員へ注意喚起を行いました。
9	財務監査	R4	経理事務	14 物品購入	その他	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければならぬとされている。しかしながら、契約関係書類等について、次のような事例が見受けられた。 見積書、請書、請書の内訳書、納品書、物品出納通知書及び請求書の原本を保管していなかった。	教育委員会事務局	中央図書館サービス課	-	指摘事項の発生原因が書類の管理不足だったことから、再発防止策として、経理の書類の受付から保存までの流れを明確にし、処理中の書類の保管場所を1か所に集約しました。
10	財務監査	R4	経理事務	16 現金・金券類・物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金受払簿を備えていなかった。	教育委員会事務局	教育政策推進課	-	前渡金受払簿を備えなければならないという規則について、担当者および責任者の認識が不足していたため、前渡金受払簿を備えるとともに、課内会議で前渡金受払簿に関する規則を周知した。
11	財務監査	R4	経理事務	16 現金・金券類・物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金受払簿を備えていなかった。	教育委員会事務局	中央図書館サービス課	-	指摘事項の発生原因が担当者の知識不足であったことから(前渡金受払簿への記載が省略できる場合でも前渡金受払簿は備える必要があった。)、前渡金受払簿をすぐに備えるとともに、再発防止策として責任職と共にあらためて規則※を確認しました。また、簿冊の作成漏れを防ぐ表示をしました。 ※横浜市予算、決算及び金銭会計規則第125条第1項
12	財務監査	R4	経理事務	16 03.現金・金券類・物品管理等	(ア)現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 前渡金受払簿を備えていなかった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	前渡金受払簿を備える必要性について、担当者の誤認識および責任職の認識が不足していたため、指摘後、直ちに前渡金受払簿を備えました。さらに指摘直後の夕会にて課内職員に適切な事務の周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
13	財務監査	R4	經理事務	17 現金・金券類・物品管理等	現金の管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならぬとされている。また、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について(昭和39年7月25日総綱第213号)」によれば、前渡金を直ちに全額支払う場合については、前渡金精算書の摘要欄に現金の受領日を記載することにより、前渡金受払簿の記載を省略することができるとしている。しかしながら、直ちに全額支払った前渡金について、いずれにも記載していなかった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項について担当者の認識が不足、また誤認識があったため、指摘後、直ちに前渡金受払簿の整備・記入を行いました。さらに前渡金の受払について、基本的に受払簿に記入が必要であること、また記載が省略できる場合について、指摘直後の夕会にて課内職員に周知を行いました。
14	財務監査	R4	經理事務	18 現金・金券類・物品管理等	郵券等の購入	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(平成24年4月制定)」によれば、郵券等の購入における検査の記録については郵券管理簿の検査員欄に押印することとされている。しかしながら、購入時の検査の記録がなかった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項について担当者の失念があつたため、指摘後、直ちに検査および押印を行いました。さらに今後、郵券購入時に検査の漏れが生じることのないよう、指摘直後の夕会にて課内職員に注意喚起を行いました。
15	財務監査	R4	經理事務	19 現金・金券類・物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 郵券等について、郵券管理簿の残高に対して実際の有高が相違していた。 ・切手 140円 4枚不足	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	-	指摘事項の発生原因が確認不足(切手の残数については月に1回のペースでの確認となっていた)であったことから、再発防止策として郵券を使用する際は郵券管理簿及び郵券の残数について2名以上の職員で確認をしてから使用するよう課内職員への周知を行った。
16	財務監査	R4	經理事務	19 現金・金券類・物品管理等	郵券等の管理	「郵券管理簿の標準様式及び事務運用の一部変更について(通知)(令和2年3月12日会会第1518号)」によれば、物品管理者は、郵券管理簿を備えて郵便切手、収入印紙類等を整理することとされている。また、郵券担当者は、課職員が郵券を払い出す際に、郵券管理簿に記載する払出枚数と実際の払出枚数が一致しているか、残枚数欄の記載が合っているかを確認の上、郵券担当者欄に署名又は押印することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 払出時の払出枚数及び残枚数について、郵券担当者による確認の記録がなかった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が、担当者の認識不足(郵券管理簿が旧書式のまま)であったことから、当面の対策として、郵券使用時は職員2名で確認を行うよう夕会にて課内職員への周知を行い、その後、令和5年度より郵券管理簿を郵券担当者確認欄が追加された現行書式に改めて運用しています。
17	財務監査	R4	經理事務	19 現金・金券類・物品管理等	郵券等の管理	「不祥事防止の徹底と職場内における現金等の適正な管理について(通知)(平成22年11月30日総コ第228号)」によれば、郵券・金券の管理に当たっては、受払簿を作成することとされている。しかしながら、図書カード(1,000円)の管理に当たり、受払簿に払い出した際の記録がなく、受払簿の残高に対して実際の有高が20枚不足していた。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	-	指摘事項の発生原因が確認不足(受払簿への記入の有無の確認不足)であったことから、再発防止策として金券を使用する際は受払簿への記入及び残数について2名以上の職員で確認をしてから使用するよう課内職員への周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
18	財務監査	R4	経理事務	20 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 購入した備品について、物品管理簿に登載していなかった。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	-	指摘事項の発生原因が職員の認識不足であったことから、該当職員とともに物品規則※の該当箇所について確認を行いました。さらに再発防止策として課内職員への回覧による周知を行いました。 ※横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)
19	財務監査	R4	経理事務	20 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 保管換えを受けた備品について、物品管理簿に登載していなかった。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	-	指摘事項の発生原因が職員の認識不足であったことから、該当職員とともに物品規則※の該当箇所について確認を行いました。さらに再発防止策として課内職員への回覧による周知を行いました。 ※横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)
20	財務監査	R4	経理事務	20 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 保管換えを受けた備品について、物品管理簿に登載していなかった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が職員の認識不足であったことから、不適切な状態の是正として、直ちに物品管理簿に登載を行い、さらに指摘後直後の夕会にて課内職員への周知を行いました。
21	財務監査	R4	経理事務	20 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品管理簿を備えて、その保管に係る物品(消耗品出納簿の記載を省略できる消耗品を除く)を整理しなければならないとされている。また、「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、パソコン本体に接続(接続予定も含む。)のディスプレイは価格にかかわらず備品とするものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 備品を廃棄したことについて、物品管理簿に備品の数量等の減の記載がなかった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が職員の認識不足であったことから、不適切な状態の是正として、直ちに物品管理簿に数量減の記入をし、さらに指摘後直後の夕会にて課内職員への周知を行いました。
22	財務監査	R4	経理事務	21 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)(平成29年3月13日会会第1434号)」によれば、物品の価格は、当該物品を取得するために支払った金額とされている。しかしながら、物品管理簿への登載に当たり、当該物品を取得するために支払った費用ではないリサイクル費用を物品の価格に含めて物品管理簿に記載していた。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が職員の認識不足であったことから、不適切な状態の是正として、直ちに物品管理簿の誤記訂正を行い、さらに指摘後直後の夕会にて課内職員への周知を行いました。

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
23	財務監査	R4	經理事務	21 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、所管する備品について、備品整理票等の表示により整理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 備品整理票等による表示がなかった。	教育委員会事務局	教職員人事課	-	不適切な状態の是正として、備品整理票による表示を行いました。また、再発防止策として、物品規則※及び「物品事務の手引き」を再確認し、備品購入時に備品整理票を漏れなく貼付するよう事務の流れを徹底しました。 ※横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)
24	財務監査	R4	經理事務	21 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、所管する備品について、備品整理票等の表示により整理しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 保管換えされた備品について、従前の物品保有課の備品整理票が貼付されたままだった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が職員の認識不足であったことから、不適切な状態の是正として、直ちに当課の備品整理票を付与し、さらに指摘後直後の夕会にて課内職員への周知を行いました。
25	財務監査	R4	經理事務	21 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印がされていなかった。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	-	指摘事項の発生原因が職員の認識不足であったことから、該当職員とともに物品規則※の該当箇所について確認を行いました。さらに再発防止策として課内職員への回覧による周知を行いました。 ※横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)
26	財務監査	R4	經理事務	22 現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品の保管換えをしようとすると、物品保管換え等処理票(物品出納通知書)により行うこととされている。しかしながら、物品保管換え等処理票(物品出納通知書)の送付を受けずに物品の受入れ手続を行っていた。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	-	指摘事項の発生原因が事務担当者の誤認識であったことから、不適切な状態の是正として物品保管換え等処理票(物品出納通知書)を保管換え元の課より送付を受け、物品規則※の確認と物品の保管換えに関する適切な事務を課内職員に周知を行いました。 ※横浜市物品規則第30条

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容		
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名			
27	財務監査	R4	経理事務	22	現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品の保管換えをしようとするときは、物品保管換え等処理票(物品出納通知書)により行うこととされている。しかしながら、物品保管換え等処理票(物品出納通知書)の送付を受けずに物品の受入れ手続を行っていた。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が事務担当者の誤認識であったことから、不適切な状態の是正として物品保管換え等処理票(物品出納通知書)を保管換え元の課より送付を受け、物品規則※の確認と物品の保管換えに関する適切な事務を課内職員に周知を行いました。 ※横浜市物品規則第30条
28	財務監査	R4	経理事務	22	現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品の保管換えをしようとするときは、物品保管換え等処理票(物品出納通知書)により行うこととされている。しかしながら、物品保管換え等処理票(物品出納通知書)の送付を受けずに物品の受入れ手続を行っていた。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が担当者の誤認識であったことから、不適切な状態の是正として、直ちに物品保管換え等処理票(物品出納通知書)を保管換え元の課より送つてもらい処理を済ませ、さらに指摘直後の夕会にて課内職員へ周知を行いました。
29	財務監査	R4	経理事務	22	現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者が物品の交付を受けようとするときは、物品受入れ等処理票(物品出納通知書)により物品出納員等に請求しなければならないとされている。しかしながら、物品の寄贈を受けるに当たり、物品受入れ等処理票(物品出納通知書)を作成していなかった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が事務担当者の失念であったことから、不適切な状態の是正として、直ちに物品受入れ等処理票(物品出納通知書)を作成するとともに、指摘直後の夕会にて課内職員へ周知を行いました。
30	財務監査	R4	経理事務	22	現金・金券類・物品管理等	物品の管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、物品管理者は、物品を将来使用する見込みがないと認めたときは、不用物品として物品返納等処理票(物品出納通知書)により物品出納員等に返納しなければならないとされている。しかしながら、物品の返納に当たり、物品返納等処理票(物品出納通知書)を作成していなかった。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	指摘事項の発生原因が事務担当者の誤認識であったことから、不適切な状態の是正として、直ちに物品返納等処理票(物品出納通知書)を作成するとともに、指摘直後の夕会にて課内職員へ周知を行いました。
31	財務監査	R4	経理事務	28	使用料等事務	収入事務	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、「事案についての最終的な意思の決定(以下「決裁」という。)は、行政文書によって行うもの」とされており、行政文書による決裁をする事案として、「歳出予算を執行し、及び歳入を収入すること。」が例示されている。しかしながら、使用料を収入するに当たり、調定決裁簿兼調定通知書の決裁を受けていなかった。	教育委員会事務局	学校支援・地域連携課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の誤認識であったことから、再発防止策として、朝礼時に課内職員に、調定決裁簿兼調定通知書は調定異動をした全てについて決裁が必要であることを周知しました。
32	財務監査	R4	経理事務	28	使用料等事務	債権管理事務	「横浜市の債権の管理等に関する規則(平成30年3月規則第16号)」によれば、「市の債権に係る事務事業を主管する課の課長は、その所掌に属すべき市の債権が発生し、若しくは市に帰属したとき、又はその内容に変更があったときは、遅滞なく、第3条第2項各号に掲げる事項を調査し、確認の上、これを台帳に記載し、又は記録しなければならない。ただし、台帳に記載され、又は記録されていない市の債権について、その全部が消滅していることを確認した場合は、この限りでない。」とされている。しかしながら、期限内に納付されなかつた授業料については、生徒の除籍後に債権の管理台帳へ記録する運用となつており、除籍に至るまで債権の管理台帳へ記録をしていなかった。	教育委員会事務局	学校支援・地域連携課	-	期限内に納付されなかつた授業料については、生徒が除籍された後に債権管理台帳を作成していましたが、「高等学校授業料の手引き」を改訂し、未収債権が発生した時点で債権管理台帳を作成することを記載し、事務長及び事務担当へ事務手続について周知を行いました。
33	財務監査	R4	経理事務	28	使用料等事務	債権管理事務	「横浜市立学校の授業料等に関する条例(昭和26年12月条例第77号)」によれば、授業料を期限内に納付しない場合には、2週間以内にその保護者若しくは保証人に対して、期限を付して、納付を督促しなければならないとされている。しかしながら、期限内に納付されなかつた授業料については、生徒の在籍中は納入指導を行い、除籍後に督促状を発付する運用となつており、期限後2週間以内に督促を行っていなかった。	教育委員会事務局	学校支援・地域連携課	-	期限内に納付されなかつた授業料については、生徒が除籍された後に債権管理台帳を作成していましたが、「高等学校授業料の手引き」を改訂し、未収債権が発生した時点で債権管理台帳を作成することを記載し、事務長及び事務担当へ事務手続について周知を行いました。

横選管第727号
令和5年8月31日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市選挙管理委員会委員長
田中 忠昭



監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

担当：選挙管理委員会事務局選挙課
電話：671-3335

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等		指摘事項	対象			措置の内容	
							区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
1	財務監査	R4	経理事務	16	現金 金券類 物品 管理等	現金の 管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月規則第57号)」又は「横浜市交通局会計規程(平成26年3月交通局規程第1号)」によれば、前渡金管理者は前渡金受払簿を備えて前渡金の受払を明らかにしておかなければならないとされている。しかしながら、前渡金受払簿について、次のような事例が見受けられた。 受入日について、誤った日付を記載していた。	選挙管理委員会事務局	選挙課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の前渡金受払簿に係る知識不足であったことから、再発防止策として、課内の職員及び責任職に対し、受入日の定義及び受入日の確認を徹底するよう周知しました。 また、課内で指摘事項の内容、根拠規定、発生原因、再発防止策を令和5年8月15日に改めて周知しました。
2	財務監査	R4	経理事務	17	現金 金券類 物品 管理等	現金の 管理	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則に関する会計、経理事務の取扱いについて(通知)(令和4年4月1日会審第329号)」によれば、前渡金の精算については、財務会計システムで前渡金精算入力を行い、精算書及び精算に必要なその他の資料を添付し、決裁を受けることとされている。しかしながら、前渡金の精算の決裁を受ける際に、精算に必要となる支出命令書が添付されていなかった。	選挙管理委員会事務局	選挙課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の失念及び責任職の確認不足であったことから、再発防止策として、課内の職員及び責任職に対し、支出命令書の添付書類について確認を徹底するよう周知しました。 また、課内で指摘事項の内容、根拠規定、発生原因、再発防止策を令和5年8月15日に改めて周知しました。
3	財務監査	R4	経理事務	21	現金 金券類 物品 管理等	物品の 管理	「横浜市物品規則(昭和31年3月規則第33号)」によれば、局長は、物品出納員等に物品を出納させようとするときは、物品出納員等に対して出納通知を発する手続をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品出納通知書に主管課長等の押印がされていなかった。	選挙管理委員会事務局	選挙課	-	指摘事項の発生原因が、担当者及び責任職の確認不足であったことから再発防止策として、課内の職員及び責任職に対し、物品出納通知を発する手続きがなされているかどうか確認を徹底するよう周知しました。 また、課内で指摘事項の内容、根拠規定、発生原因、再発防止策を令和5年8月15日に改めて周知しました。
4	財務監査	R4	経理事務	23	現金 金券類 物品 管理等	その他	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければならぬとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 物品保管換え等処理票(物品出納通知書)の原本を保管していなかった。	選挙管理委員会事務局	選挙課	-	指摘事項の発生原因が、担当者の確認不足であったことから、課内の職員及び責任職に対し、物品保管換え等処理票の保管を徹底するよう周知しました。 また、課内で指摘事項の内容、根拠規定、発生原因、再発防止策を令和5年8月15日に改めて周知しました。

議 総 第 483 号
令和5年9月1日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄様

横浜市会議会局長
豊 基信

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて措置を講じたものを、別添様式のとおり通知します。

担 当：議会局総務課
電 話：671-3041

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等	指摘事項	対象			措置の内容	
						区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名		
1	財務監査	R4	経理事務	12 委託	検査事務	「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について(通知)(平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る伺(執行伺、発注伺、契約締結伺等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされており、医療局病院経営本部においても同通知を準用している。また、「契約・経理事務における適正な事務処理の徹底について(通知)(平成27年6月16日交経企第265号)」によれば、契約(物品及び役務)に係る伺(執行伺、発注伺、契約締結伺等)の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行伺等の起案担当者が検査員を兼務していた。	議会局	秘書広報課	-	課内の事務分担変更に伴い、起案(担当)者が、当該契約業務の担当から外れたことで、検査員になることは問題ないと勘違いしたことが主たる原因であり、責任職の確認が十分に行われていなかつたことが判明したため、令和4年11月2日に課内で周知し、検査時は起案者の確認を徹底することとしました。 これを受け、経理担当課では、「起案(担当)者が検査員を兼務できない」(以下「基本ルール」という。)ことの徹底と再発防止を図るため、令和4年11月1日に局内全職員あてにメールを送信しました。 また、令和5年7月に、転入職員を含めた全職員に対して、このたびの財務監査での指摘事項の内容、原因をメールで共有し、基本ルール及び責任職による確認を徹底するよう周知しました。
2	財務監査	R4	経理事務	14 物品購入	その他	「横浜市行政文書管理規則(平成12年3月規則第25号)」によれば、行政文書は、その存在及び所在を常に把握できる状態にしておかなければならぬとされている。しかしながら、契約関係書類等について、次のような事例が見受けられた。 見積書の原本を保管していなかった。	議会局	秘書広報課	-	このたびの指摘は、令和3年4月1日より、電子データで提出された見積書を原本として扱うことが認められていましたが、契約事務担当者が、そのことを認識しなかつたため、当該見積書の電子データを原本として取り扱えば問題なかったところ、電子データ版の見積書と内容は同じでしたが、様式の異なる見積書を原本として保管していたことが原因です。これを踏まえ、再発防止の取組として、令和4年11月2日に事務取扱ルールの変更内容についてあらためて周知するとともに、必要なない書類は事務処理ミスの原因になる可能性もあることから確實に廃棄することを共有しました。また、令和5年度においても、契約事務に関するルールについて課内に定期的に周知することで、同様のミスが起きないよう徹底を図っています。 経理担当課からは、令和4年11月1日の局責任職会議において、全責任職に対して、このたびの財務監査での指摘内容、原因、防止策、契約関係書類等の取扱ルールを共有するとともに、同日、局内全職員に対して周知徹底を図りました。また、令和5年7月には、転入職員を含めた全職員に対して、改めて指摘内容、原因、防止策等を周知しました。